会 議 録

会議の名称		令和5年度第1回つくば市文化芸術審議会			
開催日時		令和5年(2023年)5月23日 開会13:30 閉会14:45			
開催場所		つくば市役所 2 階 204 会議室			
事	務局(担当課)	市民部文化芸術課			
	委員	小久保貴史、野中勝利、田中佐代子、田中秀夫、			
出	(計9名)	小澤慶介、宇津野茂樹、根津陽子、矢島祐介、山中周子			
席	その他(計3名)	中村都市計画部公有地利活用推進課係長			
者		株式会社常陽産業研究所 廣田主任調査役、宮内調査役			
	事務局	矢口文化芸術課長、矢口同課長補佐、佐藤同係長、			
	(計7名)	田山同主査、加藤同主任、吉野同主任、和田同主事			
公開・非公開の別		■公開 □非公開 □一部公開 傍聴者数 0人			
非公開の場合はその理由					
議題		諮問第1号 「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について			
確定年月日		年 月 日			

1 開会

2 議事

会

議

次

第

審議事項

諮問第1号 「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について報告事項

「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について」への答申書について 意見交換会の開催について

意見聴取事項

公募型プロポーザル実施について

- 3 その他
- 4 閉会

<審議内容>

1 開会

<矢口文化芸術課長より開会を宣言>

2 議事

野中会長

: 議事に入る前に、本日、傍聴者はおられないということで すので、早速次第に基づきまして議事を進めさせていただき ます。

> まず、本日の委員出席数ですが、委員 11 名のところ9名 出席ということで過半数を満たしておりますので、条例第 13 条第 3 項の規定によりまして、本日の会議が成立していることを報告します。

> 本日は審議事項、報告事項及び意見聴取事項がそれぞれあります。審議事項は、諮問第1号「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について。報告事項は「文化芸術創造拠点基本計画」の策定についての答申について、及び「意見交換会の開催」について。意見聴取事項は、「文化芸術創造拠点基本計画設計業務プロポーザル業務委託実施要領案」についてです。なお、今回初めて出てくる意見聴取事項について先に説明しますと、今回御提示する資料内容につきまして、事務局が詳細を検討するため、委員の皆様から御意見をいただくものです。

それぞれの案件につきまして、事務局からの説明を受け、 委員の皆様に御審議いただきたいと思います。それではまず 審議事項から、事務局より説明願います。

<資料No.1-1 ~ 1-2について事務局より説明>

野中会長

: ありがとうございました。現行の基本計画が令和4年度をもって終了し、来年からの5年間の基本計画をこれから1年かけて策定することになります。全体の構成は目次のとおり想定しているということで、今回は次期計画の前提となる課題というところまで、事務局で資料No.1-2のとおり原案を作成しました。

資料No.1-2の計画本文について、どの部分でも構いませんので、委員の皆様から御意見をいただいて議論を深めていきたいと思います。

矢島委員

: 18 ページの基本的方向①で、第1期策定時からの課題として、「世代に合わせた付加サービスが少ない」とありますが、「付加サービス」の内容が具体的にイメージできないので説明いただけますか。

事務局

: 第1期では、託児サービスや学生割引等という言葉も出てきますが、事務局では、親子向けの親も子も楽しめるような公演なども、「付加サービス」と言って良いのではないかと考えています。また、高齢者向けとしては、つくば文化振興財団と市の高齢福祉課が協働して、70歳以上の方が文化芸術振興事業のチケットを購入する際に、割引となるシニア割制度も今年度から始まっています。

そのような世代に合わせたサービスをより充実させてい きたいという意図で、「付加サービス」という文言を記載し ています。

矢島委員: ありがとうございました。

根津委員 : 19ページの基本的方向②の第1期からの課題に、「アーテ

ィストインレジデンスの実施が難しい」とありますが、難し

いとした理由は何でしょうか。

事務局: 現在のところ市も関与しているアーティストインレジデ

ンスは、市民団体が主軸となって活動する、市民協働型事業

という制度のなかで実施しています。

今後の活動としては、例えば文化芸術創造拠点となる田水 山小学校も活用していきたいと考えていますが、きちんと整

備されるまではハード面・ソフト面ともに市が主体となって

アーティストインレジデンスをやっていくのは、現状難しい

ため、課題として残しています。

今後、文化芸術創造拠点が整備されていく中で、アーティ

ストインレジデンスも将来的に充実させていくよう方向付

けていきたいと考えています。

野中会長 : レジデンス部分の器がないため、難しいという認識のよう

です。

他にいかがですか。御質問でも構いませんし、あるいは本

文の言い回しについての御意見でも結構です。

田中(岡本)委員: 18~19ページの基本的方向①と基本的方向③ですが、「文

化芸術を創造するまち」「新しい文化を創出するまち」と、

どちらも似たようなことを言っている印象で、違いが分かり

にくいと思います。どの点が違うのでしょうか。

事務局 : 御意見いただいたように、基本的方向の文言がわかりにく

いと事務局でも考えていました。

大別すると、基本的方向①については既存の文化の発展で、基本的方向③が新しい文化や、それに関わるものという分類になっています。

次回の審議会までにこの文言は見直したいと考えていま す。

野中会長

: 基本的方向①は、どちらかというと認知されているジャンルの文化芸術の展開で、基本的方向③は今までになかったような文化で、かつ、つくばならではのものであり、それを生み出していきたいということが、方向性の違いなのかと思いました。

矢島委員

今の内容に関連してですが、基本的方向③は、文化芸術を「生み出す」というイメージが強いということでしょうか。 そうであれば、基本的方向①と③は、創造と創出と、似たような言葉になっているので、基本的方向③の創出を別の言葉にするとわかりやすいと思いました。

野中会長

: 今の意見を踏まえますと、例えば基本的方向③について、 「新しい文化芸術を生み出すまち「つくば」」といった文言 が考えられます。事務局でも検討いただければと思います。

宇津野委員

: 資料No.2-2の20ページに、「市、教育委員会(学校含む)、 つくば文化振興財団、市民、文化芸術団体、大学、研究機関、 企業等とのネットワークの構築」が課題とあるように、ネッ トワーク構築を推進していくべきだとは思います。それを今 後実践していくにあたって、全体的なコーディネート、ある いはプロデュースをする人を配置するという文言も入れた 方が良いと思います。

また、私もつくば文化振興財団に所属していますが、大学

の学生とか、小学校・中学校・高校、あるいは子育て世代の 方とか、世代別に文化芸術に触れられる仕組みとか、その予 算化が大切ではないかと考えています。学校であれば、ノバ ホールでコンサート等を実施するようなことが考えられま す。食べ物の栄養と同じように、芸術は後から効果があるも のとも言われますし、そういった小さい子供のうちから文化 芸術に親しめる仕組みが日本ではなかなか構築されてない 面があるので、今後はそういったことが大事なのではないか と思います。

野中会長

: ありがとうございます。課題と、それに向けて今後どうしたらいいかというお話をいただいたかと思います。今後さらに整理は必要かと思いますが、御指摘のあったコーディネーター・プロデューサーについては、次回、施策内容を審議する際に、具体的な施策として盛り込まれていくことも考えられます。事務局としては今の御意見に対していかがですか。

事務局

: ネットワークを構築したとしても、コーディネート、あるいはプロデュースをする人がいないと難しいと思います。専門職の配置は必要だと考えていますので、施策として入れていきたいと思います。

野中会長

: ありがとうございます。他に何か意見はありますか。

田中委員

: この基本計画は、第2期があって、第3期があって第4期 があってこれからずっと繋げていくのでしょうか。

基本的方向が5つあり、それに対する課題を見てみると、 どれも何かが足りないと言っていますが、足りている部分も あると思います。第1期で達成された部分は本文中のどこか に書かれていますか。 達成された項目や、逆にできなかった項目を整理して、今後さらに先を見据えて施策を練っていく必要があると思いますし、推進していく項目の重要度や優先度も検討する必要があるのではないでしょうか。

野中会長

資料No.1-2の12~15ページに、見開きの表があり、奇数ページに課題を抽出した項目が掲載されています。情報量が多く、全部読まないとわからない箇所もありますので、成果についてエッセンスをまとめることも必要かと思います。

事務局

会長からありましたように、昨年の第2回審議会の際にも提示した資料から抜粋したものを掲載しています。もとは、進捗状況や新型コロナの影響について段階付けした評価まで入っていました。今回、国が基本計画の改訂に際して実施した評価を参照すると、やはり新型コロナの影響が大きく、計画全体に対して評価をするのも適切ではないという文言がありましたので、市の計画でも今回は段階付けを抜いて提示をしました。お話のあったエッセンスの抽出は、今後整理していきたいと思っています。

なお、今回御提示した資料については、昨年の7月の時点での評価ですので、これから庁内の担当課を対象としてもう1度調査を行い、第1期の成果と課題をまとめなおします。次回までには、この内容についても更新していきます。

野中会長

ありがとうございます。また、田中委員のお話の中で、大事だと思ったのは、推進していく内容の中でも急ぐべきものとか、重要なものがあるのではないかという御指摘がありました。

いろんな施策を次回以降提示されると思いますが、その中

で多少メリハリをつけることもあっていいと思いました。他にいかがでしょうか。

矢島委員

: 基本的施策をざっと見たところ、④が弱いと思います。「自然が文化を培うまち「つくば」」ということですが、成果の部分についてもボリュームがあまりないし、課題も少ないので内容がぼやけている印象もあります。今年、ジオパークの施設もできますし、それも自然と関わりのあることだと思います。また、農業もそうですし、観光、筑波山とか、周辺地域のまち歩きなども自然と関わることになると思うので、そういった観点で内容を増やしても良いと思います。

現行の内容は、どちらかというと環境保護の目線が多いですが、もう少し目線を変えると自然と関係する部署はもっとあると思うので、そこを膨らませられないかと思いました。

事務局

: 事務局でもそれは考えていまして、基本的方向③と④を統合して、「自然と科学」という項目として整理する案も検討しています。その点について何か意見があれば、この場でいただけますか。

矢島委員

: 僕は基本的方向④はそのまま残して欲しいです。一緒になるとこのままボリュームが薄くなっていく気がするので、もう少し内容を掘り下げられないかという気持ちがあります。

野中会長

: 委員の方々の反応からすると、やはり基本的方向④が大事だという印象はありました。おっしゃられたようにジオパークもそうですし、農業といった産業もあります。そういった観点でもう少し内容や課題を挙げられるのかもしれませんが、今後の施策に繋がるようなことも見据えていった時には、もう少し展開力があっても良いのではないかと私も思い

ました。その辺りを事務局で検討いただければと思います。 では、ひとまず審議事項につきましてはここで、区切らせ ていただきます。続けて、次第に従いまして報告事項につい て事務局から説明願います。

<資料No.2-1 ~ 2-4について事務局より説明>

野中会長: ありがとうございました。今の説明につきまして委員の皆様

から御質問あるいは御意見いただきたいと思いますがいか

がでしょうか

矢島委員: 内容に関係ないことですが、資料No.2-2の2ページ目の

図の体裁で少しおかしい部分があるので修正したほうが良

いと思いました。

事務局: 御指摘ありがとうございます。こちらの校正不足でした。

今後、様々な機会で頒布するものについては、修正したもの

に差し替えます。

野中会長 : 他にいかがでしょうか。それでは特に意見はないようです

ので、続いて3番の意見聴取事項にまいります。これにつき

ましては、冒頭でもお話しましたけれども、御提示する資料

内容につきまして、事務局が今後詳細に検討を進めるに当た

り、この段階で委員の方々から御意見をいただきたいという

ことで時間を設けさせていただいているものです。それを踏

まえて事務局から御説明いただければと思います。

<資料No.3について事務局より説明>

野中会長: ありがとうございました。田水山小学校のリノベーション

の計画設計の事業者を選ぶことを、入札ではなくて公募型プ

ロポーザルという形式で実施するということです。その中で、こういった視点も事業者からの提案の中に盛り込んで欲しいなど、この場で御意見いただければと思います。

小澤委員 : 確認ですが、プロポーザルを通った提案がそのまま実施されるということでしょうか。

事務局

事務局

: 事業者からの提案も反映させていきますが、基軸となるのは昨年度策定した基本計画や、その他、行政の意向です。実施要領の中には、「契約後の業務において、必ずしも受託者の提案内容に沿って実施するものではない」という文言を盛り込んでいきたいと考えています。

小澤委員 : わかりました。どこかのタイミングで管理運営者や使う人 達の意見が、反映されるような機会があればいいなと思いま した。

: プロポーザルで設計する事業者が決まりましたら、先進事例となる施設に、事業者と一緒に視察に行く機会を設けたいと考えています。実際に参考となる事例を視察した上で、建物のしつらえや運営方法などを事業者と行政が共同して考えていけることができれば理想的ではないかと考えます。小澤委員からは、これまでにも参考になりそうな事例の情報はいただいていますが、今後検討していくにあたって、改めて情報をいただけますと幸いです。

また、アンケートを行うと先ほど御報告しましたが、管理 運営者の意見聴取と並行して、実際に使用する方の意見も聴 取し、今後行っていく管理運営の検討の中でそういった意見 を踏まえ、詳細を検討していきたいと考えています。

小澤委員: わかりました。僕はプロの意見も聞いたほうがいいと思い

ます。実際にそういう施設を運営している人たちはどういう ふうに建物とか使い勝手とかを判断しているかをヒアリン グする機会があればいいなと思います。もちろんその地域住 民の方々の意見も反映させることは大事だと思いますが。

事務局

昨年度もプロのアーティストとして活動されている方に 施設を利用いただいて事業を行い、実際使ってみた感想をい ただいています。

今後も、運営する側、利用する側両方からの意見を聴取する機会を設けることができるよう、検討します。

宇津野委員

: 公募型プロポーザルの場合は、よく実施される手法かと思いますが、提案を求める内容にこれまでの施設設計の実績を入れたら良いのではないかと思いました。入れるかどうかは事務局で判断していただくとして、そういったものも選考の基準になるのではないでしょうか。

事務局

: 御指摘いただいた内容は、申請書類の中に含めようと考えていました。事業者を選定する段階で、実績があるかを基準の一つにしようと検討しています。

先行事例も併せて調査している中で、千葉県鋸南町に保田小学校という廃校を改修した道の駅があり、そこは改修に当たってプロポーザルを実施した際に、これまでの受賞歴を提出してもらったようなので、そういった事例を参考にして、今回の実施要領にも取り入れていきたいと考えています。どの程度の比重を置くかは検討中ですが、御指摘いただいた部分も考慮した上で業者を選定していきたいと考えています。

野中会長

: 実績については、新築もあればリノベーションもあります し、事業者からすれば仕事を取りたいので、こういった小学 校のリノベーションや様々なスタイルでの業務実績などたくさん情報は出してくるのかと思いますが、それを上手く仕分けをしながら、選定していただければと思います。

それでは、本日の議事は以上となりますので、進行を事務 局にお返しします。

3 その他

<矢口文化芸術課長補佐から令和5年度第2回審議会の日程調整について>

<第2回審議会は令和5年(2023年)7月18日13時30分からに決定>

4 閉会

<矢口文化芸術課長より閉会の宣言>

令和5年度 第1回つくば市文化芸術審議会 次第

日 時 令和5年(2023年)5月23日(火) 午後1時30分から 場 所 つくば市役所2階 会議室204

- 1 開会
- 2 議事
- (1) 審議事項

諮問第1号 「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について

(2) 報告事項

「文化芸術創造拠点基本計画」の策定について」への答申書について 意見交換会の開催について

(3) 意見聴取事項

公募型プロポーザル実施について

- 3 その他
- 4 閉会

配布資料

資料No.1-1 つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)の方向性

資料No.1-2 つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)(案)

資料No.2-1 「文化芸術創造拠点」基本計画の策定について 答申書

資料№2-2 つくば市文化芸術創造拠点基本計画

資料No.2-3 つくば市文化芸術創造拠点基本計画 概要版

資料No.2-4 意見交換会の開催について

資料No.3 公募型プロポーザル実施について

つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)の方向性について

1 計画期間第1期2019年3月策定(2018年度から2022年度)5年ごとに見直し2023年度は第2期策定期間とする

第2期 2024年3月策定(2024年度から2028年度) 5年ごとに見直し

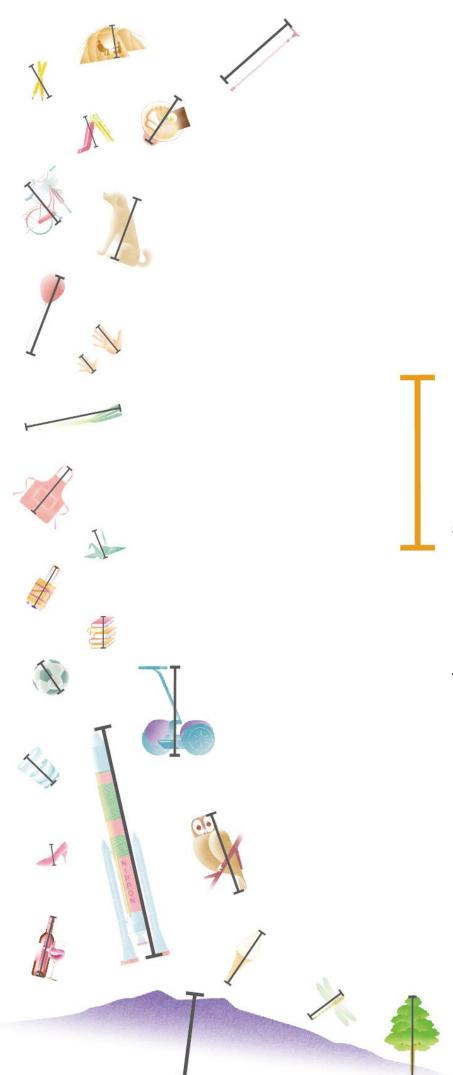
2 第2期の策定へ向けて

国の「文化芸術推進基本計画(第2期)|が2023年3月に策定され、4月から施行となった。

第1期の計画期間では、新型コロナウィルス感染症の影響を大きく受け、進捗が芳しくなく評価することが適切ではない、といった状況であった。 よって、国の第2期では、第1期計画の中で掲げられている「目標 | を基本的に踏襲している。

つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)においても、第1期を踏襲した上で、この5年間の社会状況の変化に鑑み、見直していく。

	【国】文化芸術推進基本計画(第1期)		【国】文化芸術推進基本計画(第2期)
副題	文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる	副題	価値創造と社会・経済の活性化
目標 1	文化芸術の創造・発展・継承と教育	中長期目標1	文化芸術の創造・発展・継承と教育・ <u>参加機会の提供</u>
目標 2	創造的で活力ある社会	中長期目標2	創造的で活力ある社会 <u>の形成</u>
目標3	心豊かで多様性のある社会	中長期目標3	心豊かで多様性のある社会 <u>の形成</u>
目標4	地域の文化芸術を推進するプラットフォーム	中長期目標4	<u>持続可能で回復力のある</u> 地域 <u>における文化コミュニティの形成</u>
戦略1	文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実	重点取組1	ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
戦略 2	文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現	重点取組2	文化資源の保存と活用の一層の促進
戦略 3	国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・	重点取組3	文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
	国家ブランディングへの貢献	重点取組4	多様性を尊重した文化芸術の振興
戦略4	多様な価値観の形成と包括的環境の推進による社会的価値の醸成	重点取組5	文化芸術のグローバル展開の加速
戦略 5	多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成	重点取組6	文化芸術を通じた地方創生の推進
戦略 6	地域の連携・協同を推進するプラットフォームの形成	重点取組7	デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進
		第2期計画推	①社会課題に適時的確に対応するための政策形成・評価と体制構築
		進のための必	②第2期計画の戦略的な広報・普及活動の展開
		要な取組	③国・地方公共団体等が一体となった文化芸術の振興
	つくば市文化芸術推進基本計画(第1期)		つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)(案)
理念	アートで編む	理念	アートで編む
基本的方向1	文化芸術を創造するまち「つくば」	0001	
基本的方向 2	多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」	0002	第1期の内容を基本とし、この5年間で変化のあった
基本的方向3	新しい文化を創出するまち「つくば」	0003	項目について、見直していく。
基本的方向4	自然が感性を培うまち「つくば」	0004	
基本的方向5	文化芸術を実践するまち「つくば」	0005	



つくば市 文化芸術推進 基本計画(第2期) (案)

令和6年(2024年)3月

〔対象期間〕

令和6年度(2024年度)から 令和10年度(2028年度)まで

> 「これからの やさしさの ものさし

令和6年(2024年)3月

つくば市長 五 十 嵐 立 青

目次

1.	つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)について	1
	1.1. 計画策定の目的	1
	1.2. 基本計画の対象となる文化芸術の定義	2
	1.2.1.つくば市が振興する文化芸術の定義	2
	1.2.2.本計画と SDGs の関係性	2
	1.3. 計画の位置付け	3
	1.4. 計画期間	3
2.	文化芸術を取り巻く現状と課題	4
	2.1. 文化芸術を取り巻く潮流	4
	2.1.1. 国の動向	4
	2.1.2.文化芸術推進基本計画(第2期)	5
	2.1.3. 茨城県の動向	8
	2.2. これまでの取組の振り返りと課題	10
	2.2.1. 第1期計画に基づく取り組みの振り返りと課題	10
	2.3. 市民アンケート等からみる文化芸術を取り巻く現状	16
	2.3.1. 市民の文化芸術との関わり方	16
	2.3.2. つくば市の文化芸術に関する取り組みへの評価・期待	17
	2.4. 文化芸術を推進する上での課題	18
	2.5. 取組の方向性	21
	2.6. 基本目標と成果指標	22
	2.6.1. 基本目標	22
	2.6.2. 成果指標	23
3.	文化芸術の振興に向けた取り組み	24
	3.1. 施策の体系	24
	3.2. 具体的な取り組み	25
	3.3. 計画の実現に向けた連携・協働体制	26
4.	計画の進捗管理評価見直し	27
	4.1. 計画の進捗管理	27
	4.2. 計画の評価	28
	4.3. 計画の見直し	29
5.	資料編	30
	5.1. つくば市文化芸術審議会	30
	5.2.文化芸術に関する市民意識調査報告書(概要版)	31

1. つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)について

1.1. 計画策定の目的

した。

平成 29 年 (2017 年) 6月に国の文化芸術基本法が改正され、平成 30 年 (2018 年) 3月には文化庁により「文化芸術推進基本計画」が閣議決定し、地方公共団体でも計画を策定していく努力目標が定められました。

それを受けて、つくば市は、世界に誇れる、個性あるつくばの文化芸術の創造を推進するために、「つくば市文化芸術推進基本計画」を平成31年(2019年)3月に策定しました。同計画では、本市に揃う1本1本の素晴らしい糸を連携させ、「まち」という大きな布を織り上げるという思いから、「アートで編む」を基本理念に掲げて、5つの基本的方向と11からなる基本施策を設定しました。一方、同計画期間には、新型コロナウイルス感染症の影響によって、文化芸術イベントの中止や延期、規模縮小、人々の行動自粛により、文化芸術活動に関わる機会が減少するなど、市内の文化芸術活動は非常に甚大な影響を受けま

新型コロナウイルス感染症の影響が収束しつつある中、国は令和5年(2023年)3月に「文化芸術推進基本計画(第2期)」を閣議決定しました。ここでは、第1期の4つの目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、今後5年間(令和5年度~令和9年度)において推進する7つの重点取組、16の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示しています。

つくば市においても、「つくば市文化芸術推進基本計画」が最終年度を迎えたことから、国の「文化芸術推進基本計画(第2期)」や、文化芸術を取り巻く環境の変化、令和4年(2022年)12月から令和5年(2023年)1月に実施した「文化芸術に関する市民意識調査」を踏まえて、令和6年(2024年)3月に「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」を策定することとしました。

1.2. 基本計画の対象となる文化芸術の定義

1.2.1.つくば市が振興する文化芸術の定義

文化芸術基本法およびつくば市の地域特性を踏まえ、本計画では以下の文化を「文化芸術」の対象範囲とします。

分野	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踏、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ、その他の電子 機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踏、その他の我が国及び地域古 来の伝統的な芸能
芸能(伝統芸能を除く)	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋、その他の国民的娯楽並びに出版物及びレコード等
文化財	有形・無形の文化財等並びに、その保存技術

※文化財については、主として「つくば市文化財保存活用計画」に基づき推進していきます。

1.2.2.本計画と SDGs の関係性

平成 27 年度 (2015 年度) に国連本部で開催された第 70 回国連総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダには、持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development GOALS) として、世界で達成すべき 17 の目標と 169 のターゲットが掲げられています。

こうした中、つくば市は平成30年(2018年)2月にSDGsに基づき「持続可能都市ヴィジョン」を公表し、同年9月には「つくば市SDGs未来都市計画」を策定しました。本基本計画に基づき更なる文化芸術の振興を図ることは、SDGs(持続可能な開発目標)の以下の項目の達成に寄与します。

本計画と関係する SDG s



















1.3. 計画の位置付け

本計画は、「つくば市文化芸術推進基本計画」に即して定め、本市の既存関連計画及び国や茨城県等の法令、条例等や計画との整合性に配慮しながら策定しています。

围 つくば市 文化芸術基本法 つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン 文化芸術推進基本計画 第2期 つくば市SDGs (第2期) 持続可能都市ヴィジョン 未来都市計画 障害者による文化芸術活動 の推進に関する法律 障害者による文化芸術活動の 推進に関する基本的な計画 <関連するつくば市の計画> つくば市文化芸術基本条例 つくば市文化財保存活用計画 茨城県 つくば市教育振興基本計画 第3次 つくば市生涯学習推進基本計画 茨城県文化振興条例 つくば市文化芸術推進基本計画(第2期) つくば市障害者計画 第2期 茨城県文化振興計画

「つくば市文化芸術推進基本計画」の位置付け

1.4. 計画期間

「つくば市文化芸術推進基本計画」は平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)までの5か年の計画として策定されました。

「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」は、令和5年度(2023年度) を策定期間としており、令和6年度(2024年度)を初年度とし、令和10年度 (2028年度)を最終年度とする5か年計画とします。

※策定期間とした令和5年度は、引き続き第1期計画に基づき進めていきます。

「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の計画期間 H27 H28 H29 H30 R 6 2015 2016 2020 2024 2025 2017 2018 2019 2021 2022 2023 2026 2027 2028 年度 つくば市未来構想 つくば市未来構想 第1期つくば市戦略プラン 第2期つくば市戦略プラン つくば市文化芸術推進 つくば市文化芸術推進 策定 期間 基本計画 基本計画(第2期)

2. 文化芸術を取り巻く現状と課題

2.1. 文化芸術を取り巻く潮流

2.1.1. 国の動向

(1) 文化芸術基本法・文化芸術推進基本計画 (第1期)

国は、文化芸術基本法に基づき文化芸術基本計画(第1期)を策定しました。

国の文化芸術推進基本計画(第1期)の概要

計画名	文化芸術推進基本計画
策定年月	平成30年(2018年) 3 月
計画期間	平成30年度(2018年度)~令和 4 年度(2022年度)
目的・趣旨	平成29年(2017年)6月に改正された「文化芸術基本法」では、文化芸術の振興だけではなく、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の創造、発展、継承及び教育に活用することが明記された。 同法制定を受けて、平成30年(2018年)3月に閣議決定された「文化芸術推進基本計画(第1期)」では、4つの目標と6つの戦略が掲げられた。

4つの目標

目標1	文化芸術の創造・発展・継承と教育
目標 2	創造的で活力ある社会
目標3	心豊かで多様性のある社会
目標4	地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

6つの戦略

戦略1	文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
戦略2	文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
戦略3	国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献
戦略4	多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成
戦略5	多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成
戦略 6	地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

2.1.2.文化芸術推進基本計画 (第2期)

国は、令和5年(2023年)3月、文化芸術を取り巻く状況の変化や第1期 基本計画期間の成果と課題を踏まえ、「文化芸術推進基本計画(第2期)」 を閣議決定しました。

国の文化芸術推進基本計画(第2期)の概要

計画名	文化芸術推進基本計画(第2期)
策定年月	令和5年(2023年)年3月
計画期間	令和5年度(2023年度)~令和9年度(2027年度)
目的・趣旨	同計画内容では、第1期の4つの目標を「中長期目標」として基本的に踏襲した上で、今後5年間(令和5年度(2023年)〜令和9年度(2027年))において推進する7つの重点取組、16の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示しているとともに、第2期計画推進のために必要な取組を3つ定めている。

4 つの中長期目標 (第 1 期計画の目標を基本的に踏襲)

中長期目標1	文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供
中長期目標2	創造的で活力ある社会の形成
中長期目標3	心豊かで多様性のある社会の形成
中長期目標4	持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

7つの重点取組

重点取組1	ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
重点取組2	文化資源の保存と活用の一層の促進
重点取組3	文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
重点取組4	多様性を尊重した文化芸術の振興
重点取組5	文化芸術のグローバル展開の加速
重点取組6	文化芸術を通じた地方創生の推進
重点取組7	デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

第2期計画推進のために必要な取組

必要な取組1	社会課題に適時的確に対応するための政策形成・評価と体制構築
必要な取組 2	第2期計画の戦略的な広報・普及活動の展開
必要な取組3	国・地方公共団体等が一体となった文化芸術の振興

(2) 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画 (第2期)

政府は、令和5年(2023年)3月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響や東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、第1期における取組の成果や課題等を踏まえ、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」を策定しました。第2期計画では、障害者文化芸術推進法に規定する3つの基本理念を基本的な視点と定めて具体的な施策に取り組みます。同時に、第2期計画において目指す姿(目標)を明記しました。

障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)の概要

計画名	文化芸術推進基本計画(第2期)
策定年月	令和 5 年(2023年)年 3 月
計画期間	令和5年度(2023年度)~令和9年度(2027年度)
目的・趣旨	同計画内容では、第1期の4つの目標を「中長期目標」として基本的に踏襲した上で、今後5年間(令和5年度(2023年)〜令和9年度(2027年))において推進する7つの重点取組、16の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示しているとともに、第2期計画推進のために必要な取組を3つ定めている。

基本的な方針 (視点)

基本的な方針1	障害者による文化芸術活動の幅広い促進
基本的な方針 2	障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化
基本的な方針3	地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、 心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現
	第2期計画において目指す姿(目標)
目指す姿1	障害者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開
目指す姿2	文化施設及び福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等 による、障害者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実
目指す姿3	地域における障害者による文化芸術活動の推進体制の構築

2.1.3. 茨城県の動向

(1) 第2次茨城県文化振興計画

茨城県は、茨城県総合計画「いばらき未来共創プラン」を補完する計画として「茨城県文化振興計画」を策定しました。

令和4年度(2022年度)からは、「第2次茨城県総合計画~「新しい茨城」への挑戦~」の文化振興行政に関する内容をもって「第2次茨城県文化振興計画」に代えることとし、具体の施策の取組や進行管理を行うものとして、「アクションプラン」を策定しました。アクションプランでは、5つの基本的施策に基づき、具体的な取組を進めています。

第2次茨城県文化振興計画・アクションプランの概要

計画名	第2次茨城県文化振興計画・アクションプラン
策定年月	令和 4 年(2022年) 3 月
計画期間	令和 4 年度(2022年度)~令和 7 年度(2025年度)
目的・趣旨	本計画は、文化振興に関する総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱 などを明示することにより、本県の文化振興施策の総合的かつ計画的な 推進を図るため、「茨城県文化振興条例」に基づき策定された。

「第2次茨城県総合計画」の文化振興行政に関する内容

チャレンジⅢ:新しい人材育成

2. 政策14 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城

施策(1)生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術

- ③子どもの豊かな感性や創造性を育むため、優れた芸術を鑑賞し親しむ機会の充実を図るとともに、学校等における文化芸術活動を推進します。
- ④将来の文化を担う人材の育成と伝統文化の継承のため、必要となる資金及び人材の確保などを支援するとともに、県民等の作品を発表する場の提供などに取り組みます。
- ⑤県民が優れた文化芸術に触れる機会を確保するため、県立美術館・歴史館等の環境整備に取り組むほか、文化情報の一元化などにより、効率的・効果的な情報提供を推進します。

5つの基本的施策と各種施策(アクションプラン)

	基本的施策	各種施策				
		(1) 文化の担い手の育成及び確保				
1	人材の育成等	(2)次世代を担う子どもたちの育成				
		(3)文化に関する教育の充実				
		(1)芸術の振興				
		(2) 伝統文化の継承及び発展				
2	文化の振興	(3) 生活文化等の振興				
		(4) 文化を活用した地域づくり				
		(5) 文化交流の促進				
		(1) 文化の担い手の育成及び確保				
3	文化的資産の活用等	(2)次世代を担う子どもたちの育成				
		(3) 文化に関する教育の充実				
		(1) 県民の文化活動の充実				
4	文化活動の充実	(2) 高齢者、障害者等の文化活動の普及				
		(3) 青少年の文化活動の普及				
		(1) 文化情報の収集及び提供				
		(2) 推進体制の整備				
5	立ル活動の土垣仕型の土中 体	(3) 文化施設の機能の充実				
) 	文化活動の支援体制の充実等	(4)地域における文化活動の支援				
		(5) 財政上の措置				
		(6) 顕彰				

2.2. これまでの取組の振り返りと課題

2.2.1. 第1期計画に基づく取り組みの振り返りと課題

第1期 基本理念「アートで編む」

文化芸術は私たちに「問い」を与えてくれます。「自分とは何か」「他者とは何か」「社会とは何か」…様々な疑問を投げかけてくれます。私たちは、すべての答えが正解になる「問い」を考え続ける中で、「自分」を見つけ、「自分」とは違う「他者」を見つけ、また「自分」も「他者」も認めることができるようになります。

日本語で「芸術」と訳される「art (アート)」という言葉の語源は、ラテン語の「ars (アルス)」にさかのぼります。「自然」の対義語として、人の「技」や「技術」を表していました。文化芸術は人間にしか生み出せないものであり、また、人間に影響を与えていくものです。

文化芸術を鑑賞し、創造し、その恩恵を享受することは、年齢・国籍・経済的 事情等にかかわらず等しく、すべての人にとって欠かすことができません。

文化芸術のもつ多様性の対象は、人間の感性・精神性・思考に留まらず、福祉・教育・産業・国際交流等の関連分野をも包括し、これらと有機的に結びつくことで、イノベーションを起こすきっかけとなります。

「わたし」と「あなた」、「行政」と「市民」、「大学」と「研究機関」など、 異なる主体や立場がそれぞれ文化芸術に取り組み、時に連携し、つながること。 「自然」「科学」「国際交流」など、つくば市の多面的な魅力を、文化芸術の 力で有機的に結びつけ、新しい価値を創造すること。

つくば市は、文化芸術によって、1本1本の素晴らしい糸を連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織ることを目指します。

つくば市文化芸術基本条例

つくば市は、平成 16 年 (2004 年) に「つくば市文化芸術基本条例」を策 定しました。平成 31 年 (2019 年) に、文化芸術基本法第 7 条の 2 の規定に 基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化 芸術推進基本計画を定める条例改正を行いました。

つくば市文化芸術推進基本計画

つくば市文化芸術推進基本計画の概要

計画 つくば市文化芸術推進基本計画							
策定年	平成 31 年(2019 年)						
目標年次	令和4年(2022年)						
基本理念	○基本理念:「アートで編む」 文化芸術によって、1本1本の素晴らしい糸を連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織る						

つくば市文化芸術推進基本計画 基本的方向と基本施策

基本理念	基本的方向	基本施策					
アートで編む	① 文化芸術を創造するまち「つくば」	1 文化芸術に接する機会の拡充 2 すべての人にとって文化芸術が身近にある街づくり 3 文化芸術に資する人材の育成と活用					
	② 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」	4 地域に根付いた伝統の継承・発展 5 多文化共生による文化芸術の振興					
	③ 新しい文化を創出するまち「つくば」	6 科学と融合した文化芸術の振興 7 文化芸術によるイノベーションの創出					
	④ 自然が感性を培うまち「つくば」	8 自然との共生による文化芸術の振興					
	⑤ 文化芸術を実践するまち「つくば」	9 プラットフォームの形成 10 文化施設の整備と活用 11 文化芸術情報の収集と提供					

出典:つくば市文化芸術推進基本計画

第1期の振り返り

つくば市文化芸術推進基本計画 進捗状況と評価

基本理念		基本的方向		基本施策:成果指標		主要施策		主な事業
			>	文化芸術に接する機 会の拡充	•	・鑑賞機会の充実 ・鑑賞者向けワークショップの充実 ・市民参加型事業の充実と多様化 ・市民主体の文化芸術活動の推進	•	 ・芸術文化公演事業 ・文化芸術関連ワークショップ ・市民文化祭 ・つくば国際音楽祭 ・つくばび第九 ・つくばジョートムービーコンペティション ・メディアアート・フェスティバル 等の開催
ア	•	① 文化芸術を 創造するまち 「つくば」	>	すべての人にとって 文化芸術が身近に ある環境づくり	>	・児童、生徒等の文化芸術体験活動の推進・児童、生徒等の文化芸術鑑賞活動の推進・世代に合わせた付加サービスの充実・文化芸術による障害者等の生活の質の向上	>	・財団によるアウトリーチ事業 ・夏休みアート・デイキャンプ ・アート探検隊 ・芸術鑑賞会 ・豊かな心育成事業 ・劇団四季による無料招待公演 ・学生割引公演 ・ひとり親家庭の招待講演 ・チャレンジアートフェスティバル の開催
1			>	文化芸術に資する人 材の育成と活用		・つくば在住の芸術家への支援と指導者の育成 ・各種文化芸術を担う人材育成事業の推進 ・(仮称)つくば文化芸術賞の設置 ・文化芸術振興功労賞等の創設 ・文化芸術活動ポランティアの育成	•	・アーティスト支援事業 (アートリサーチ・ラボ 等の実施) ・サポーター会員 ・公演ボランティア 等の育成
で編む	•	② 多様な文化と するまち「つく	•	地域に根付いた伝統 の継承・発展	•	・文化財等の保存と有効活用・郷土の伝統文化、芸能の保護・継承・文化資源活用事業の充実	 	・各種文化財・埋蔵文化財の調査・保存・小田城跡保存・金田官衙遺跡・金田財産を持管理・巡回を運転・文化財イベントの開催・学校での伝統文化教育・文化財サポーターの育成・民有文化財の補助・さくら民家園の活用・まつりつくばの開催等
		(t)	•	多文化共生による文 化芸術の振興	>	・在住外国人や姉妹都市を通しての異文化理解と多文化共生社会の促進・多言語による情報提供・国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の確立・つくばの多様な魅力の世界への発信・アーティスト・イン・レジデンスの促進	•	・国際理解講座、世界お茶のみ話、国際交流フェア 等の開催 ・多言語による外国語広報誌発行・姉妹都市・友好都市等との連携(グ・ルノーブル屋外映画祭への出品、音楽家派遣、来市に対しての日本文化体験、工芸品の出展等)・文化芸術アーカイブ アートチャンネルやInstagramの運用

成果 課題

・令和元年度末から令和3年度半ばにかけて新型コロナウイルス感染症 拡大の影響により事業が実施できない時期が続いた。また、事業再開 後も観客数は減少したが、SNSを通じたオンライン配信や代替事業など を実施し、一定の成果を残すことができた。

・感染症対策を講じながら事業を実施する方法を検討し、 実施可能な事業を増やしていく。

- ・多様な芸術活動により、児童生徒の豊かな情操が育まれた。
- ・芸術鑑賞会では、学園単位で行われることで児童生徒の交流が図ら れた。
- ・事業を通じて障害者(児)の芸術表現の意欲を高め、社会参加の促進 および、市民に対する障害者理解の推進を図ることができた
- ・新型コロナウイルス感染拡大による舞台発表の中止の表現手段の代 替として、パフォーマンス映像作品の制作上映を行った。

・新型コロナウイルスの影響により芸術表現の機会、鑑賞 の機会が減少したため、感染予防対策を講じた舞台発表 や表現や鑑賞の手法の検討が必要。

- ・サポーター会員、公演ボランティアとして文化芸術に関わる市民を増や
- すことができた。 ・市内アーティストの育成と支援を目的として、令和3年度より事業を開始することができた。

・つくば文化芸術賞、文化芸術振興功労賞等の創設には 至らなかったが、賞の有効性や必要性について、今後検 討していく必要がある。

- ・各種文化財調査事業や土地買収、維持管理業務により、文化財の保 存ができたほか、各種調査で得られた成果が市の歴史を知る資料と なった。保存された文化財や調査で得られた資料は、展示や講座、イベ
- ・令和2年度は新型コロナウィルス感染症拡大の影響で中止となった事 業が多かったが、令和3年度はスマホスタンプラリー等の代替イベントを 開催した。スマホスタンプラリーでは、市内の参加店舗を巡っていただくことで経済活動を推進するとともに、市内物産品を賞品とすることで物産 品のPRを行うことができた。
- ・開発増に伴う埋蔵文化財調査件数は年々増加しており 事業の効率化や人員増等の対応策が必要である。活用で は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した企画や 対策が課題である。また、令和5年度に工事着手予定の 平沢官衙遺跡再整備事業を円滑に進めることも、今後の 大きな課題となる
- ・つくば駅周辺においては、複数のマンションの建設が進んでおり、開催による近隣住民への影響が懸念されてい る。次年度以降のまつりつくばについては、開催方針を 2022年内に決定することを目標に、まつりつくば2022の開 催と並行して、関係者とあらゆる選択肢について協議・調 整を行っていく。
- ・新型コロナウイルス感染症によって無形民俗文化財の活動や公開に大きな影響が出ており、公開機会の提供など の支援が課題となっている。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて事業をオンラインで実 施するなど、手法を工夫しながら異文化理解に資する事業が実施でき
- ・広報誌については、新型コロナウイルス感染症拡大により外国人人口 が減少する中でも発行部数は増加しており、設置場所の新規開拓など の効果が現れている。
- ・姉妹都市・友好都市等との連携により、様々な機会で世界に向けてつ くば市の文化芸術をPRすることができた
- ・文化芸術アーカイブを通して、各種事業や市内の文化芸術活動を紹介 することができた。
- ・オンラインとオンサイトそれぞれのメリットをうまく取り入れながら、状況に応じた適切な手法での事業実施を引き続き検討する必要がある。
- ・外国人市民意識調査結果でも、まだ外国語広報紙の認 知度が高くないことから、さらなる周知強化が必要。 ・海外都市等から招待を受けてつくば市の文化芸術をPR
- する機会を得ていることから、先方の方針転換によりPR 機会の増減があり得る。
- ・文化芸術アーカイブの視聴者数を伸ばしていくための広 報活動の強化が必要。

基本理念	基本的方向		基本施策:成果指標		主要施策		主な事業
		•	科学と融合した文化 芸術の振興	•	・新たな文化芸術の推進 ・新たな文化芸術関連ワークショップの 充実 ・つくば発の、新たな文化芸術を創造す る芸術家への支援強化	•	・サイエンス・ハッカソンでのコーディ ネート ・メディアアート・フェスティバルの開催 ・ショートムービー・コンペティションの 開催
ア	③ 新しい文化を創出するまち「つくば」	•	文化芸術によるイノベーションの創出	•	・民間企業との連携による文化芸術の 発展 ・クリエイティブ産業による人材育成及 び地域の活性化 ・食や生活文化など文化芸術を利用した産業・観光の推進 ・スポーツ文化による地域の活性化	•	・スタートアップ事業アクセラレーションプログラムの実施 ・周遊観光推進事業(旧フットパスの発行) ・つくばコレクションの認定 ・「つくば市、(株)つくば電気・通信及びデジタルハリウッド(株)によるIT・クリエイティブ産業の活性化に関する連携協定」に基づくIT・クリエイティブ産業の人材育成、クリエイティブ産業の製品・サービスの社会実装支援・スポーツ教室やつくばマラソン等スポーツ大会の開催
7 -	④自然が感性を培うまち「つくば」	•	自然との共生による 文化芸術の振興		・自然環境との共存を図る事業の充実・自然と共存する都市景観の創出	•	・発電設備の適正な設置や管理の誘導・つくば市屋外広告物条例に基づく許可・アートセッションの実施
で編む		•	プラットフォームの形 成	•	・多様な文化芸術活動を相互に結ぶコーディネート機能の形成・文化芸術創造拠点の形成・文化芸術創造拠点の形成・つくば発の文化芸術のアーカイヴの構築・市、教育委員会(学校含む)、つくば文化振興財団、市民、文化芸術団体、大学、研究機関、企業等とのネットワークの構築・文化芸術活動を行う個人、団体への新たな支援制度の構築		・文化芸術創造拠点の形成(旧田水山小学校) ・筑波大と財団との連携事業(アート・デイキャンプ、小学校でアウトリーチの実施) ・文化芸術活動支援 ・ノバホール・つくばカピオのアーカイブ運用 ・つくばアートチャンネルアーカイブの運用
	⑤ 文化芸術を 実践するまち 「つくば」	•	文化施設の整備と活 用	•	・つくば市の文化施設の整備と活用・県の文化施設、大学関連施設及び市内の民間施設等との連携強化・公共空間の活用によるにぎわい創出	•	・中央図書館の活用 ・茨城県近代美術館やつくば美術館と の連携 ・公園やペデストリアンデッキ・広場の 活用(つくばペデカフェブロジェクト 等)
		•	文化芸術情報の収 集と提供	•	・つくば市内の文化芸術活動情報の収集 ・ケーブルテレビ、地域情報誌等の有効活用 ・市の広報媒体の有効活用・ソーシャルネットワークサービスの有効活用 ・つくば市内外へ向けた、文化芸術活動に関する情報提供		・広報紙(かわら版含む)の発行 ・市公式HP・SNSの運用 ・ACCS・常陽リビング・新聞広告等の活用 ・つくばアートチャンネルの運用 ・情報誌「芸文つくば」の発行

成果 課題 ・サイエンス・ハッカソンの作品展示を通じて、G20大臣会合の機運醸成 ・サイエンス・ハッカソンでは、研究者とのマッチングにあたって研究者・研究機関への事業趣旨の理解浸透、アーティスト側の意図の正確な把握に改善の余地がある。 に貢献した。 ・また、筑波研究学園都市の創造性や多様性、文化的成熟度といった 魅力の新たな発信方法として確立できた ・社会情勢の変化に対応した事業の継続方法の検討が必 ・事業を継続して実施することで、認知度が高まり、来場者数につながっ t- . ・アクセラレーションプログラムの実施によりスタートアップの事業拡大に つながった。 ・クリエイティブ人材の「メイカー」と研究者の出会いの場が構築できた。 ・新たなエンターテイメントを小学生親子が体験できる機会を創出でき ・市内における顧客及び市場の確保。 ・新型コロナウイルス感染症の影響でイベント等の実施開 市内物産品等をつくばコレクションとして認証することにより、物産品等 の販路拡大につなげることができた 催が難しかったため、PR機会の創出が課題である。 ・つくばスタートアップパークでは文化芸術分野を含めてスタートアップ ・周遊観光事業を推進するため、新たなコンテンツを設け 支援ができている。 るなど更なる誘客を図る施策が必要である。 ・観光客入れ込み数は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた ・イベントの性質上、人が密集することを避けるのが難しいため、開催規模を検討し、十分な感染症対策を講じながら 実施することが必要である。 ものの、増刷部数は8,000部を維持していることから、一定のPR、誘客は 図れていると思われる。 ・令和2年度から令和3年度にかけて新型コロナウイルス感染症の影響 により、開催できない事業もあった。その中で教室は感染症対策を講じられる教室は開催することができ、つくばマラソンはオンラインにて開催 をすることができた。 ・一定規模以上の発電設備の設置について、ガイドライン及び要綱に基づき誘導することにより、適正な設置、管理を図った。 ・自然と共存・共生する文化芸術活動を推進していくため ・つくば市屋外広告物条例の適正な運用や市ホームページ等での周知 に、市民へのアピールと市民意識の向上のための施策が 活動により、無秩序な広告物の掲出を防止し、街並み景観、道路沿道 景観、都市景観等の維持保全が図られた。 ・文化芸術創造拠点の形成に向け、準備を進めることができた。 ・文化芸術創造拠点の方向性を定め、市民の理解と有効 ・筑波大学や筑波学院大学等と連携した事業を多数実施することができ 性のPRが必要。 ・ハード面だけでなくソフト面でのプラットフォーム形成の推 ・新型コロナウィルス感染症の影響のため、アーカイブを活用した事業 准。 や情報発信を推進することができた。 ・感染症対策を講じながら事業を実施する方法を検討し、 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響下で、実施方法を工夫し、感染 実施可能な事業を増やしていく。 ・施設・設備は老朽化が進んでおり、計画的な改修・修繕 症対策を図りつつイベントを実施し、一定の成果を残すことができた。 ・令和2年度に新型コロナウィルス対策に充てるため予算を縮減し、 が必要。 年度以降に一部の事業を先送りしたが、その他の事業については計画 どおりに執行し、一定の成果を残すことができた。 文化会館アルスの改修・修繕に要する経費には、茨城県 の負担金が伴うことから、予算確保のためには、事前に茨 ・公共空間において、地域の団体等と連携したイベント等を行うことによ 城県との協議を行う必要がある り、街のにぎわいを創出した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を ・公共空間活用の仕組みを整理する必要がある。また、感 受けているが、いくつかの事業は感染対策をした上で実施し、街のにぎ 染症対策を講じながらの事業実施方法についても、適宜 わい創出につながっている。 考えていく必要がある。 ・広報紙については「読みづらい」、HPについては「情報が ・広報紙の全戸配布、HP・SNSによる情報発信により、幅広い年齢層の 見つけにくい」等の意見があり、情報発信の充実を望む声 市民に分かりやすく丁寧な文化芸術情報等の発信を行った。 ・つくばアートチャンネルの運用開始により、HPだけでなく、文化芸術に がある。 ・つくスマ等様々な媒体で広報活動をし、つくばアートチャ 特化した情報発信が可能となった。 ンネルの認知度を高める。

2.3. 市民アンケート等からみる文化芸術を取り巻く現状

つくば市は「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」を策定するにあたり、文化芸術の推進に関する方針を再考し、改定するために令和4年度(2022年度)「文化芸術に関する市民意識調査」(市民アンケート)を実施しました(詳細は28ページを参照)。以下では、本アンケートから市内の文化芸術の現状を確認します。

2.3.1. 市民の文化芸術との関わり方

(1)過去1年間の文化芸術の鑑賞・体験の有無・頻度

- ・過去1年間(令和3年12月~令和4年11月)における文化芸術の鑑賞・体験の状況をみると、「鑑賞・体験した」が7割弱となっています。
- ・鑑賞・体験した市民の頻度をみると、「年に数回」が4割となった一方、 「ほぼ毎日」が3割弱と二極化の傾向がみられます。
- ・過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験しなかった理由をみると、「新型コロナウイルス感染症の影響で外出を自粛したから」が5割と最も多く、次いで「時間がないから」が4割弱となっています。

(2) 「自宅等」での文化芸術の鑑賞・体験状況

- ・市民が過去1年間に「自宅等」で鑑賞・体験した文化芸術分野をみると、「メディア芸術」が約8割と最も多く、次いで「芸術」、「芸能(伝統芸能を除く)」となっています。
- ・過去1年間に「自宅等」で文化芸術を鑑賞・体験した市民のオンラインによる鑑賞・体験状況(無料または有料は問わない)をみると、「鑑賞・体験した」が7割弱となっています。
- ・オンラインにより鑑賞・体験した内容をみると、「コンサート等の音楽イベント」が約7割と最も多く、次いで「美術館・博物館等の企画」、「歴史的な建物や遺跡」となっています。

(3)「自宅等以外」での文化芸術の鑑賞・体験状況

- ・市民が過去1年間に「自宅等以外」で鑑賞・体験した文化芸術分野をみると、「芸術」が5割超と最も多く、次いで「メディア芸術」、「文化財」となっています。
- ・過去1年間において自宅等以外で文化芸術を鑑賞・体験した市民の鑑賞・体験した施設をみると、「市民の映画館」が約3割と最も多く、次いで「東京都内の文化芸術施設」、「ノバホール」となっています。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大前と拡大後における文化芸術の鑑賞・体 験頻度の変化をみると、「減少した」が6割弱と最も多く、次いで「変化し ていない」が3割超、「増加した」が約1割となっています。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大前後で文化芸術の鑑賞・体験頻度が減少した理由をみると、「外出を自粛したから」が約9割と最も多く、次いで「文化芸術に係るイベントや催事が中止(延期)となったから」が約5割となっています。

(5) 文化芸術に関する情報の入手方法

・文化芸術に関する情報の入手方法をみると、「つくば市の広報紙・ホームページ」が約6割と最も多く、次いで「地域情報誌(常陽リビングなど)」が4割弱、「チラシ、ポスター」と「SNS(フェイスブック、ツイッターなど)」が3割超となっています。

2.3.2. つくば市の文化芸術に関する取り組みへの評価・期待

(1) つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する現状の満足度

・つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する現状の満足度を「満足評価 (「満足」と「どちらかといえば満足」の合計)」からみると、「つくばの 豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が最も多く、次いで 「科学と芸術を融合したつくば発の新たな文化芸術」、「文化芸術を担う個 人や団体、大学、研究機関、企業とのネットワーク」、「鑑賞や創作、ワー クショップなど、市民が文化芸術に触れる機会」となっています。

(2) つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する今後の重要度

・つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する今後の重要度を「重要評価 (「重要」と「どちらかといえば重要」の合計)」をみると、「つくばの豊 かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が9割と最も多く、次 いで「文化財の保存・活用、伝統文化行事の支援など、地域に根付いた伝統 の継承・発展」、「鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触 れる機会」となっています。

(3) 今後のつくば市の文化芸術振興に期待すること

・つくば市の文化芸術に今後期待することは、「優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供」が最も多く、次いで「プロのアーティストとの触れ合う機会の提供」、「周辺地区にある施設について、設備・運営の充実を図ることによる利活用の促進」となっています。

2.4. 文化芸術を推進する上での課題

第1期の振り返りや、アンケート結果、社会情勢の変化から、基本的方向ごとの課題が見えてきました。新型コロナウィルス感染拡大の影響を大きく受け、進 捗が芳しくない事業が多く、課題が残りました。

A: 第1期策定時からの課題

B:アンケート結果から

C: 各課からの課題や社会情勢の変化から

基本的方向① 文化芸術を創造するまち「つくば」

つくば市民が生活の一部として文化芸術に親しめるように、誰もが身近に文化芸術に触れることができ、また、自ら参加して創作できるような環境整備を進めていました。

さらに、文化芸術の創造・発展・継承に向けて、各種団体や人材の育成支援など を展開することで「文化芸術を創造するまち つくば」を目指しました。

【課題】

- A ・世代に合わせた付加サービスが少ない
 - ・文化芸術による障害者等の生活の質の向上が十分とは言えない
 - ・つくば市在住の芸術家への支援と指導者の育成が進んでいない
 - ・多種文化芸術を担う人材育成事業が足りない
 - ・文化芸術活動ボランティアの育成が進んでいない
- B ・ すべての人にとって文化芸術が身近となるような環境が整っていない
 - ・芸術家や指導者など文化芸術を担う人材の育成や活用が進んでいない
 - ・優れた文化芸術公演を鑑賞する機会が少ない
 - ・プロのアーティストと触れ合う機会が少ない
- C ・社会情勢の変化に応じた、持続可能な文化芸術の推進が必要
 - ・子ども達の作品発表の場や、体験教室等の参加型イベントが少ない
 - ・子育て世代が参加しやすい文化芸術公演が少ない
 - ・障害者等の文化芸術に触れる機会が少ない
 - ・ 文化芸術団体等への活動支援が必要

基本的方向② 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」

つくば市には、古くから続く集落や街並み、筑波研究学園都市の核となる研究学園地区、つくばの開発シンボルであるつくばセンター地区などがあり、それぞれに特色のある歴史や文化があります。また、留学生をはじめ海外からの研究者やその家族など多くの外国人が居住しています。これら個性の伸長と融合を図り、「多様な文化と伝統が調和するまち つくば」を目指しました。

【課題】

- A ・文化資源活用事業が少ない
 - ・在住外国人や姉妹都市を通しての異文化理解と多文化共生社会を促進するための事業が少ない
 - ・国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業が必要
 - アーティスト・イン・レジデンスの実施が難しい
- B ・つくばの多様な魅力を発信する国際都市にふさわしい魅力ある事業が少ない
- C ・ 市役所内の連携の強化が必要
 - ・ 外国人への周知強化が必要
 - ・姉妹都市提携を活用したグローバル展開が少ない

基本的方向③ 新しい文化を創出するまち「つくば」

つくば市は、既存の資源にとらわれず、未来を模索する科学やスタートアップ産業に力を入れています。これらと文化芸術を融合、調和させることで相乗効果を狙い、イノベーションを生み出す「新しい文化を創出するまち つくば」を目指しました。

【課題】

- A ・民間企業との連携が必要
 - ・クリエイティブ産業による人材育成と地域の活性化が進んでいない
 - ・文化芸術を活かした地域の活性化が難しい
- B ・SNSを活用した文化芸術情報の発信が周知されていない
 - ・科学と芸術を融合したつくば発の新たな文化芸術の発信をより促進して いく必要がある
- C ・メディア芸術など、新たな文化芸術のワークショップが少ない
 - ・つくば発の新たな文化芸術を創造する芸術家への支援が進んでいない
 - ・市内研究所との連携が進んでいない
 - ・観光事業との連携強化が必要

基本的方向④ 自然が感性を培うまち「つくば」

筑波山は広域にわたる住民の郷土文化の形成に深くかかわってきました。また、 豊かで美しい自然は、人々の感性を育ててきました。各種の市民活動や市の施策 展開において、自然との調和、共生の視点を踏まえて、貴重な環境資源を守り、 「自然が感性を培うまち つくば」を目指しました。

【課題】

- A ・自然環境との共存を図る事業が少ない
- B ・つくばの豊かで美しい自然と共存・共生した都市景観や文化芸術活動の 機会が少ない
- C ・ 筑波山を筆頭とするつくばの自然との共生を図る文化芸術事業が少ない
 - ・環境保全に対する市民意識の向上が必要

基本的方向⑤ 文化芸術を実践するまち「つくば」

つくば発の文化芸術について、文化芸術施策を展開するプラットフォームの形成 や文化施設の整備と活用、文化芸術情報の収集と提供などにより「文化芸術を実 践するまちつくば」を目指しました。

【課題】

- A ・文化芸術創造拠点の形成が必要
 - ・市、教育委員会(学校含む)、つくば文化振興財団、市民、文化芸術団体、大学、研究機関、企業等とのネットワークの構築が進んでいない
 - ・多様な資源を活用し、相互に結ぶコーディネート機能の構築ができていない
 - ・文化芸術活動を行う個人、団体への新たな支援制度が必要
 - ・文化施設の整備と活用が必要
- B ・周辺地区にある施設の設備や運営方法の検討が必要
- C ・文化芸術施設の老朽化に伴う改修、修繕が必要
 - ・文化芸術分野の専門職員の配置が必要
 - ・わかりやすい情報発信の工夫が必要
 - ・文化芸術に関する広報の認知度が低い

2.5. 取組の方向性		

26	3	基本	:日	標	لح	成	果	指:	橝
∠.、	J.	生 "(T)	` —	1775	_	~	ハ	10	バス

2.6.1. 基本目標

2.6.2. 成果指標			

- 3. 文化芸術の振興に向けた取り組み
- 3.1. 施策の体系

3.3. 計画の実現に向けた連携	- 協働体制

- 4. 計画の進捗管理評価見直し
- 4.1. 計画の進捗管理

- 5. 資料編
- 5.1. つくば市文化芸術審議会

5.2.文化芸術に関する市民意識調査報告書(概要版)

5.2.1.調査概要

(1)目的

本調査は、「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」を策定するにあたり、文化芸術の推進に関する方針を再考し、改定するための基礎資料を得ることを目的として実施した。

(2)期間

令和4年12月5日~令和5年1月6日

(3)調査対象

つくば市民 3,000 名

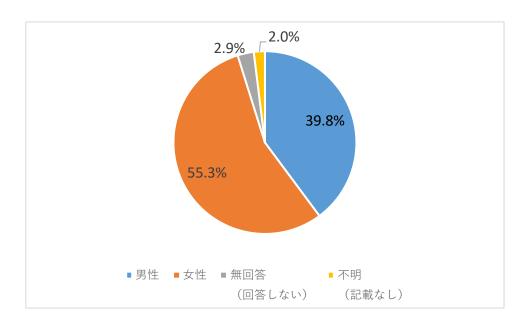
(つくば市住民基本台帳(令和4年10月1日現在)に基づき、18歳以上のつくば市民から無作為に抽出)

(4)回答数

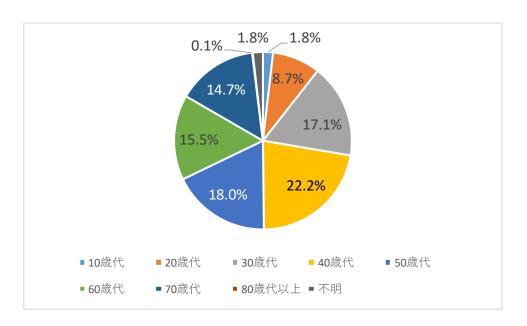
回答者数 871 名 (回収率: 29.0%)

5. 2. 2. 回答者属性

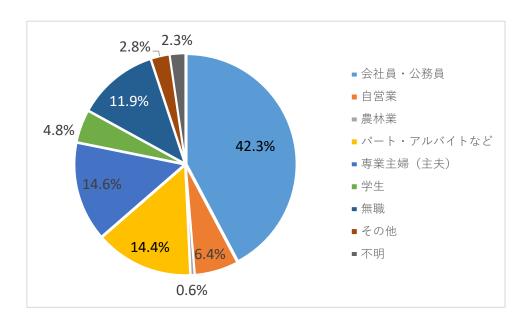
(1) 性別



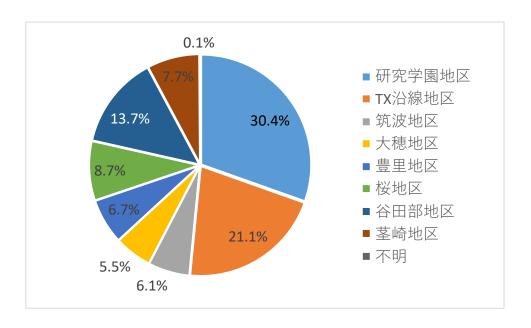
(2)年齡別



(3)職業別



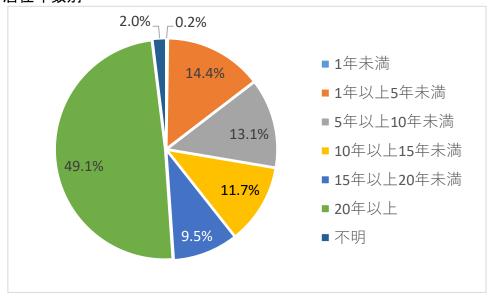
(4) 地区別



<居住地区の分類について>

- ・研究学園地区と TX 沿線地区に分類した地域以外の地区については、合併前の 旧町村単位で分類している。
- 研究学園地区に分類した地域は次のとおり。春日、東新井、二の宮、小野川、松代、観音台、東、稲荷前、高野台、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、大穂、花畑、牧園、若葉
- ・TX 沿線地区に分類した地域は次のとおり。 研究学園、学園南、学園の森、香取台、諏訪、陣場、みどりの中央、みどり の、みどりの南、みどりの東、かみかわ、高山、万博公園西、春風台

(5)居住年数別



5.2.3.調査結果

(1) 過去1年間の文化芸術の体験・鑑賞の有無

「鑑賞・体験した」が7割弱

過去1年間(令和3年12月~令和4年11月)における文化芸術の鑑賞・ 体験の状況をみると、「鑑賞・体験した」が66.2%、「鑑賞・体験しなかっ た」が33.8%となった(図表1)。

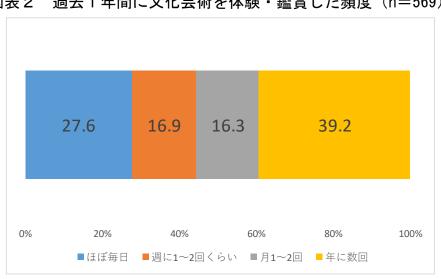
66.2 33.8 0% 100% 20% 40% ■鑑賞・体験した■鑑賞・体験しなかった

図表 1 過去 1 年間における文化芸術を鑑賞・体験の有無(n(回答数)=861)

(2) 過去1年間に文化芸術を体験・鑑賞した頻度

「年に数回」が4割、「ほぼ毎日」が3割弱

過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した市民の鑑賞・体験した頻度をみる と、「年に数回」が39.2%と最も多く、次いで「ほぼ毎日」が27.6%、「週 $に1 \sim 2 回くらい | が16.9% となっている(図表2)$ 。



図表 2 過去 1 年間に文化芸術を体験・鑑賞した頻度(n=569)

(3)過去1年間に鑑賞・体験した文化芸術分野

ア)鑑賞・体験場所:自宅等(※1)

~「メディア芸術」が8割弱、「芸術」が7割弱

過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した市民の「自宅等」(※1)で鑑賞・体験した文化芸術分野では、「メディア芸術」が78.6%と最も多く、次いで「芸術」が66.8%、「芸能(伝統芸能を除く)」が45.1%となっている(図表3)。



図表3 過去1年間に「自宅等」で鑑賞・体験した文化芸術分野 (n=570)

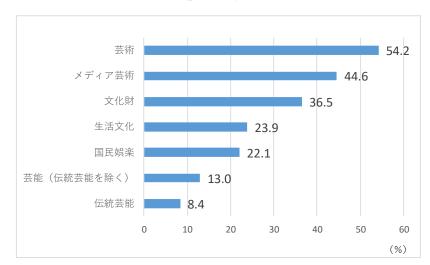
- (※1) 自宅等(車や電車の中を含む)でテレビやインターネット等を通じて鑑賞すること。
- (※2) 文化芸術の分野区分は以下の通りである。

文化芸術分野	文化芸術内容
芸術	文学、音楽(クラシック、ポップスなど)、美術(絵画、彫刻な
	ど)、写真、演劇、舞踏、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ及びその他の電子機器
	等を利用した芸術(ゲーム、コンピューターグラフィックなど)
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踏、その他の我が国及び地域古来の
	伝統的な芸能
芸能(伝統芸能を除く)	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、盆栽など、その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋、俳句、カラオケその他の国民的娯楽並びに出版物及び
	レコード等
文化財	有形・無形の文化財等並びに、その保存技術(史跡、地域の民俗芸
	能等)

イ) 鑑賞・体験場所: 自宅等以外

~「芸術」が5割超と最も多く、「メディア芸術」が4割超

過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した市民の「自宅等以外」(※)で鑑賞・ 体験した文化芸術分野をみると、「芸術」が54.2%と最も多く、次いで「メディ ア芸術」が44.6%、「文化財」が36.5%となっている(図表4)。

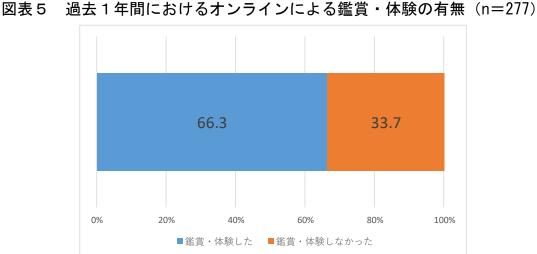


図表 4 過去 1 年間に「自宅等以外」で鑑賞・体験した文化芸術分野(n=570)

(※3) 開催会場など現場で実際に鑑賞・体験すること。

(4) 過去1年間におけるオンラインによる鑑賞・体験の有無 「鑑賞・体験した」が7割弱

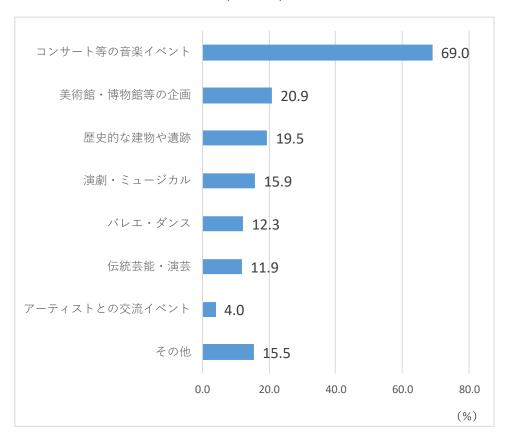
過去1年間に自宅等で文化芸術を鑑賞・体験した市民のオンラインによる 鑑賞・体験状況(無料または有料は問わない)をみると、「鑑賞・体験し た」が66.3%、「鑑賞・体験しなかった」が33.7%となっている(図表 5)。



(5) 過去1年間にオンラインにより鑑賞・体験した文化芸術の内容 「コンサート等の音楽イベント」が7割

過去1年間において自宅等でオンラインにより文化芸術を鑑賞・体験した市民のその内容をみると、「コンサート等の音楽イベント」が69.0%と最も多く、次いで「美術館・画物館等の企画」が20.9%、「歴史的な建物や遺跡」が19.5%となっている(図表6)。

図表 6 過去 1 年間にオンラインにより鑑賞・体験した文化芸術の内容 (n=277)

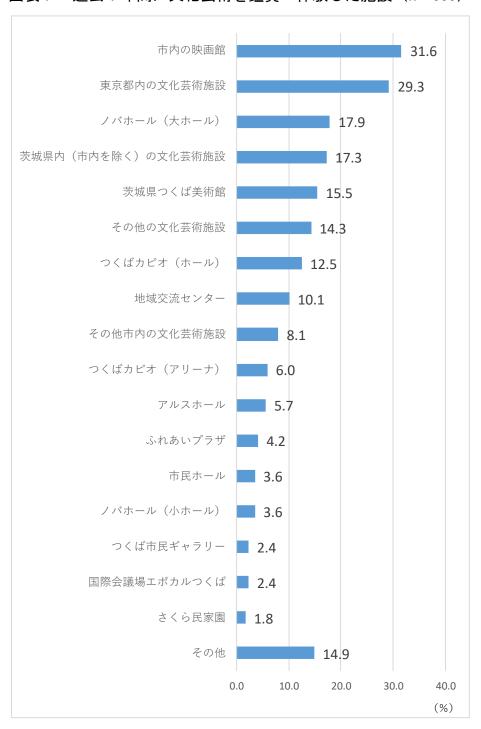


(6)過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した施設

「市内の映画館」が3割超、「東京都内の文化芸術施設」が3割

過去1年間において自宅等以外で文化芸術を鑑賞・体験した市民の鑑賞・体験した施設をみると、「市内の映画館」が31.6%と最も多く、「東京都内の文化芸術施設」が29.3%、「ノバホール(大ホール)」が17.9%となっている(図表7)。

図表7 過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した施設(n=335)



(7)過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験しなかった理由 新型コロナウイルスによる外出自粛が5割と最多

過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験しなかった市民の理由をみると、「新型コロナウイルス感染症の影響で外出を自粛したから」が50.2%と最も多く、次いで「時間がないから」が37.7%、「催しに関する情報がないから」と「興味がないから」が24.2%となっている(図表8)。

新型コロナウイルス感染症の影響で外出を 50.2 自粛したから 時間がないから 37.7 催しに関する情報がないから 24.2 興味がないから 24.2 魅力のある催しがないから 18.5 施設や会場が近くにないから 17.8 新型コロナウイルス感染症の影響で催しが 7.1 中止(延期)になったから 料金が高いから 7.1 交通が不便だから 5.7 その他 5.3 20 40 60 (%)

図表8 過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験しなかった理由(n=281)

(その他の主な回答)

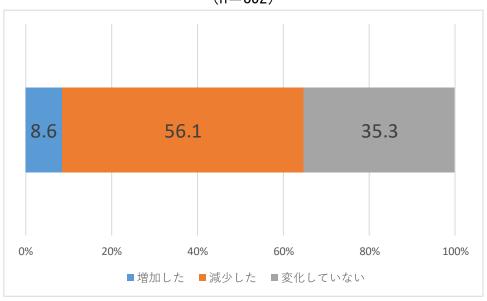
- 病気で興味がなくなったから
- 一緒に行く人がいないから
- ・育児中のため

- ・コロナワクチンによる体調不良のため。
 - ・腰痛、膝痛で歩行が困難になったから
 - ・子供が幼いため、鑑賞等まで手がでない
- ・興味はあるが、日常の生活に追われ余裕がないため など

(8) 新型コロナウイルス感染症による文化芸術の鑑賞・体験頻度の変化 「減少した」が6割弱

新型コロナウイルス感染症の拡大前と拡大後における文化芸術の鑑賞・体験頻度の変化をみると、「減少した」が56.1%と最も多く、次いで「変化していない」が35.3%、「増加した」が8.6%となっている(図表9)。

図表 9 新型コロナウイルス感染症による文化芸術の鑑賞・体験頻度の変化 (n=852)



(9) 新型コロナウイルス感染症により鑑賞・体験頻度が減少した理由 外出自粛が9割弱、イベントや催事の中止(延期)が5割弱

新型コロナウイルス感染症の拡大前後で文化芸術の鑑賞・体験頻度が減少 した市民のその理由をみると、「外出を自粛したから」が88.1%と最も多 く、次いで「文化芸術に係るイベントや催事が中止(延期)となったから」 が 48.7%、「オンライン配信による鑑賞・体験機会ができたから」が 8.6% となっている(図表10)。

図表 10 新型コロナウイルス感染症により文化芸術の鑑賞・体験頻度が 変化した理由 (n=478)



(その他の主な回答)

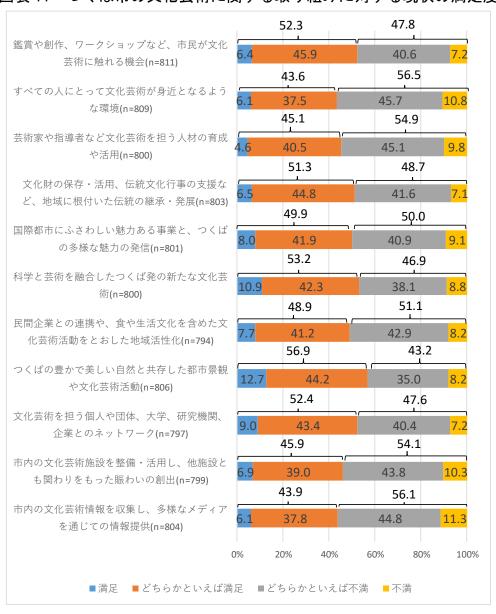
- 興味がないから
- ・子育て中だから
- そもそも頻度が少ないから
- ・催しや開催場所に予約や人数制限があり行けないから
- ・変化は感じなかったから
- ・在宅の仕事量が増え、多忙になったから

(10) つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する現状の満足度

「自然と共存した都市景観や文化芸術活動」や「科学と芸術を融合した文化芸術」、「文化芸術を担う個人・団体や大学・研究機関、企業のネットワーク」が 上位

つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する現状の満足度を「満足評価(「満足」と「どちらかといえば満足」の合計)」からみると、「つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が56.9%と最も多く、次いで「科学と芸術を融合したつくば発の新たな文化芸術」が53.2%、「文化芸術を担う個人や団体、大学、研究機関、企業とのネットワーク」が52.4%、「鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会」が52.3%となっている(図表11)。

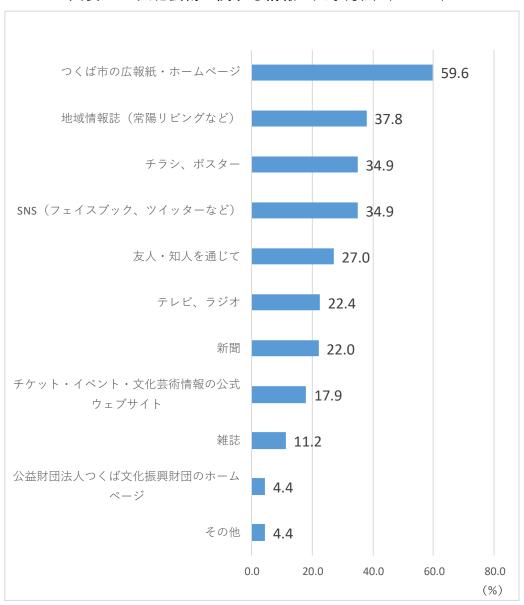
図表 11 つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する現状の満足度



(11) 文化芸術に関する情報の入手方法

「つくば市の広報紙・ホームページ」が6割

文化芸術に関する情報の入手方法をみると、「つくば市の広報紙・ホームページ」が59.6%と最も多く、次いで「地域情報誌(常陽リビングなど)」が37.8%、「チラシ、ポスター」と「SNS(フェイスブック、ツイッターなど)」が34.9%となっている(図表12)。



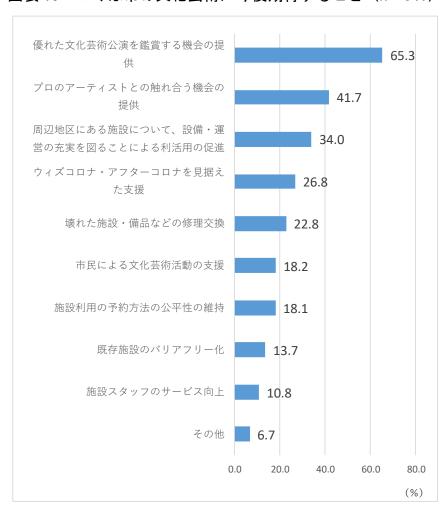
図表 12 文化芸術に関する情報の入手方法 (n=849)

(その他の主な回答)

- ・ユーチューブ
- 家族
- ・ネットニュース など
- ・学校のたより (チラシ)
- ・インターネット

(12) つくば市の文化芸術に今後期待すること 「つくば市の広報紙・ホームページ」が6割

つくば市の文化芸術に今後期待することとしては、「優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供」が65.3%と最も多く、次いで「プロのアーティストとの触れ合う機会の提供」が41.7%、「周辺地区にある施設について、設備・運営の充実を図ることによる利活用の促進」が34.0%となっている(図表13)。



図表 13 つくば市の文化芸術に今後期待すること (n=841)

(その他の主な回答)

- 大きな図書館と無料駐車場
- 情報提供の方法の拡充・多様化
- ・子どもが体験できる機会の拡充 トの充実
- ・つくば美術館の企画展を充実
 - わかりやすい情報提供
- ・つくば駅周辺での文化施設やイベン

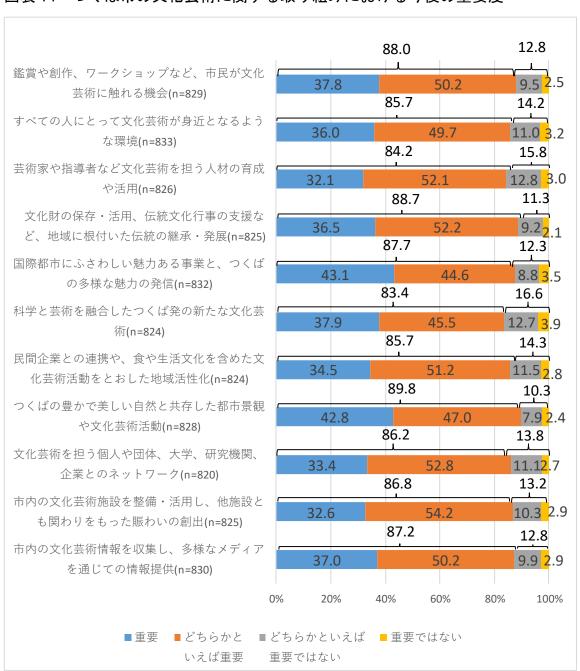
・市民が参加してみたいと思える機会の提供と内容の充実

・多種多様な文化芸術を鑑賞できる機会の拡充

(13) つくば市の文化芸術に関する取り組みにおける今後の重要度「自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が4割超

つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する今後の重要度を「重要評価(「需要」と「どちらかといえば重要」の合計)」からみると、「つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が89.8%と最も多く、次いで「文化財の保存・活用、伝統文化行事の支援など、地域に根付いた伝統の継承・発展」が88.7%、「鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会」が88.0%となっている(図表14)。

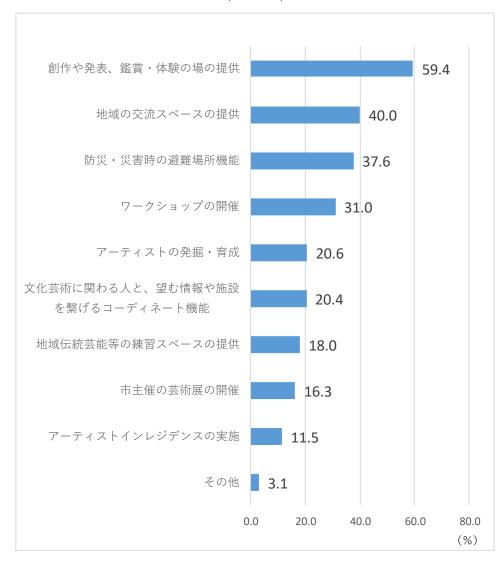
図表 14 つくば市の文化芸術に関する取り組みにおける今後の重要度



(14) 旧田水山小学校に計画している文化芸術創造拠点に対して求める機能 「制作や発表、鑑賞・体験の場の提供」が6割と最多

つくば市が旧田水山小学校に整備を計画している文化芸術創造拠点に求める機能をみると、「制作や発表、鑑賞・体験の場の提供」が59.4%と最も多く、次いで「地域の交流スペースの提供」が40.0%、「防災・災害時の避難場所機能」が37.6%となっている(図表15)。

図表 15 旧田水山小学校に計画している文化芸術創造拠点に対して求める機能 (n=845)



つくば市文化芸術推進基本計画 (第2期) (案)

令和6年(2024年)3月

編集発行 つくば市 市民部 文化芸術課 〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 TEL 029-883-1111(代表)

4 つくば文芸審第 11 号 令和5年 (2023年) 3月17日

つくば市長 五十嵐 立青 様

つくば市文化芸術審議会 会 長 野中 勝利

答申書

令和4年(2022年) 5月23日付、4つくば文芸第37号の諮問に応じ、「文化芸術創造拠点の形成に関し慎重に審議した結果、別添のとおり「つくば市文化芸術創造拠点基本計画」(案)を取りまとめたので、答申する。



つ く ば 市文化芸術創造拠点基 本 計 画

令和5年(2023年)3月



T これからの やさしさの ものさし

はじめに

つくば市では、平成31年(2019年)3月、基本理念を「アートで編む」とした「つくば市文化芸術推進基本計画」を策定し、文化芸術を推進するために様々な取り組みを行ってきました。その施策のひとつ「プラットフォームの形成」を目指し、文化芸術創造拠点の整備に着手することになりました。



この計画では、廃校という地域の文化資源を活用する

ことにより、つくば市の文化芸術の発展を支えるとともに、「出会う、つながる、 創造する」というコンセプトから、つくば独自の文化芸術を育んでいく場を形成 すること、さらには地域の活性化にも寄与することを目的としています。

つくば市でしか得られない体験、経験は、まちの魅力となり、さらに多くの人、モノ、情報の繋がりという好循環を生み出します。やがては、つくば市ならではの豊かな感性が生まれていくことでしょう。これは、文化芸術を通して、つくば市が世界に誇れるまちとなり、新たなステージへと歩む道です。

本計画を策定するにあたり、御協力いただきました文化芸術審議会委員の皆様 をはじめ、関係者、関係団体の方々、貴重な御意見をお寄せいただきました市民 の皆様に心から御礼を申し上げます。

令和5年(2023年)3月

つくば市長 五 十 嵐 立 青

目次 2.1. 敷地・建築物の分析........................2.10 2.2. つくば市における文化芸術振興の状況......2.28

3.5.2. 駐車場·駐輪場	3.59
3.5.3. 上水道	3.60
3.5.4. 下水道	3.60
3.5.5. 空調設備	3.62
3.5.6. 電気・ガス・通信設備	3.62
3.5.7. 防災設備	3.63
3.6. 整備計画	3.63
3.6.1. 整備方針	3.63
3.6.2. 土地利用計画	3.64
3.6.3. 施設利活用計画	3.65
3.7. 基本計画図	3.68
3.7.1. 土地利用計画平面図	3.68
3.7.2. 施設利活用計画各階平面図	3.69
3.8. 概算事業費の算出	3.72
3.8.1. 概算事業費	3.72
3.9. 管理運営方法の検討	3.73
3.9.1. 管理運営方法の整理	3.73
3.9.2. 管理運営の考え方	3.74
3.9.3. 概算維持管理費	3.76
3.10. 整備スケジュール	3.76

1. 計画の目的

1.1. 計画の背景と目的

平成 29 年 (2017 年) 6月に国の文化芸術基本法が改正され、平成 30 年 (2018 年) 3月には文化庁により文化芸術推進基本計画が閣議決定し、地方公共団体でも計画を策定していく努力目標が定められた。それを受け、つくば市では「つくば市文化芸術推進基本計画」を平成31年 (2019年) 3月に策定し、同計画において、基本的方向5「文化芸術を実践するまち つくば」の基本施策9「プラットフォームの形成」における主要施策として「文化芸術創造拠点の形成」が掲げられた。

そこで、文化芸術創造拠点の目指すべき方向性の具体化を図ることを目的とし、令和3年(2021年)9月に市長から「文化芸術創造拠点の形成」について諮問をし、つくば市文化芸術審議会が開催された。文化芸術審議会においては、文化芸術創造拠点の計画地やその必要性をはじめとし、上位施策であるプラットフォーム形成についても、慎重に調査し審議を行った。

その審議の結論として、「文化芸術創造拠点の計画地は、旧田水山小学校とする」こと、「文化芸術創造拠点の整備に向け、文化芸術創造拠点基本計画の 策定に着手する」ことの2点が令和4年(2022年)3月に市長に答申された。

本計画は、以上の経緯をもって、旧田水山小学校における「文化芸術創造拠点」について具体化すべく、策定するものである。

1.2. 計画の位置付け

本計画は、「つくば市文化芸術推進基本計画」に即して定め、本市の既存関連計画及び国や茨城県等の法令、条例等や計画との整合性に配慮する。

障害者による文化芸術 文化芸術基本法 活動の推進に関する法律 国 障害者による文化芸術活動の 文化芸術推進基本計画 推進に関する基本的な計画 つくば市未来構想 茨 茨城県文化振興条例 城 県 第2期つくば市 茨城県文化振興計画 つくば市 つくば市 つくば市都市計画 教育大綱 障害者プラン つくば市教育振興 つくば市 つくば市 立地適正化計画 基本計画 障害者計画 つくば市文化芸術基本条例 ば つくば市文化芸術推進基本計画 市 つくば市文化芸術創造拠点基本計画

図 1-1 「つくば市文化芸術創造拠点基本計画」の位置付け

1.2.1. 国の動向

(1) 文化芸術基本法・文化芸術推進基本計画(第1期)

国の文化芸術基本法に定められる、文化芸術基本計画の概要は次の表 1-1 のとおりである。また、同計画では、4つの目標と6つの戦略が次のとおり設定されている。

計画 文化芸術推進基本計画 策定年 平成30年(2018年) 目標年次 令和4年(2022年) 平成29年(2017年)6月に改正された「文化芸術基本 法」では、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづく り、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野におけ る施策を法律の範囲に取り込み、文化芸術により生み出され る様々な価値を文化芸術の創造、発展、継承及び教育に活用 目的 · 趣旨 することが明記されている。 また同法制定を受けて平成30年(2018年)3月に閣議決 定された「文化芸術推進基本計画(第1期)」では、4つの 目標と6つの戦略が掲げられた。

表 1-1 文化芸術推進基本計画(第1期)の概要

○4つの目標

- ① 文化芸術の創造・発展・継承と教育
- ② 創造的で活力ある社会
- ③ 心豊かで多様性のある社会
- ④ 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

○6つの戦略

- ① 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
- ② 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
- ③ 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献
- ④ 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成
- ⑤ 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成
- ⑥ 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

(2) 文化芸術推進基本計画(第2期)

国は、第1期計画期間における文化芸術政策の推進状況、新型コロナウイルス感染症の影響による文化芸術をめぐる課題等をふまえ、「文化芸術推進計画(第2期)」《令和5年度~9年度》の策定に向け、審議を行った。令和4年(2022年)6月28日の文化審議会総会において、文部科学大臣より文化審議会に対して、「新時代に求められる文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進方策」について、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策などを踏まえた施策についての検討事項が盛り込まれた。

(3) 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画

平成30年(2018年)に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が成立した。同法第7条において、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の策定が掲げられており、その趣旨に則り、平成31年に同計画が策定された。基本的な方針と具体的な施策の方向性として、3つの基本的な方針と21の施策の方向性が示されている。

1.2.2. 茨城県の動向

平成 28 年度 (2016 年度) から展開される茨城県総合計画「いばらき未来 共創プラン (平成 28 年度 (2017 年度) ~平成 32 年度 (2021 年度))」を 補完する計画として「茨城県文化振興計画」を策定し、令和 4 年度より第 2 期計画が施行されており、基本目標と基本的施策がそれぞれ次のとおり示さ れている。

表 1-2 第2次茨城県文化振興計画の概要

計画	第2次茨城県文化振興計画・アクションプラン
策定年	令和4年(2022年)
目標年次	令和7年(2025年)
目的・趣旨	〜県民一人ひとりが主役〜 文化が創る・つなぐ「人と地域が輝く いばらき」

基本的施策

各種施策

1 人材の育成等

文化の担い手や次世代を担う子どもたちの の育成とともに、文化に関する教育の充実 を図ります。

(1) 文化の担い手の育成及び確保

- (2) 次世代を担う子どもたちの育成
- (3) 文化に関する教育の充実

2 文化の振興

茨城の文化を高め、その魅力を国内外に発信し、本県文化のブランド力を確立します。また、新たな文化を創造し、地域の活性化をはかります。

(1) 芸術の振興

- (2) 伝統文化の継承及び発展
- (3) 生活文化等の振興
- (4) 文化を活用した地域づくり
- (5) 文化交流の促進

3 文化的資産の活用等

地域の文化的資産を観光・産業振興や地域 振興等に積極的に活用します。また、文化 財の適切な保護・継承を図ります。

- (1) 文化の担い手の育成及び確保
- (2) 次世代を担う子どもたちの育成
- (3) 文化に関する教育の充実

4 文化活動の充実

多様な人々が身近な場所で、様々な文化に 触れ親しみ、鑑賞し、参加し、創造するこ とができる環境づくりを図ります。

- (1) 県民の文化活動の充実
- (2) 高齢者、障害者等の文化活動の普及
- (3) 青少年の文化活動の普及

5 文化活動の支援体制の充実等

多様な主体と連携し、文化振興施策の総合 的な推進を図ります。また、文化情報の効 果的な発信や文化施設の機能の充実、地域 の文化活動の支援等を図ります。

- (1) 文化情報の収集及び提供
- (2) 推進体制の整備
- (3) 文化施設の機能の充実
- (4) 地域における文化活動の支援
- (5) 財政上の措置
- (6) 顕彰

出典:第2次茨城県文化振興計画・アクションプラン

図 1-2 文化振興計画の施策体系図

1.2.3. つくば市の動向

(1) つくば市未来構想・第2期つくば市戦略プラン

それぞれの計画の概要は次の表 1-3 のとおりである。

表 1-3 つくば市未来構想・戦略プランの概要

計画	つくば市未来構想	第2期つくば市戦略プラン
策定年	令和2年(2020年)	令和2年(2020年)
目標年次	21 世紀半ば	令和6年(2024年)
目的· 趣旨	社会・経済等の情勢変化に的確に対応し、諸課題を克服しながら次の世代に継承・発展させていく「持続可能都市」を目指す	市政の中でも特に重点的に取り 組む施策に経営資源を配分し、組 織横断的に実行するとともに、計 画的に進行管理を行う5年間の 「戦略プラン」を策定し、効果 的・効率的に2030年の未来像の 実現に向け取り組む

つくば市が取り組む各分野については、図 1-3 のとおり今後の取組方針や施策の展開内容を記した個別施策を設定している。文化芸術に関する施策は「I-2-③ 文化芸術の推進及び文化財の保存と活用」に位置付けられる。

目指すまちの姿

基本施策

個別施策

I-1市民と共に創るまち づくりを推進する

- Ⅰ-1-①地域活動と市民チャレンジへの支援
- Ⅰ-1-②区会加入及び新規区会設立促進と活動支援
- I-1-③市政への市民参加の推進
- I-1-④SDGs 普及による市民活動の促進

I 魅力をみんな で創るまち

- I-2資源をみがき、魅力 あふれるまちをつくる
- Ⅰ-2-①豊かな農資源を輝かせることによる魅力の創出
- I-2-②豊かな資源をいかした観光の振興
- Ⅰ-2-③文化芸術の推進及び文化財の保存と活用
- I-2-④スポーツでつながるまちの推進
- Ⅰ-2-⑤空き家・空き店舗等の有効活用の推進
- I-3つくばならではの街 並みや体験を創出する
- I-3-①魅力ある研究学園都市地域の推進
- Ⅰ-3-②地域資源をいかした持続的な周辺市街地の振興
- I-4シティプロモーショ ンを推進する
- Ⅰ-4-①市民目線の効果的な広報の推進
- I-4-②市内外へ向けた PR の推進

出典:第2期つくば市戦略プラン

図 1-3 未来構想・戦略プランの構成(一部抜粋)

(2) つくば市都市計画マスタープラン

計画の概要は次の表 1-4 のとおりである。

表 1-4 つくば市都市計画マスタープランの概要

計画	つくば市都市計画マスタープラン
策定年	平成 27 年(2015 年)
計画期間	令和 17 年(2035 年)
基本理念	人と自然・科学が調和した"スマートガーデンシティ"
基 个连心	~みんなでつむぎ、つないでいくまち~
	1 豊かな自然・農村・文化・街並みを守り、引き継いでいくまち
	2 地域文化・科学技術をいかし、世界に貢献する、活力あるまち
まちづくりの目標	3 市民みんなで育て、守っていくまち
	4 誰もが安全・安心を実感し、快適に暮らせるまち
	5 人にも環境にも優しい、持続可能なまち

(3) つくば市立地適正化計画

ア 計画の概要

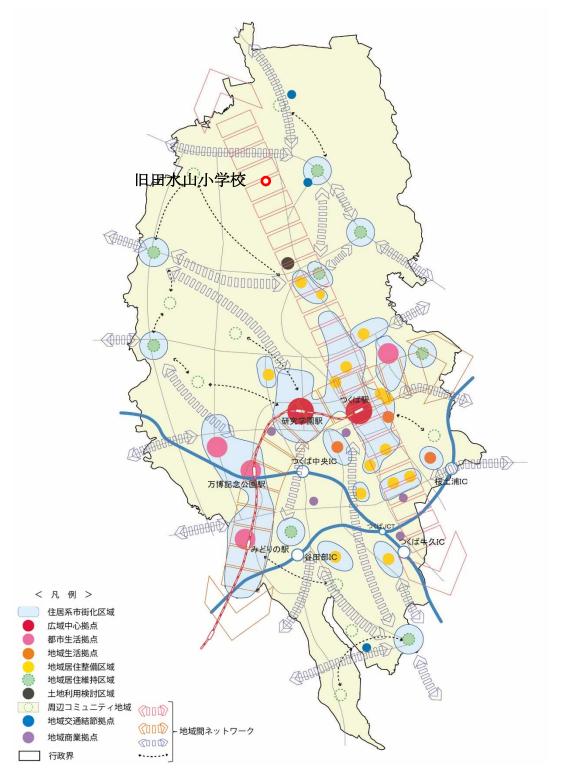
つくば市立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部である。計画の概要は、次の表 1-5 のとおりである。

表 1-5 つくば市立地適正化計画の概	要
---------------------	---

計画	つくば市立地適正化計画
策定年	平成 30 年(2018 年)
計画期間	令和 17 年(2035 年)
基本理念	人と自然・科学が調和した"スマートガーデンシティ"
本个理心 	~みんなでつむぎ、つないでいくまち~
将来都市像	多極ネットワーク型の持続可能でコンパクトな都市
	1 広域的な拠点の形成
 まちづくりの目標	2 地域の核となる拠点の形成
よりラくりの日保	3 周辺部の集落や団地の地域コミュニティの維持
	4 生活を支える主要な公共交通ネットワークの形成

イ 立地適正化計画での位置付け

立地適正化計画では、まちづくりの目標を実現するために、拠点や区域が設定されており、自然環境や営農環境と調和した住環境や地域コミュニティの維持を図ることとして、旧田水山小学校を含めた周辺部の集落や団地の地域は、「周辺コミュニティ地域」として位置付けられている。



出典:つくば市立地適正計画

図 1-4 将来都市構造のイメージ

(4) つくば市文化芸術基本条例

つくば市は、平成 16 年 (2004 年) に「つくば市文化芸術基本条例」を策 定した。平成 31 年 (2019 年) に、文化芸術基本法第 7 条の 2 の規定に基づ き、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術 推進基本計画を定める条例改正を行った。

(5) つくば市文化芸術推進基本計画

つくば市は、平成31年(2019年)「つくば市文化芸術推進基本計画」を 策定し、基本理念、基本的方向などを次のとおり示した。

表 1-6 つくば市文化芸術推進基本計画の概要

計画	つくば市文化芸術推進基本計画
策定年	平成 31 年(2019 年)
目標年次	令和4年(2022年)
基本理念	○基本理念:「アートで編む」 文化芸術によって、1本1本の素晴らしい糸を連携させていくこ とで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織る

表 1-7 つくば市文化芸術推進基本計画 基本的方向と基本施策

基本理念	基本的方向	基本施策
	① 文化芸術を創造するまち「つくば」	1 文化芸術に接する機会の拡充 2 すべての人にとって文化芸術が身近にある街づくり 3 文化芸術に資する人材の育成と活用
アー	② 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」	4 地域に根付いた伝統の継承・発展 5 多文化共生による文化芸術の振興
- トで編む	③ 新しい文化を創出するまち「つくば」	6 科学と融合した文化芸術の振興 7 文化芸術によるイノベーションの創出
ري ا	④ 自然が感性を培うまち「つくば」	8 自然との共生による文化芸術の振興
	⑤ 文化芸術を実践するまち「つくば」	9 プラットフォームの形成 10 文化施設の整備と活用 11 文化芸術情報の収集と提供

出典:つくば市文化芸術推進基本計画

2. 現況と課題

令和4年(2022年)3月につくば市文化芸術審議会から、「文化芸術創造拠点の計画地は、旧田水山小学校とする」こと、「文化芸術創造拠点の整備に向け、文化芸術創造拠点基本計画の策定に着手する」ことの2点が市長に答申された。以下、同敷地及び建築物について、現況を整理する。

2.1. 敷地・建築物の分析

2.1.1. 敷地分析

計画地周辺の敷地等の状況については次のとおりである。

(1) 計画位置

表 2-1 敷地概要

所在地	つくば市水守 620 番
敷地面積	11, 777 m ²
都市計画区域区分	市街化調整区域
用途地域	なし
法定建蔽率	60%
法定容積率	200%

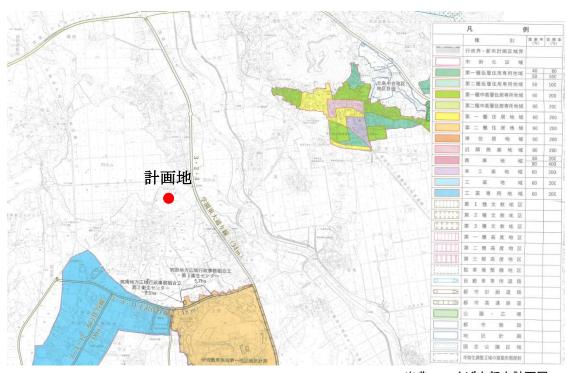


図 2-1 位置図

出典:つくば市都市計画図

(2) 地形

旧田水山小学校は三角州性低地の丘陵部に位置する。



台地段丘:ローム台地(上位)
低地:扇状地性低地
低地:三角州性低地
低地:三角州性低地

出典:環境アセスメントデータベース (平成 25 年度)

図 2-2 旧田水山小学校周辺地形図

(3) 地盤

計画地周辺は、洪積台地である筑波台地上に位置する。筑波台地は、古東京湾の隆起と海面の低下に伴って形成され、下から砂層、粘土層、火山灰由来の関東ローム層が重なってできている。

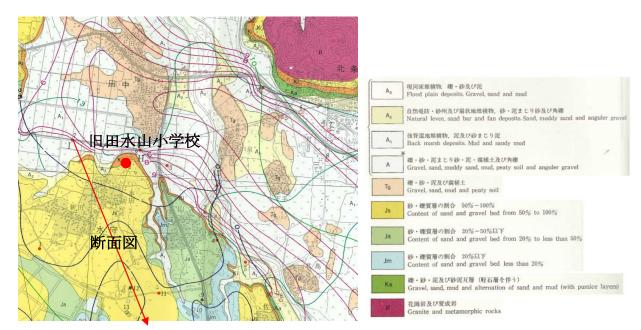


図 2-3 旧田水山小学校周辺地質図

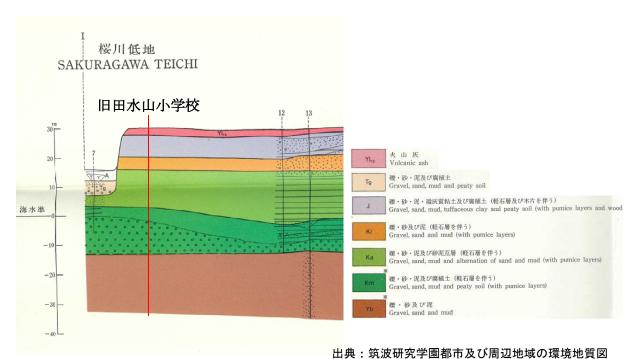


図 2-4 旧田水山小学校周辺地質断面図 (対象敷地に最も近い I 断面を使用)

(4) 植生

旧田水山小学校周辺の植生は、大部分を「水田雑草群落」が占めている。 次いで、「畑雑草群落」、「緑の多い住宅地」である。その他、「工場地 帯」、「クヌギーコナラ群集」「ゴルフ場・芝地」も植生している。



出典:環境アセスメントデータベース (令和3年度)

図 2-5 旧田水山小学校周辺植生図

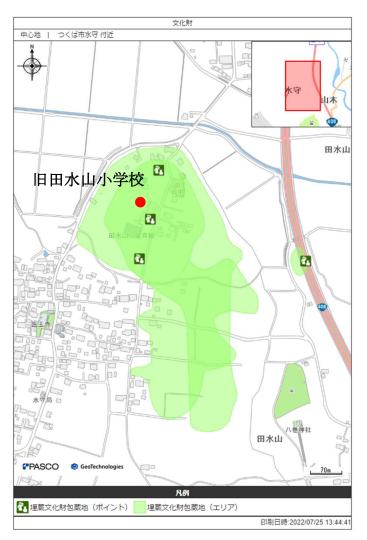
(5) 歴史

昭和62年(1987年)11月30日に筑波郡谷田部町、大穂町、豊里町、新 治郡桜村の3町1村が新設合併し、つくば市が誕生、その後筑波町も合併し た。

つくば市立田水山小学校は、茨城県つくば市水守にあった公立小学校であり、明治 10 年(1877年)に創立、平成 30 年(2018年)に秀峰筑波義務教育学校の開校に伴い、廃校となった。

(6) 埋蔵文化財の状況

旧田水山小学校及びその周辺には埋蔵文化財包蔵地(水守城跡・水守古墳 群)が所在しており、対象範囲で掘削を伴う工事等が行われる際には、文化 財保護法に基づく手続きが必要となる。



出典: いばらきデジタルマップ

図 2-6 旧田水山小学校周辺の埋蔵文化財の現況

(7) 土地利用状況

旧田水山小学校の土地利用は、「文教厚生用地」に該当する。敷地周辺の土地利用は、「農地(田)」、「農地」、「住宅用地」、「山林」等が多いことが分かる。



出典:平成28年度都市計画基礎調査

図 2-7 旧田水山小学校周辺土地利用現況図

(8) 浸水想定区域の状況

旧田水山小学校周辺の田園地域は浸水深 0.5~3.0m 程度が想定されている。



出展:つくば市ハザードマップ

図 2-8 旧田水山小学校周辺浸水想定区域

(9) 防災施設の状況

旧田水山小学校は、地域の指定避難所として指定されている。近隣が浸水想定区域に隣接しているため、避難所として重要な施設である。

(10) 交通アクセス

対象地周辺の主要道路は、都市の骨格を形成している、北側の国道 125 号と東側の国道 408 号である。

対象施設の 600mに、最寄りバス停である関鉄パープルバスの南田中停留所がある。下妻駅~田中~筑波記念病院~つくばセンター(TX つくば駅)~学園並木の線路で運行しており、表 2-2 はその時刻表を示している。

表 2-2 関鉄パープルバス運行時刻表 (令和4年6月11日現在)

	【平日】つくばセンター行き							平日】7	下妻駅行	き	
下妻駅	南田中	筑波記 念病院	筑波大 学病院	つくば センター	学園 並木	学園 並木	つくば センター	筑波大 学病院	筑波記 念病院	南田中	下妻駅
6:00	6:24	6:38	6:44	6:55			8:50	8:55	9:02	9:14	9:47
7:00	7:24	7:43	7:49	8:00	8:20		9:20	9:25	9:32	9:44	10:17
10:02	10:26	10:40	10:46	11:00			10:15	10:20	10:27	10:39	11:12
13:40	14:04	14:18	14:24	14:38			11:15	11:20	11:27	11:39	12:12
15:00	15:24	15:38	15:44	15:58			14:55	15:00	15:07	15:19	15:52
16:30	16:54	17:08	17:14	17:28		16:25	16:43	16:48	16:55	17:07	17:40
17:30	17:54	18:08	18:14	18:28			17:43	17:48	17:55	18:07	18:40
						18:55	19:13	19:18	19:25	19:37	20:05
	【土日初	日】つく	くばセン	ター行き	;		[±	日祝日】	下妻駅	行き	
下妻駅	南田中	筑波記 念病院	筑波大 学病院	つくば センター	学園 並木	学園 並木	つくば センター	筑波大 学病院	筑波記 念病院	南田中	下妻駅
7:00	7:24	7:38	7:44	7:55	8:15		8:50	8:55	9:02	9:14	9:47
10:02	10:26	10:40	10:46	11:00			11:15	11:20	11:27	11:39	12:12
14:15	14:39	14:53	14:59	15:13			15:35	15:40	15:47	15:59	16:32
16:30	16:54	17:08	17:14	17:28			17:43	17:48	17:55	18:07	18:40

出典:関鉄パープルバス時刻表

つくば市が運営するコミュニティバス「つくバス」の路線の中では、北部シャトルが計画地に一番近い経路をとり、最寄りバス停の山木停留所まで約1.2kmの距離がある。

また、つくば市が提供する乗合タクシー「つくタク」の停留所が計画地近くに設置されており、事前に予約をすれば利用可能(平日のみ)。

位置を整理すると、次の図 2-9、図 2-10 のとおりである。

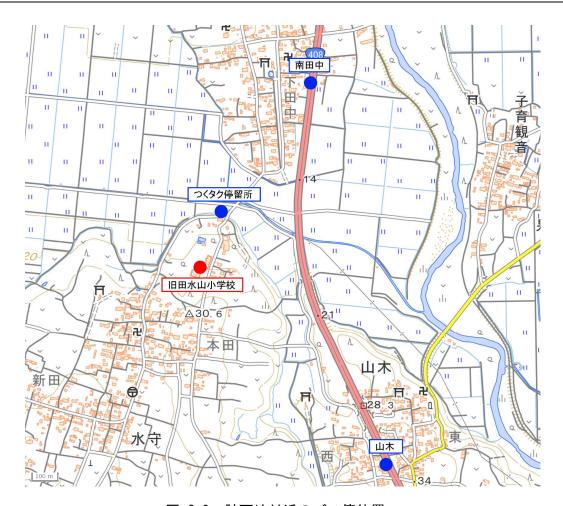


図 2-9 計画地付近のバス停位置

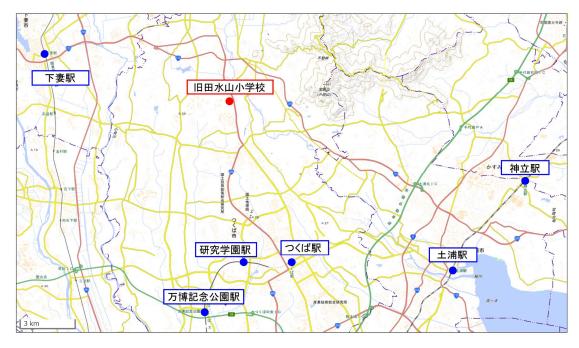


図 2-10 計画地付近の駅

計画地近隣の駅やバス停との距離について整理すると、表 2-3 のとおりとなる。

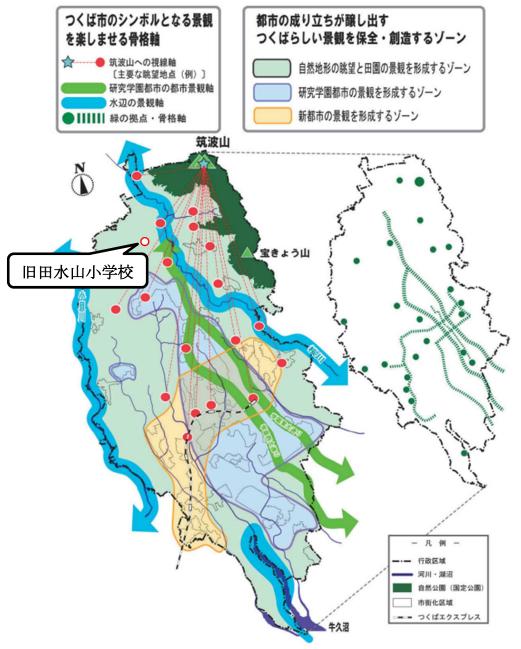
表 2-3 各目的地への所要時間

駅・バス停	距離	所要時間					
		自動車	バス	自転車	徒歩		
南田中	約 0.6km		_	約3分	約8分		
山木	約 1.2km	_		約6分	約16分		
下妻駅	約 11.4 km	約20分	約 40 分	約 45 分	約2時間15分		
TX つくば駅	約 11.9 km	約20分	約34分	約 49 分	約2時間25分		
土浦駅	約 18.8 km	約34分	約54分	約1時間14分	約3時間41分		

出典: Google Maps より整理

最も利便性の高い移動手段は自動車であり、施設の集客力を向上させるため、駐車台数の確保が必要である。また、周辺施設への移動手段確保のため 駐輪場の設置も必要である。

(11) 景観



出典:つくば市景観計画

図 2-11 つくば市の景観構造

旧田水山小学校は自然地形の眺望と田園の景観を形成するゾーンと水辺の景観軸周辺に位置する。

2.1.2. 建築物分析

計画地の建築物現況について次のとおり整理する。

(1) 教室棟

表 2-4 教室棟概要

建物名称	田水山小学校
建築主	つくば市
竣工年月	平成7年(1995年)2月
設計者(竣工時)	株式会社プランスタッフオフィス
施工者(竣工時)	北条工業有限会社
建築面積	1001. 76 m²
延床面積	2, 510 m ²
階数	地上3階
建築の構造	鉄筋コンクリート造
建築物の高さ	軒高 15m、 1 階: 3.95m、 2 階: 3.95m、 3 階: 3.85m
耐震性能	新耐震

(2) 屋内運動場

表 2-5 屋内運動場概要

建物名称	筑波勤労者体育センター
建築主	つくば市
竣工年月	昭和 57 年(1982 年) 2 月
設計者(竣工時)	日新設計株式会社
施工者(竣工時)	佐藤工業株式会社
建築面積	930. 37 m ²
延床面積	845. 72 m ²
階数	地上2階
建築の構造	鉄筋コンクリート造
建築物の高さ	軒高 7.85m、最高高 10.365m
耐震性能	新耐震

(3) 建築物の外壁調査及び配管劣化診断

旧田水山小学校の改修工事を実施するにあたり、令和4年(2022年)7 月、外壁と配管の劣化状況を確認し、今後の改修工事の検討及び計画に資す る資料を得ることを目的とし、調査を実施した。

ア 外観劣化調査の結果

調査の結果、南面にタイルの浮きが目立ったほか、南面内側の絵付きタイルにおいて、広範囲の浮きが確認された。

ひび割れに関しては、建物の各階で生じており、バルコニー腰壁内側では、経年による劣化と思われる縦方向のひび割れが多く見られた。また、 西面 2 階バルコニー腰壁では、鉄筋が露出している場所もあった。

建物躯体の損傷は見受けられなかったため、大規模改修は必要ないが、 塗装修繕やタイルの部分張替等の改修が必要である。





図 2-12 外壁劣化位置図

イ 配管劣化調査の結果

調査の結果、給水管は特に顕著な劣化は確認されなかったことから、残存寿命予測値が 10 年以上となり、継続使用が可能と考えられる。汚水管及び雑排水管は口径に対して 5%~15%の堆積物が認められたが、腐食の発生や亀裂等の異常は確認されなかったことから、定期的に洗浄を行うことにより、残存寿命予測値が 7年以上 10 年未満となり、継続使用が可能と考えられる。

調査対象		観察事項・調査方法	総合評価	所 見	
給水管	枝管	・管内面の劣化状態 [内視鏡調査]	··· 1	硬質塩化ビニルライニング 鋼管が使用されており、調 査の結果、継手接続部に軽 微な発錆が認められる程度 であり、特に顕著な劣化は 確認されなかったことから、 継続使用は可能と考えられ る。	
汚水管	横引管	・管内面の劣化状態 [内視鏡調査]	2	耐火二層管が使用されており、調査の結果、口径に対して5%未満~15%の堆積物が認められたが、腐食の発生や亀裂等の異常は、にまれなかったこととにより、継続使用は可能と考えられる。	
雑排水管	横引管	・管内面の劣化状態 [内視鏡調査]	··· 2	耐火二層管が使用されており、調査の結果、口径に対して5%未満~15%の堆積物が認められたが、腐食の発生や亀裂等の異常は確認されなかったこととにより、継続使用は可能と考えられる。	

表 2-6 配管劣化調査の総合所見

■総合評価基準

1:将来的な対応

2:7~10年以内に対応

3:3~7年以内に対応

4:早急に対応

(4) バリアフリー対応状況

ア段差

教室棟の主な出入り口となる昇降口付近は階段となり、スロープの整備等段差解消の対応が必要である。また、教室棟内にはエレベーターがない。 体育館も、入口に段差があり、車椅子利用者も乗入れできるよう改修が必要である。

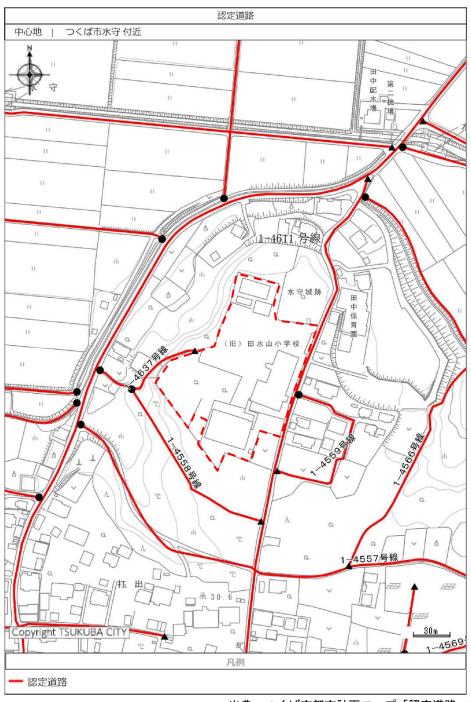
イ トイレ

現状、施設内には車椅子使用者が利用できる多機能トイレはない。また、 小学生用のトイレは一般用トイレに整備し、トイレの便器を洋式化する。

2.1.3. インフラの整備状況

(1) 道路

対象施設周辺の認定道路は下に示す。敷地は 1-4611 号線(幅員約 5m)及び 1-4637 号線と接道している。

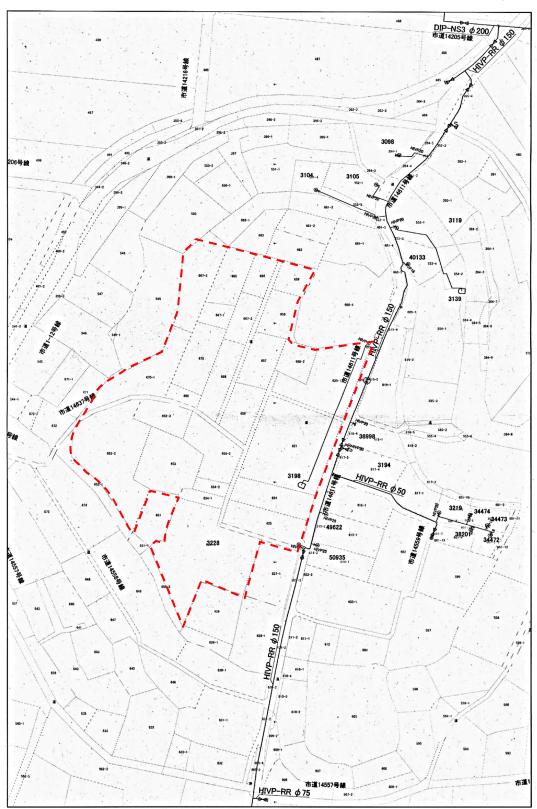


出典:つくば市都市計画マップ「認定道路」を基に編集

図 2-13 敷地周辺の認定道路

(2) 上水道

上水道は敷地東側の市道 1-4611 号線に、上水道が整備されている。

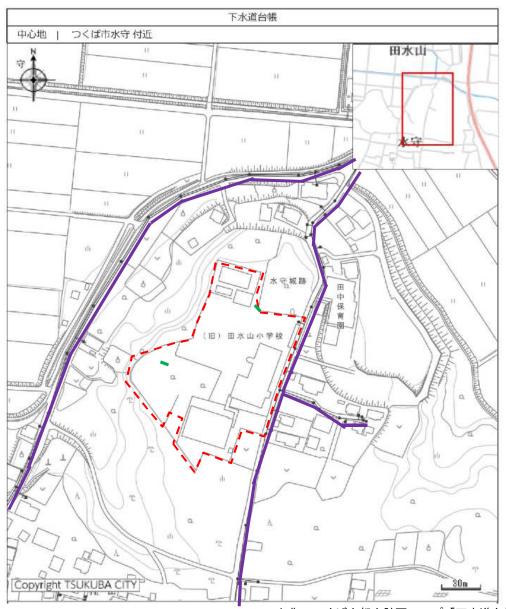


出展:つくば市上下水道台帳

図 2-14 インフラ現況図・上水道

(3) 下水道

汚水排水は市道 1-4611 号線に整備されている。雨水排水は敷地内地下浸透等により整備されている。



出典:つくば市都市計画マップ「下水道台帳」を基に編集

図 2-15 インフラ現況図・汚水

(4) 電気・通信施設

敷地内に電柱の存在が確認でき、屋外にキュービクルが設置されている。 現状は容量 75kva の変圧器 2 台が設置されており、空調設備等を新しく整備する場合、キュービクル容量を増設する必要がある。

また、対象地はNTT 東日本のフレッツ光の提供エリア内である。学校として使用していた時期には光回線を使用しており、設備自体は残存しているため、再契約をすることにより使用可能と思われる。



図 2-16 インフラ現況図・電気通信

(5) ガス

対象地は都市ガスの供給エリア外となる。

2.2. つくば市における文化芸術振興の状況

2.2.1. 文化芸術の取組

(1) つくば市文化芸術推進基本計画

本市における文化芸術の取組は P. 1. 9、表 1-7 に掲げるとおり、5 つの基本的方向と 11 の基本施策で構成される。

(2) 文化芸術創造拠点の位置付け

文化芸術創造拠点とは、地域の文化資源を活用し、新たな価値を創出することで、地域活性化に貢献する施設であり、「つくば市文化芸術推進基本計画」の基本施策「プラットフォームの形成」の中に位置付けられる。

文化芸術創造拠点はプラットフォーム形成に係る取組を集約し、体現した施設として、プラットフォーム形成におけるあらゆる機能の基軸となる。しかし、プラットフォーム形成に係る全ての取組を文化芸術創造拠点で完結させず、そこから出会いやつながりを創出する拠点となることを目指す。

なお、プラットフォームに求められる機能としては、次の表 2-7 のとおりである。

表 2-7 プラットフォームに求められる機能

○市内の各種機関等との連携によるネットワークの構築

市内にある文化芸術団体、文化芸術施設、研究所や教育機関等に働きかけ、分野の垣根を越えた連携によるネットワークを構築する。

○アーティスト及び市民の制作・発表・鑑賞等のコーディネート機能

構築したネットワークをいかし、文化芸術に携わる(する・見る・支える) 人に、人、モノ、情報などの提供をする。また、地域の文化芸術資源を結び つける事業などを行う。

○文化芸術に携わる人材への支援・育成機能

文化芸術活動を主体的に展開できる人材(する人、見る人、支える人等)の 支援制度を構築し、育成を推進する。

○市が関連する文化芸術の情報発信及びアーカイヴ構築

市が関連する文化芸術に関する様々な活動、情報、作品等の発信をするとともに、それらの記録を集約し、誰でも自由に閲覧できるようにする。

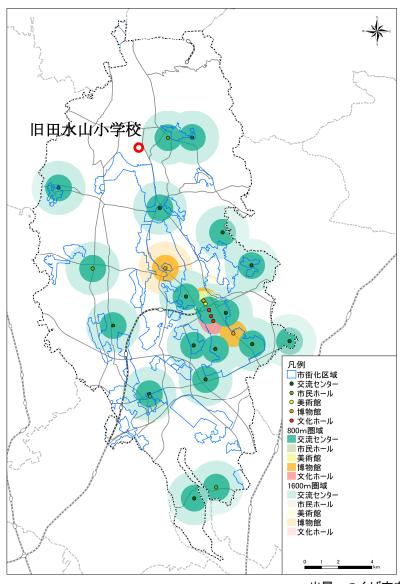
○文化芸術をする・見る・支える場の提供

文化芸術に携わる(する・見る・支える)人たちのために、文化芸術創造拠点の形成を図る。

「文化芸術創造拠点の形成」を他の施策に先んじて進めることで、他の施策をアピールする場となると同時に、文化芸術創造拠点を基軸として、上位施策である「プラットフォームの形成」及び「文化芸術を実践するまち つくば」の効果が他の施策にも効果を波及していくことにより、"つくば独自の文化芸術"を創造・推進する一助とする。

2.2.2. 文化・交流施設の立地状況

つくば市内の文化・交流施設は、地域交流センター等が 19 か所、美術館・博物館が 4 か所、文化ホール等が 7 か所立地している。計画地が位置するのは、現在立地している施設のいずれからも 1.6km 圏域外となっている。



出展:つくば市立地適正化計画

図 2-17 文化交流施設の立地

2.2.3. 市民意向の把握

(1) 令和 4 年 (2022 年) 度市民意識アンケート

つくば市では、市の現状やまちづくりの取組に対する満足度、及び市が進める主要な施策に対する意見聴取のため、市民意識調査を実施している。令和4年(2022年)8月に実施した「令和4年(2022年)度つくば市民意識アンケート」の結果によると、「つくば市の魅力」と、「文化芸術の振興に関する満足度」は、それぞれ次のとおりである。

ア つくば市の魅力

「あなたが、市外の友人に紹介したい(自慢したい)と思うつくば市の魅力は何ですか。」という質問項目に対して、「1 自然(筑波山、宝篋山、牛久沼など)」及び「2 科学(研究学園都市、研究機関の見学施設など)」について、「自慢したい・どちらかというと自慢したい」という回答がそれぞれ8割以上となっている。

イ 「文化・芸術の振興」に対する満足度

「あなたは、ふだんの生活の中で、次の 1)~42)の項目について、どの程度満足していますか。」という質問項目に対して、「17)文化・芸術の振興」について、肯定的な「満足」「どちらかといえば満足」の合計と、「わからない」と回答した割合がそれぞれ約4割となっている。

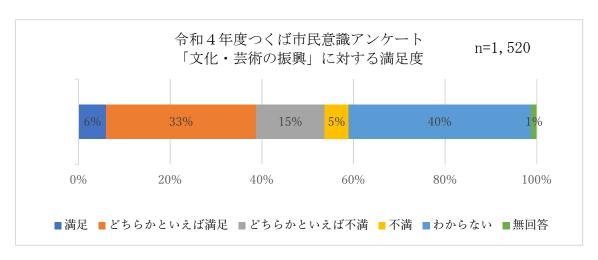


図 2-18 令和4年度つくば市民意識アンケート「文化・芸術の振興」に対する満足度

(2) 文化芸術市民意識調査

令和4年(2022年)に実施された文化芸術市民意識調査の中で、「文化芸術の満足度」「つくば市の文化芸術振興に今後重要なこと」は、次のように評価されている。

ア 文化芸術の満足度

「すべての人にとって文化芸術が身近となるような環境」「文化芸術に関する人材育成」「市内の文化芸術施設を整備・活用し、他施設とも関わりを持った賑わいの創出」について、「満足」「どちらかといえば満足」との肯定的な回答が5割未満となっており、他の回答項目と比較しても低くなっている。

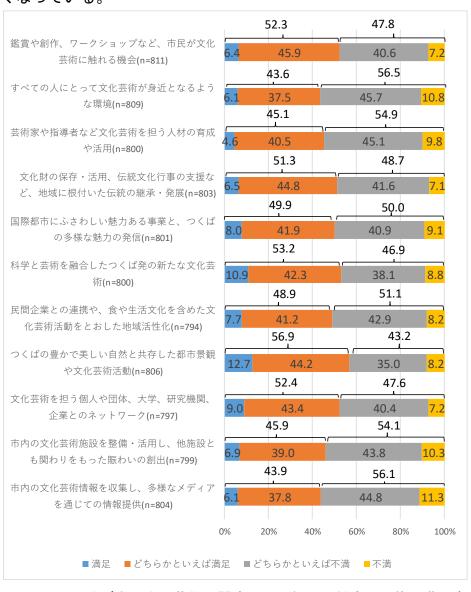


図 2-19 つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する現状の満足度

イ つくば市の文化芸術振興に今後重要なこと

「優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供」が最も多く、次いで「プロのアーティストとの触れ合う機会の提供」「周辺地区にある施設について、設備・運営の充実を図ることによる利活用の促進」となっている。

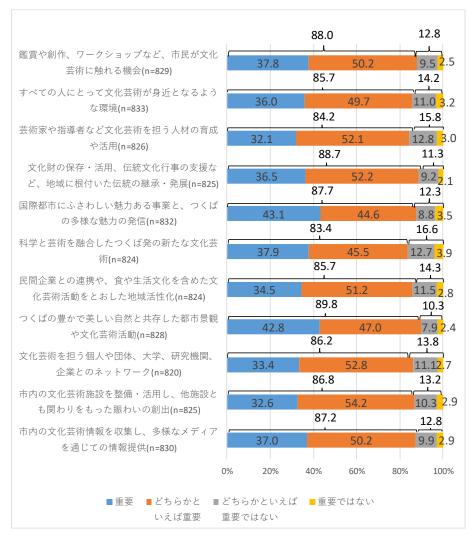


図 2-20 つくば市の文化芸術振興に関する取り組みにおける今後の重要度

ウ 文化芸術創造拠点に対して求める機能

「制作や発表、鑑賞・体験の場の提供」が回答としては最も多く、次いで「地域の交流スペースの提供」「防災・災害時の避難場所機能」となっている。

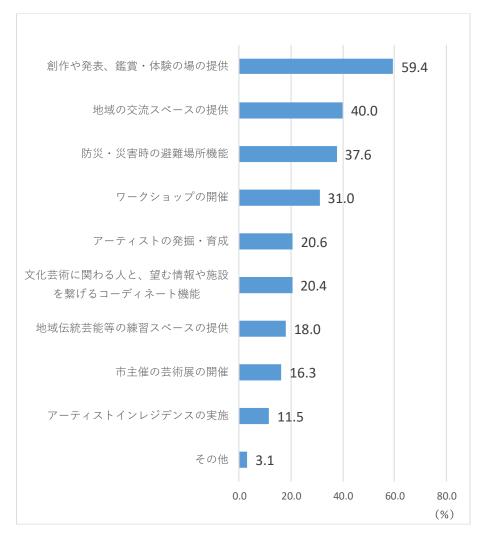


図 2-21 文化芸術創造拠点に対して求める機能

(3) 文化芸術審議会からの要望

令和4年(2022年) 3月22日付けで提出された答申書・意見書による意見・ 要望をまとめると次のとおりである。

- ① 自然豊かな景観(筑波山及び筑波山麓)の確保
- ② 市民、主に地域住民との協働(地域住民への説明、希望の聴取、すり合わせの実施)
- ③ 交通アクセスの検討
- ④ 社会経済情勢の変化や、日々成長する文化芸術に対応するための、中・長期的計画の策定
- ⑤ 様々な人や団体等の意見の、文化芸術創造拠点基本計画への反映
- ⑥ 施設運営や文化芸術について専門的な知識を持ち、継続して携わることが できる人材の育成
- ⑦ 文化芸術に関する資源をコーディネートする人材、文化芸術事業をマネジ メントする人材の育成・配置
- ⑧ 市内の文化芸術に携わる機関・団体等の連携を密にし、それぞれが担う役割、責任、取組等の検討

(4) 地域住民の要望

旧田水山小学校周辺の区長(上田中、下田中、水守、山木)と、田水山小学校跡地利活用推進協議会へ利活用について説明を行うとともに、「旧田水山小学校利活用に関する意見交換会」を開催し、計画地周辺住民の意見・要望について、次のとおり聴取した。

- ① 地域の人が使える場所としての整備
- ② 建物全体の清掃・修繕
- ③ 体育館の床や雨漏り筒所の修繕
- ④ 文化芸術事業を実施し、人の交流などのにぎわいを創出
- ⑤ 屋外運動場(グラウンド)の整備

2.3. 課題の把握と課題への対応

2.3.1. 課題の把握

計画地の敷地・建築物の分析、本市における文化芸術振興の状況から見えて きた課題を、計画地の施設における課題(ハード面)と、文化芸術創造拠点の 機能における課題(ソフト面)にそれぞれ整理する。

(1) 計画地の施設における課題(ハード面)

敷地	・筑波山及び筑波山麓を眺望できる場所が限られている。・過去の敷地測量の資料が残っていない。・施設の立地条件を考慮し、駐車場・駐輪場スペースを確保する必要がある。
建築物	・建物全体が経年劣化により使用に支障がある。 ・地域の人が自由に使えるスペースが必要とされる。 ・校舎等を避難所として使用可能にする必要がある。 ・不特定多数の利用者の出入りを考慮した、機能拡充に伴うインフラ容量を確保する必要がある。 ・各種関連法令に適合した改修内容を検討する必要がある。 ・多世代が自由に利用するためのバリアフリー化に対応する必要がある。

(2) 文化芸術創造拠点の機能における課題 (ソフト面)

事業計画	 ・"自然"と"科学"といった資源を活用した、"つくば独自の文化芸術"を創出できる仕組みが必要である。 ・施設運営や文化芸術について専門的な知識を持ち、継続して携わることができる人材が不足している。 ・文化芸術資源をコーディネートする人材・文化芸術事業をマネジメントする人材が不足している。 ・計画地の地域住民が参画できる事業が不足している。 ・多くの人が来場するイベント等の事業が不足している。 ・市が関連する文化芸術の情報の周知が難しい。 ・つくば市内の文化芸術に関する記録等を蓄積し、誰もが閲覧可
	能にしていく必要がある。
市民協働	・計画地の地域住民や市民をはじめとした様々な人や、文化芸術に携わる団体等の要望を把握する必要がある。
関係機関	・文化芸術活動に関する総合的な情報の収集と提供をする仕組みがない。・市内の文化芸術に携わる機関・団体等の連携ができていない。

2.3.2. 課題への対応

前項における課題をもとに、計画地の施設(ハード面)と、文化芸術創造拠点の機能(ソフト面)における対応策をそれぞれ整理する。

(1) 計画地の施設における対応策(ハード面)

敷地	・筑波山及び筑波山麓を眺望できる景観を意識した設計 ・敷地境界の確定 ・駐車場・駐輪場のスペースの確保
建築物	・建物全体の改修・修繕 ・地域利用スペースの整備 ・校舎等を避難所として利用可能となるように整備 ・建物の長寿命化の検討 ・電気設備・給排水設備等のインフラ容量の確保 ・バリアフリー法等、各種法令に対応した施設整備

(2) 文化芸術創造拠点の機能に求められるもの (ソフト面)

事業計画	・つくば市の文化芸術資源をいかした事業の推進・文化芸術資源をコーディネートする人材・文化芸術事業をマネジメントする人材の育成・配置・地域住民も参画できる事業や、広い地域から集客できる事業の実施・つくば市内の文化芸術に関する記録のアーカイヴ構築・公開	
市民協働	・計画地の地域住民をはじめとした市民や、文化芸術に携わる 団体等の意見の収集	
関係機関との連携	・文化芸術活動に関する総合的な情報の収集と提供 ・市内の文化芸術に携わる機関・団体等の連携強化 ・文化芸術団体、文化芸術施設、研究所、教育機関等、各種機 関との連携ネットワークの構築	

3. 基本計画

計画の目的及び現況と課題において整理した内容を踏まえ、文化芸術創造拠点としての基本的な事業の方向性と、施設整備の方向性をそれぞれ整理する。

3.1. 基本方針

3.1.1. ビジョン・コンセプト

旧田水山小学校を文化芸術創造拠点として活用していくにあたり、ビジョンとコンセプトを次のとおり設定する。

表 3-1 文化芸術創造拠点のビジョンとコンセプト

〇ビジョン(展望):アートで編む(つくば市文化芸術推進基本計画より)

市の多面的な魅力を構成する1本1本の糸を、文化芸術によって連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織る。

〇コンセプト(行動原理):出会う・つながる・創造する

人、モノ、情報が出会い、そこからつながりが生まれ、つながりから新たな 価値観やつくば独自の文化芸術を育む。

3.1.2. 事業方針

(1) 事業方針

ア ターゲット

つくば市民を中心として、アーティストをはじめとした文化芸術活動をする者、市内の教育・研究・産業など、地域の文化資源を形づくる人・モノを主な対象とする。

イ 中心的要素

令和4年度市民意識調査において、「市の魅力として市外の人に自慢したいこと」として、特に肯定的な回答の多かった「自然(筑波山、宝篋山、牛久沼など)」及び「科学(研究学園都市、研究機関の見学施設など)」について、「自慢したい・どちらかというと自慢したい」という意見がそれぞれ8割以上となっていることから、市民が考える「つくばらしさ」は多種多様なものが含まれていることが考えられる。

多種多様な要素を結びつけるひとつの手段として文化芸術を据え、文化 芸術創造拠点を中心として、文化芸術の"スタートアップ"を推進してい く事業を展開する。

ウ 具体的な活用方法

計画地の施設における課題、文化芸術創造拠点の機能における課題と、 その対応を踏まえ、文化芸術創造拠点の基本施策を次の3点とし、それぞ れに紐づく具体的な取り組みは次の図 3-1 のとおりとする。

- ① 文化芸術活動の支援
- ② 文化芸術活動に触れる機会の創出
- ③ 市民に開かれた交流の場の形成。

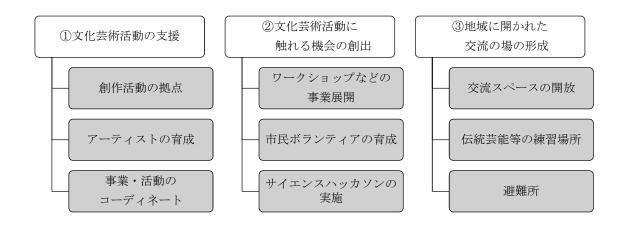


図 3-1 具体的な活用方法

(2) 中長期の事業展開

供用開始を始期とし、初期、中期、長期に段階分けして事業を展開し、段階的に拡大していく。

ア 初期(1年目):市内の芸術活動を支える交流の場の形成

- ① ワークショップなどの集客イベントを中心に事業を行い、施設の認知度 及び稼働率の向上を図る。
- ②創作・発表を行える場として、施設を開放する。
- ③地域の人が利用できるスペースとして開放する。
- ④市内在住のアーティストや芸術を学ぶ学生とつながる。
- ⑤ 人材育成を目的として、専門職を雇用する。
- ⑥市内の文化芸術団体や企業、研究機関などとのネットワークを構築する。

- イ 中期(2~5年目):次世代の芸術活動・芸術家発掘・育成の場の形成
 - ① 文化芸術のコーディネート・マネジメントができる人材を育成し、配置する。
 - ②アーティストとつくばの文化資源を結び付ける(コーディネート・マネジメントする)ことで、自身の活動に活かす経験と機会を創出する。
 - ③ アーティストの経験の場としてアートイベントを実施することで経験を 積む機会を創出し、人材育成を図る。

ウ 長期(6年目~):つくば市の文化芸術活性化を担うアートの発信拠点

- ① アーティストの主催するワークショップ・発表・作品展などを通じて、 市内外の人々がつくばの文化資源を活用したアートに触れる機会を創出 する。
- ② つくばの文化資源を活用した「つくば市独自の文化芸術」を発信していくことで、文化と経済の好循環を創造し、地域活性化に貢献する。
- ・施設の認知度
- ・稼働率の向上
- ・創作、発表を行える場としての開放
- ・地域利用スペースの開放
- アーティスト、芸術を 学ぶ学生等とつながる
- ・専門職の雇用
- ・企業、研究機関などと ネットワーク構築
- ・文化芸術のコーディネート、マネジメントができる 人材の育成、配置
- アーティストとつくばの 文化資源を結び付ける
- アーティストの経験の場としてアートイベントを実施
- ・市内外の人々がつくば市の文化資源 を活用したアートに触れる機会の創出
- ・つくば市の文化資源を活用した 「つくば市独自のアートを発信」

市の文化芸術活性化を担う アートの発信拠点

次世代の芸術活動・芸術家発掘・育成の場

市内の芸術活動を支える交流の場の形成

供用開始

中期(2~5年)

長期(6年目)

図 3-2 中長期計画の展望

(3) サイエンスハッカソンの実施

施設の主要事業としてつくば市の特性を活かした「サイエンスハッカソン」 の実施を据える。

「サイエンスハッカソン」では、アーティストが研究機関等を視察・見学したり、研究者との対話を行ったりする中で着想し、創作を行う。この事業をとおして、文化芸術と市内機関のコラボレーションを目指し、コーディネートを実施していくとともに、ネットワークの構築を体現し、プラットフォーム形成の取り組みの一助とする。

なお、ハッカソン (hackathon) とは、ハック (hack) とマラソン (marathon) を掛け合わせて造られた造語で、多様な人材が集まってチーム

を作り、特定のテーマに対して意見やアイデアを出して、決められた期間内 に成果物を制作するイベントを指す。

ア プラットフォームの中での位置付け

サイエンスハッカソンはつくば市の特色のひとつである科学を研究する機関と、文化芸術をコーディネートすることによって生み出されるものであることから、プラットフォームが機能することで生み出される文化芸術の実例となる。

イ 事業を通じて達成されるもの

事業を推進していくことにより、つくば市の様々な機関との連携が行われるため、ネットワーク構築を推進することができる。また、文化芸術と、それに携わる人が地域の文化資源と交わるコーディネートも併せて推進することができる。

ウ 主な参画対象

地域の文化資源を取り入れていく観点から、主に市内の研究機関等を協働対象とする。ただし、アーティストについては、協働先の特性などに応じて、市内・市外いずれのアーティストも参画対象とする。

3.2. 導入機能

3.2.1. 求められる機能等

基本方針で掲げた取り組みを推進していくため、施設として求められる機能 (ハード面)と、文化芸術創造拠点として求められる機能(ソフト面)をそれ ぞれ整理する。

(1) 施設に求められる機能(ハード面)

施設に求められる機能を次のとおり整理する。

表 3-2 施設に求められる機能(ハード面)

機能	概要
管理室	・施設運営に関わる事務作業・受付・エントランス業務などを 行う
機械室	・空調、換気、送風、コンピューター等の制御機能を担う
地域利用スペース	・地域住民が集い、集会や交流などで利用することができる
ギャラリー	・芸術展や地域の小中学校等の作品展示等、幅広い活用を見込む
スタジオ	·防音機能を供え、楽器の練習・映像制作・楽曲制作等の活動 を行える
創作室	・アーティストが創作活動に使用できるほか、展示・学びの場としても活用する
控室・更衣室	・講演の際の講師・イベントゲストの控室。日常時は更衣室と しても活用する
避難所	・災害時に避難できる機能を有する
多機能トイレ	・バリアフリー・ユニバーサルデザイン等に対応する
多目的スペース	・ワークショップ、市民発表会、講演など多目的に活用する
情報発信コーナー	・デジタルサイネージやパンフレット、チラシ設置により、文 化芸術に関する情報を発信する
ライブラリー	・文化芸術関連の各種資料を収蔵し、閲覧可能にする
駐車場・駐輪場	・敷地内での駐車台数・駐輪場台数確保が必要

(2) 文化芸術創造拠点に求められる機能(ソフト面)

文化芸術創造拠点に求められる機能を、表 2-7 の内容を踏まえ、プラットフォームの推進という観点から整理する。

表 3-3 文化芸術創造拠点に求められる機能 (ソフト面)

機能	概要
交流スペースの提供	・アーティスト同士や、アーティストと地域住民などが 交流し、様々な出会い、つながりを作る
創作・発表・鑑賞の場の提供	・創作活動を行うにあたり、自由に使用することができる場所を提供する・作品公開や公演などによる発表の場所を提供する・ギャラリーなどとして鑑賞スペースを提供する
ワークショップ	・文化芸術の裾野を拡げるとともに、文化芸術に携わる (する・見る・支える)人をつなげる
ネットワークの構築	・各種機関などと連携をし、サイエンスハッカソンなどの事業を展開する
アーティストの発掘	・市内で活動するアーティストや、アーティストの卵と つながる
人材育成	・アーティストを育成する・市民の創作・発表・鑑賞等のコーディネート・マネジメントができる人材を育成する・アーティストが、自分の能力を高めるための育成をする・市民ボランティアを育成する
コーディネート機能	・文化芸術に携わる(する・見る・支える)人が望む情報・施設・機関などとつながることができるようコーディネートをする
文化芸術情報収集・提供	・公演・展覧会に関する情報や、市内で活動するアー ティストに関する情報など、文化芸術に関する多様な 情報を収集し、必要とする人に提供する
文化芸術アーカイヴ	・収集した情報を蓄積し、つくば市内で実施されてきた 文化芸術のアーカイヴを作成・提供する

3.2.2. 導入機能の検討

導入する機能に、3.1.2. (1) 事業方針で掲げた事業実施の優先順位や、改修に要する費用などを考慮し、供用開始からの段階ごとに整備していくべき機能を整理する。

(1) 施設の導入機能

表 3-4 導入機能の検討(施設)

事業年度	類型	導入機能	活動の想定	
		創作室	絵画・彫刻・書道・工芸 他	
	創作 発表	スタジオ	楽器演奏・歌唱・演劇・ダンス・バレエ・リハーサル 他	
	鑑賞	ギャラリー	作品展示・鑑賞・発表・交流	
		控室・更衣室	_	
		多目的スペース	ワークショップ・講演会・地域イベント 他	
		特別展示室	サイエンスハッカソン・作品展示・鑑賞・発表・ 交流	
供	学習	交流	地域利用スペース	集会、交流会
用開始		図書・ 情報コーナー	芸術情報展示・パンフレット配布・イベント告 知・郷土史展示・デジタルサイネージ 他	
中期		書庫	施設の企画や管理運営・文化芸術に関連する書類の 収蔵	
		管理室・事務室	_	
	管理 機能	駐車場・駐輪場	_	
	伐北	多機能トイレ	_	
		避難所		
	防災	防災倉庫	災害時における避難	
		災害用井戸		
	屋外	グラウンド	運動場、屋外ステージ	
	施設	広場、ステージ		

(2) 文化芸術創造拠点の導入機能

導入機能について、供用開始からの段階ごとに詳細を検討する。なお、前 段階で示した内容は継続していくものとする。

表 3-5 導入機能の検討(文化芸術創造拠点)

事業年度	導入機能	詳細
	交流スペース	・地域の交流スペースの開放
		・短期的・単発的な創作活動・発表の場とし
	創作・発表・鑑賞の場の提供	ての教室貸出し
		・ギャラリー等、鑑賞スペースとしての利用
<i>(</i> ++-	ワークショップ	・地域住民向けワークショップの開催
供用		・文化芸術団体の情報収集
用開始時点~	 ネットワークの構築	・市内文化芸術施設と連携した事業の実施
時上		・研究機関などとの連携の推進
八		・サイエンスハッカソンの推進
	 アーティストの発掘	・市内で活動するアーティストの把握
	/ / / / · I • / / / · I II	・文化芸術を学ぶ学生などの把握
	人材育成	・人材育成を目的とした専門職の雇用
	文化芸術情報収集・提供	・市内の文化芸術に関する情報の収集・提供
	文化芸術アーカイヴ	・記録の蓄積・公開
	 交流スペース	・アーティストなどの利用者も含めた地域住
	文机人、人	民との交流
中	ワークショップ	・アーティスト向けワークショップの開催
期(・文化芸術資源をコーディネート・マネジメ
2 5 5	 人材育成	ントできる人材育成・配置
5	TOP HIM	・市内アーティストの育成
年目)		・市民ボランティアの育成
	ネットワークの構築	・アーティスト間のネットワーク構築
	コーディネート機能	・アーティストが市内研究所などと協働した
	— 7 4 11 1 10X HL	創作活動やコラボレーションの推進
長期	交流スペース	・市内外の利用者も含めた様々な利用者の交流
	ワークショップ	・市外の人を対象としたワークショップの実施
(6年目~)	コーディネート機能	・施設利用者などが求める文化芸術情報・活
	2 I I DANG	動などとつなげるコーディネート

3.3. 計画条件

3.3.1. 利用者層の想定

事業展開のフローと導入機能の検討結果によって、本施設の利用者層を次の とおり想定する。

1	
整備段階	利用者層
供用開始時点	市民+学生+アーティスト
中期(2~5年目)	市民+学生+アーティスト
長期(6年目~)	市民+学生+アーティスト+市外来訪者

表 3-6 各整備段階における想定利用者層

3.3.2. 利用者数の想定

本施設の利用者数を想定するため、次の3つの計算方法で年間利用者数を算出した。

(1) 統計データから年間利用者数を算出

表 3-7 令和2年度 社会教育施設の1施設当たり利用者数

(人)

年度	公民館 (類似 施設を含む)	図書館	博物館	博物館 類似施設	青少年 類似施設	女性教育 施設	社会体育 施設	劇場、 音楽堂等	生涯学習センター
平成 13 年	13, 753	53, 016	104, 372	37, 971	17, 279	19, 480	9, 482	15, 980	_
平成 16 年	14, 694	58, 042	101, 721	36, 401	17, 234	17, 939	9, 900	15, 810	
平成 19 年	16, 419	54, 862	102, 799	36, 213	21, 737	30, 747	10, 309	14, 941	68, 484
平成 22 年	15, 376	57, 991	101, 711	36, 761	21, 524	29, 577	10, 499	12, 596	69, 359
平成 26 年	15, 666	55, 534	107, 437	36, 051	24, 442	29, 164	10, 864	12, 205	64, 061
平成 29 年	15, 969	54, 060	116, 131	38, 408	25, 128	34, 495	11, 879	12, 961	62, 885
令和2年	9, 263	42, 304	52, 630	17, 918	10, 222	14, 299	6, 351	3, 982	25, 821

出典:文部科学省「令和3年度社会教育調査の中間報告」

文部科学省「令和3年度社会教育調査の中間報告」により、令和2年度間における社会教育施設の1施設当たり利用者数が統計されている。過去の調査と比較してすべての施設の利用者数が減少し、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられる。

本施設の類似施設と思われる「公民館(類似施設を含む)」と「劇場、音楽堂」について、新型コロナウイルス感染症拡大前の1施設当たり利用者数

は約13,000~17,000人となる。

総務省の統計データによって、全国市町村の平均人口密度は 173 人/km²となり、茨城県は 324 人/km²となるため、本施設の年間利用者数は全国平均の 1.9 倍である 25,000~32,000 人に設定する。

(2) つくば市内の文化芸術施設からの年間利用者数算出

つくば市内の文化芸術施設の利用状況は、次の表 3-8 のとおりである。

表 3-8 つくば市内の文化芸術施設の直近6年の利用状況

施設群	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合 計
地域交流	件数	40, 485	41, 115	40, 552	39, 353	24, 133	30, 065	215, 703
センター	人数	461, 960	478, 973	468, 455	481,667	245, 064	276, 376	2, 412, 495
(17 か所)	平均1か所 利用者数	27, 174	28, 175	27, 556	28, 333	14, 416	16, 257	141, 911
市民ホール	件数	1, 708	1, 565	1, 995	2, 101	1, 176	1,827	10, 372
(4か所)	人数	117, 312	113, 989	125, 158	111, 048	23, 938	43, 096	534, 541
ふれあい	件数	18, 185	19, 316	17, 194	15, 649	9, 595	10, 920	90, 859
プラザ	人数	67, 847	71, 672	70, 003	62, 753	26, 831	36, 940	336, 046
働く婦人	件数	1, 055	1, 040	1, 108	1, 106	644	716	5, 669
の家	人数	7, 792	7, 402	8, 426	8, 042	4, 224	4, 862	40, 748
ノバホー	件数	7, 245	7, 239	7, 211	6, 909	4, 058	5, 257	37, 919
ル・つく ばカピオ	人数	308, 086	317, 379	312, 877	302, 217	65, 140	126, 075	1, 431, 774
۵ = ۱	件数	68, 678	70, 275	68, 060	65, 118	39, 606	48, 785	360, 522
合計	人数	962, 997	989, 415	984, 919	965, 727	365, 197	487, 349	4, 755, 604

出典:つくば市市民文化系施設長寿命化計画

本施設の利用方法に最も近いつくば市の地域交流センターの新型コロナウイルス感染症拡大前(令和元年度まで)の1か所あたりの年間利用者数平均は、約28,000人となる。

(3) 類似施設からの年間利用者数算出

廃校を利活用して運営をしている文化芸術拠点、又は本計画で想定する文化芸術創造拠点の構成要素の一部を実施している施設について選定し、利用状況の概要を整理した。

その結果、施設の所在地人口・延床面積と入館者数の間に一定の相関関係が 見られるため、以下の相関関係を仮定し、各施設の係数αを算出した。

係数α_{*}=年間利用者数÷人口÷面積

※係数αは、施設の立地や運営状況などの所在地人口と延床面積の影響を除いた、施設の集客力を表した数値。

所在地人口 施設 所在地 延床面積 年間利用者数 係数α (R2 年度) 茨城県 守谷市: 約30,000人 もりや学びの里 3, 364. 82 m² 0.0001274 守谷市 69,985 人 (H29 年度) 東京都 東京都: 約811,203人 アーツ千代田 3331 11, 241. 66 m² 0.00000516 千代田区 (H28 年度) 13,981,782 人 京都国際マンガ 京都府 京都市: 約 283,705 人 0.00004745 4, 412 m² ミュージアム 京都市 1,355,083 人 (H30 年度) 京都府 京都市: 約35,000人 京都芸術センター 5, 209. 35 m² 0.00000496 (H30 年度) 京都市 1,355,083 人 約22,701人 京都府 京都市: 京都市学校歴史博物館 2, 399 m² 0.00000698 京都市 1,355,083 人 (H30 年度) 大阪府 大阪府立江之子島 大阪市: 約 100, 182 人 2, 943, 57 m² 0.00001237 文化芸術創造センター 大阪市 2,752,412 人 (H30 年度) 福岡県 イベント時 北九州市: 門司港美術工芸研究所 1696 m² 北九州市 173 人/目 939,029 人

表 3-9 類似施設の概要

文化芸術創造拠点の想定年間利用者数は、次の式により算出する。

年間利用者数(人/年)=つくば市人口(人)×延床面積(㎡)×係数 α = 251,650 (人)×延床面積 3355.72 (㎡)×係数 α

参考事例のうち、係数 α の一番高い施設は「もりや学びの里」であり、一番低い施設は「京都芸術センター」である。本施設の年間利用者数を算出する時の係数 α は、他施設の最小値、平均値、最大値を参考とする。それぞれ、次の表 3-10 のとおりとなる。

最小値 0.00000516 平均値 0.00003405 最大値 0.0001274

表 3-10 係数αの最小値等

(4) 本施設における想定利用者数想定

年間利用者数の可能範囲は $4,357\sim107,585$ (人/年) となり、平均値は 28,754 (人/年) である。

以上から、本施設の最終年間利用者数想定は約28,000人/年とする。

3.3.3. 法制度の整理

計画地に適用される条件その他を整理する。なお、関連法令等の適用される 条件については実施設計の段階で改めて整理するものとする。

(1) 都市計画法

表 3-11 都市計画法

項目	主な内容	対象条項
都市計画区域	都市計画区域の指定	第5条
区域区分	市街化区域及び市街化調整区域の指定	第7条
用途地域	建築物の用途・規模の制限	第8条
防火地域	防火地域・準防火地域の指定	第8条

(2) 都市計画法第29条による開発許可制度

表 3-12 都市計画法第29条による開発許可制度

項目	主な内容	対象条項
開発行為	開発行為の対象	第12項
開発許可の基準	市街化調整区域に係る開発行為	第 34 条
開発行為の許可	開発行為の許可	第29条1項3号

(3) 建築基準法

表 3-13 建築基準法

項目	主な内容	対象条項
特殊建築物	特殊建築物の該当	第2条
道路	接道義務	第 42 · 43 条
容積率	容積率の制限	第 52 条
建蔽率	建蔽率の制限	第 53 条
高さ	建築物の高さ制限	第 54~56 条
耐火建築物	耐火・準耐火構造の指定	第 27 条
採光・換気	居室の採光・換気の指定	第 28 条
排煙·照明	特殊建築物等の避難及び消化に関する技術的基準	第 35 条

(4) 消防法

本施設は消防法第 17 条第 1 項の政令で定める防火対象物に該当するため、消防法政令で定める基準に適合させなければならない。

表 3-15 消防法

項目	主な内容	対象条項
防火対象物	防火対象物の指定	法第17条、令第6条
特定防火対象物	特定防火対象物の指定	法第 17 条の 2 法第 17 条の 2 の 5 令第 34 条の 4
消防設備の設置 及び維持について	消防の用に供する設備の設置要否	法第 17 条、 令第 7 条第 1 項~第 4 項 令第 10 条~第 26 条
及 UniterforCar JV・C	消防用水	令第 27 条
	消火活動上必要な施設	令第 28 条~第 29 条の 3

(5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律(バリアフリー法)

本施設は特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)に該当するため、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準に適合させなければならない。

表 3-16 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律(バリアフリー法)

主な内容	対象条項
特定建築物の定義	法第2条第16項、令第4条
特定建築物の建築主等の努力義務	法第 16 条
特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認 定	法第 17 条
建築物移動等円滑化基準の規制	法第 11 条~24 条

(7) 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例

公共的施設を設置し、所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備 基準に適合させるよう努めなければならない。

表 3-17 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例

項目	主な内容	対象条項
公共的施設	公共的施設の指定	別表第1
出入口	出入口幅の確保	別表第2
廊下等	廊下幅の確保	別表第2
版 广 立	傾斜路の構造	別表第2
階段	階段の構造・仕上げの制限	別表第2
昇降機	昇降機の要件	別表第2
便所	身障者用便房の設置要件	別表第2
駐車場	車椅子使用者用駐車施設の設置要件	別表第2
敷地内道路	敷地内通路の構造	別表第2
その他	案内設備の要件	別表第2

3.3.4. 導入機能の設定

(1) 教室棟

3.2 導入機能の検討を踏まえて、教室棟のメインとなる導入機能を整理した。なお、写真は他の施設の事例を整備イメージの参考として用いている。

ア 創作室



アーティストが創作活動 に使用できるほか、展示・ 学びの場としても活用す る。

写真提供:京都芸術センター

イ ギャラリー



芸術展や地域の小中学校等の作品展示等、幅広い活用を見込む。

写真提供: 隼 Lab.

ウ スタジオ



写真提供:大阪府立江之子島文化芸術創造センター

防音機能を供え、楽器の 練習・映像制作・楽曲制作 等の活動を行える。

エ 多目的スペース



ワークショップ、市民発 表会、講演など多目的に活 用する。

写真提供:大阪府立江之子島文化芸術創造センター

オ 地域利用スペース



地域住民が集い、集会や 交流などで利用することが できる。

写真提供:アーツ千代田 3331

カ 図書・情報コーナー



デジタルサイネージやパンフレット、チラシ設置により、文化芸術に関する情報を発信する。

写真提供:大阪府立江之子島文化芸術創造センター

キ その他

表 3-14 その他の導入機能

類型	導入機能
創作・発表・鑑賞	控室・更衣室
管理機能等	管理室・機械室・駐車場・駐輪場・書庫・多機能トイレ
災害時の拠点機能	避難所・防災倉庫・防災用井戸

(2) 屋内運動場

現在の屋内運動場の主な利用者は地域の団体であり、文化芸術創造拠点整備後もその利用形態が継続すると想定されるため、現状の屋内運動場の機能を維持し、雨漏りや床等、修繕を行う。

(3) 屋外施設

グラウンドについては、多目的に使える広場として整備するとともに、敷 地周囲の樹木に関して適切な管理を行っていく。プールについては、老朽化 した更衣室や施設周囲フェンスの解体・撤去を行うとともに、ステージや眺 望施設として利用できるよう整備する。

(4) 指定避難所

本施設は指定避難所でもあることから、災害時にも利用できるよう、維持 管理していく。

3.4. 環境の保全と創出

3.4.1. 景観の保全

(1) 敷地から周囲を見る景観

教室棟およびプール跡地から周辺を眺望する視線軸を下記より整理した。 教室棟の北側に樹林が生えており、筑波山の眺望を阻害している。その一 方、プールの跡地から筑波山の眺望は確保できることから、プール跡地を屋 外活動の場とする利用が考えられる。

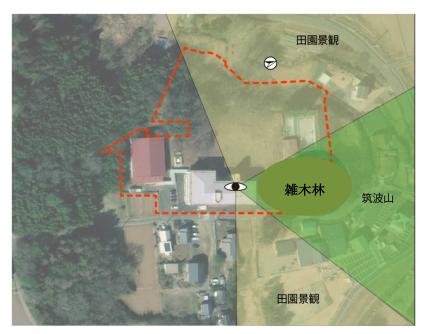


図 3-3 教室棟からの視認性



図 3-4 プール跡地からの視認性

(2) 周辺から施設を見る景観

旧田水山小学校の校舎は比較的新しく、構造及び外観・内装は近代的で、 一般的な校舎という型にはまらない姿であり、周囲の景観とも調和している。 文化芸術創造拠点として改修を行う際に、原則的には現状の外観を維持し、 タイルの張替えや塗装の塗り替えを行う。

施設東側を南北に伸びる国道 408 号から見る施設は、建物と周囲の木々が調和しており、その景観を維持していくことも重要である。



出典:地理院地図

図 3-5 色別標高図



図 3-6 国道 408 号から見る旧田水山小学校

3.4.2. 既存樹木の活用

敷地内に既存の樹木が多数あり、旧田水山小学校の歴史を刻み、地域の人々に親しまれている財産である。

敷地内の既存樹木は、可能な限り既存の位置で保全する。植栽管理は樹木が本来持っている自然樹形による管理を基本とし、植栽した樹木を目標とする形姿に収め、それを長期間維持するまでの管理を行う。また、敷地北側の雑木林との親和性を考慮し、剪定と整枝・施肥など定期的な管理によって樹形を維持する。

敷地西側の法面に位置する木々は桜が多く、学校として利用されていた頃の 記憶を継承しており、廃校を活用した施設としての学校らしさを残していくた めにも、維持管理していくことが望ましい。



図 3-7 既存樹木の様子

3.4.3. 環境配慮

施設の整備・維持管理を行っていくにあたり、太陽光発電設備等の導入や、 LED 照明器具の採用等により、環境配慮を行うことを検討していく。

3.4.4. 建物の長寿命化

(1) 概要

長寿命化とは、予防保全の考えに基づき、建物を計画的に修繕することによって、施設の寿命を延ばすことである。既存施設の改修の手法を示し、老朽化した公共施設の構造・設備・機能の耐久性を高め、法定耐用年数よりも長く利用できるように努める。

(2) つくば市の動き

平成 29 年 (2018 年) に『つくば市公共施設等総合管理計画 公共施設等 資産マネジメントの方針』が公表され、公共施設の維持管理の基本的な方針 を示している。本施設は公共建築物に該当するため、同計画の基本方針に基 づき取組を推進する。

(3) 対応方針

次の表のとおりとする。

表 3-15 建物長寿命化に対する対応方針

項目	方針
構造体の耐久性	・コンクリートのひび割れや中性化対策を検討する
	・鉄筋の腐食対策をする
	・劣化部分を補修する
	・高耐久性の材料を使用する
	・屋根の防水性能の向上のための修繕をする
	・将来の変化対応として安全性の面から許容荷重にゆとりをもたせる
設備の耐久性	・空調・衛生・電気の設備機器と、空調換気ダクトや空調・給排
	水管などの設備配管を対象に、補修間隔を長く設定できる耐用
	年数が長い設備を導入する
	・設備を更新する際に構造体や仕上げ材を痛めることなく更新や
	修繕ができるように、設備機器および配管・配線の配置、点検
	および更新時の運搬・設置のための作業スペースを考慮する
機能性の向上	・ユニバーサルデザインへ対応する
	・避難所などの安全性を向上する
	・高度情報通信設備に対応する
	・環境負荷の低減を意図した設備機器を導入する
	・自然採光・通風を活用する
	・収納スペースの面積を大きくする

項目	方針
	・エントランスなどの共用スペースを十分確保する

3.5. インフラ整備の基本方針

3.5.1. 交通アクセス

P. 2. 16、2. 1. 1. (10) の検討を基に整理する。

(1) 自動車(普通乗用車)によるアクセス

本施設へのアクセスの主な手段は、自動車(普通乗用車)による来場が考えられる。自動車を利用する場合、国道 408 号から進入するルートが、主な経路として想定される。



図 3-8 国道 408 号からの進入経路図

(2) 公共交通機関によるアクセス

公共交通機関による来場の場合は、最寄り駅からバスの利用が想定される。 最寄りのバス停との距離は約0.6kmであり、徒歩約8分である。

3.5.2. 駐車場 • 駐輪場

(1) 交通手段分担率

2018 年に実施した第6回東京都市圏パーソントリップ調査における、つくば市の交通手段分担率のうち、自動車分担率は 63%となるため、本施設の駐車場規模算定に用いる交通手段分担率の値も同様とする。

(2) 一般利用者用普通車駐車区画数

普通乗用車の乗車人数 (1台への同乗者数) については、2.1 人/台と設 定し、上記の交通手段分担率 (自動車分担率: 63%) を用いる。

また、3.3.2(4)で算出された年間最大利用者数の平均値 28,000 人を参照し、一日あたりの最大利用者数を算出する。平均値の 1.5 倍を採用し、営業日を約300 日として計算すると 140 人となる。

以上の前提から、最大駐車区画数を次の式により算出する。

最大駐車区画=最大利用者数 a(A)÷乗車人数 2. 1(A/A) × 自動車分担率 63% = 140(A)÷乗車人数 2. 1(A/A) × 63% = 42(A)

なお、普通乗用車の駐車場区画については、年間数日程度のピーク(イベント等の開催日)に合わせて最大値を満たし設定した場合、通常利用時には駐車区画に空きが多く出すぎてしまうため、イベント時の公共交通運用での工夫を考慮し、ピーク時の利用率を 60~80%程度に抑えるのが妥当と考え、本検討では最大値である 80%を採用し、普通車駐車区画数を次の式により算出する。

普通乗用車駐車区画数 = 最大駐車区画数×利用率 = 42(台)×80% ≒ 35(台)

以上から、駐車区画最大数を35台とする。

(3) 車いす使用者用駐車区画数

『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令』の第 17 条の規定により、本施設は車いす使用者用駐車施設を1つ以上設置する。

(4) 駐輪台数の算出

本施設はつくば市の自転車等駐車場の付置義務対象外となるが、来訪者の 移動手段を考慮し、自転車等駐車場を設置する。第6回東京都市圏パーソン トリップ調査における、つくば市の交通手段分担率のうち、自転車分担率の 12%を用いて、想定される駐輪区画最大需要を次の式により算出する。

駐輪区画の最大値=最大利用者数 a (人) ÷利用人数 1 (人/台) × 自転車分担率 8% = 140 人 ÷ 利用人数 1 (人/台) × 8% = 17 台

(5) まとめ

上記によって、本施設に必要となる駐車場・駐輪場の必要区画数は以下 となる。

表 3-16 駐車場、駐輪場の必要台数

類型	普通乗用車	車いす利用者用	駐輪場
台数	35	1以上	17

3.5.3. 上水道

受水槽・ポンプ室の必要面積を積み上げる。給水方式は受水槽+加圧給水ポンプ方式である。1日の最大給水量は次の式により算出する。

1日使用水量(L/d) = 人員(人)× 1日1人当りの使用水量(L/d・人)

人員について、前述の想定最大利用者数 135 人を採用する。また、1日1人当りの使用水量については、劇場・映画館と同じレベルの 40 (L/d) と想定する。

1 日使用水量 $(L/d) = 140 (人) \times 40 (L/d) = 5,600 (L/d)$

1日最大給水量の 50%を受水槽に貯留する場合、約 3 mの体積が必要となる。 現状の受水槽寸法は $2m \times 4m \times 1m = 8 m$ となり、必要となる容量に満足しているため、継続利用することが可能である。

3.5.4. 下水道

(1) 汚水

現状の便器は小学生が使用するサイズとなるため、一般利用者用のサイズに 更新する必要がある。また、ユニバーサルデザインに対応するため、多機能トイレの整備が求められる。

現状のトイレを改修とし、空気調和・衛生工学会「衛生器具の適正個数算定法」により、必要個数を算定する。個数算定法は、建物用途に利用人数と器具数が想定されている。本施設では、「オフィス」「劇場」「百貨店」における必要個数算定表を参照し、必要個数を割り出した。一日あたりの最大利用者数は、前述の140人を採用する。

トイレ個数の想定は、待ち時間に対する利用者の意識、評価から3段階の サービスレベルが設定されている。

- ・レベル1 待ち時間の少ない良好な器具数
- ・レベル2 標準的な待ち時間の器具数
- ・レベル3 必要最低限の器具数

本施設では、貸室及び事務室の利用者を想定し、男女比率は男 50%、女 50% とすると、利用人数は男性 70 人、女性 70 人となる。

サービスレベルは標準的な待ち時間のレベル2を想定する。教室棟においては、次の個数を設ける想定としたところ、現状のトイレスペース内に想定の便器数を整備することが可能である。

設置内容		現状	想定
	大便器	2 (1階) 2×2 (2、3階)	3
男子	小便器	3 (1階) 5×2 (2、3階)	2
	洗面器	1 (1階) 2×2 (2、3階)	2
/ →	大便器	3 (1階) 6×2 (2、3階)	3
女子	洗面器	2 (1階) 2×2 (2、3階)	3
多機能トイレ		0	各階に1つ※

表 3-17 トイレ個数の想定

なお、一日の汚水排水量は前述の一日の使用水量と同様であり、5.6 ㎡である。時間最大汚水量 (㎡/s) と設計時最大汚水量 (㎡/s) は次の式により算出する。1日平均使用時間は、10時間(営業時間10:00~20:00) と想定する。

時間最大汚水量(m^3/s) = 1日最大汚水量/1日平均使用時間×3,600 設計時最大汚水量(m^3/s) = 時間最大汚水量×1.2

上記を踏まえて、時間最大汚水量は 0.00016 m³/s、設計時最大汚水量は 0.00019 m³/s とする。

(2) 雨水排水

雨水については、現状の設備により対応可能であるため、必要個所の修繕 等を行うことで継続利用していく。

[※]施設にエレベーターを設置しない場合。設置する場合、施設内に1つ。

3.5.5. 空調設備

現状の空調設備導入状況を図 3-9 のとおり整理した。整備済みのエリアについては空調設備の稼働状況を確認し、耐用年数内の設備は継続利用する。未整備の場所については、施設の機能上必要な部屋に空調設備を導入していく。

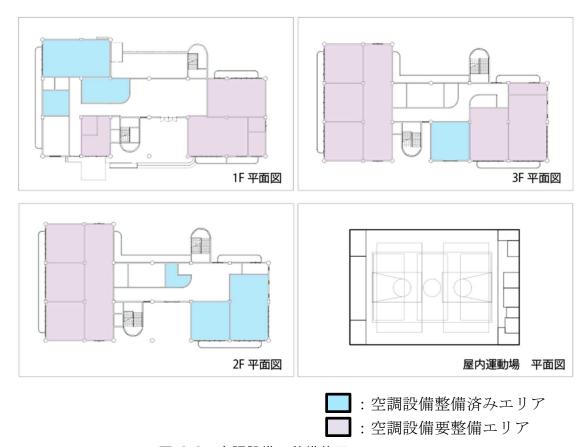


図 3-9 空調設備の整備状況

3.5.6. 電気・ガス・通信設備

(1) 電気

現状キュービクルは屋外に設置されており、 $2,700\text{mm} \times 1,600\text{mm}$ の面積が確保されている。高圧引込ケーブルと高圧主開閉器 (LBS) の使用年数は 28 年となり(平成 6 年(1994年製))、耐用年数が経過しているため、更新する必要がある。

導入する設備の負荷を計算し、容量を適正化したキュービクルを新設する。 また、非常用発電機設備も屋外設置とし、延床面積に含まない。

(2) ガス

都市ガスの範囲外であるため、プロパンガスの使用を検討する。

(3) 通信設備

光回線の設備については、既存のものを再利用できる可能性があるため、 利用者向けフリーWi-Fi 等の整備と合わせて、検討していく。

3.5.7. 防災設備

消火貯水槽・防災倉庫は、現状設備の継続利用を想定する。災害用井戸については、導入可能性を検討していく。

3.6. 整備計画

具体的な整備の内容について、次のとおり整理する。

3.6.1. 整備方針

各施設の基本的な整備方針は次のとおりとする。

表 3-18 各項目の整備方針

項目	整備方針
教室棟	・文化芸術創造拠点の役割を担う・災害時は避難所の役割を担う
屋内運動場	・団体スポーツ活動の場とする
屋外運動場	・グラウンドを整備、遊具は撤去する・交流・憩いスペースとする・災害時は応急活動の拠点として利用する
プール	・プールの付帯建築物は撤去する ・プールの老朽化している部分は改修し、ステージ・交流・憩 い・屋外活動の広場、筑波山の眺望施設として利用する
インフラ設備	・電気設備、空調設備、機械設備、給排水設備、ガス設備、インターネット環境等の各種インフラ供給の再整備

3.6.2. 土地利用計画

敷地内の土地利用については、次の図 3-10 のとおりとする。

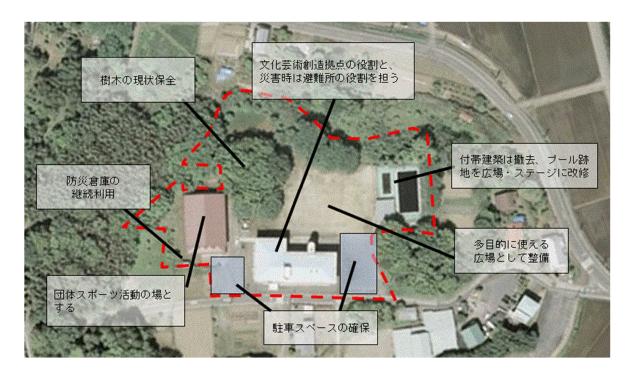


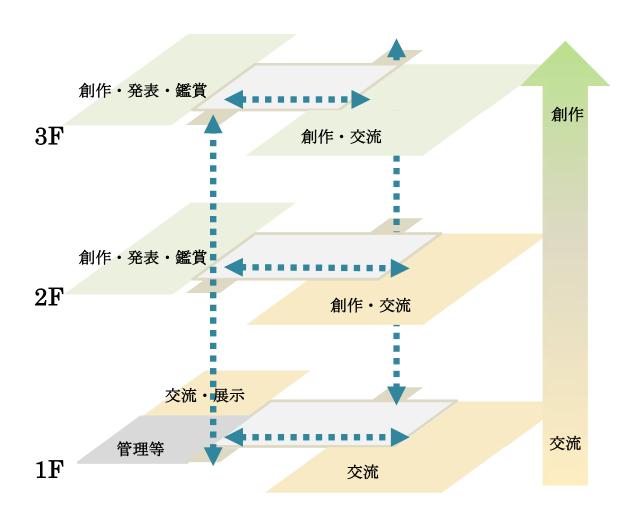
図 3-10 敷地内の土地利用計画図

3.6.3. 施設利活用計画

(1) 教室棟の諸室

P. 3. 41 以降の、3. 2 の検討を踏まえて、導入機能を『交流・学習』、『創作・発表・鑑賞』、『管理等機能』で分類した。

エントランスホールから近いほど、地域住民の利用が多く、利用者同士の 交流を積極的に促し、にぎわいのある活動を行うことができる。上の階に行 くほどアーティストの利用が多くなり、創作活動を行うことができる場を設 けることを想定した。



(2) 諸室面積表

旧田水山小学校の各階における諸室面積表を整理した。基本的には内壁を撤去・新設せず、利用者の多様な活動を促すために、可動式間仕切りや、設備機能の配置の工夫により、一つの部屋の多機能化を行うことを想定した。

労働安全衛生法においては、『労働者を常時就業させる室の気積を、設備の占める容積及び床面から 4 メートルを超える高さにある空間を除き、労働者 1 人について、10 ㎡以上とする』ことが定められているため、多目的スペース等は 4 ㎡/人の収容人数とする。会議室・研修室は、建築基準法の規定により算出する。

表 3-19 1階諸室面積表

No.	導入機能	面積(㎡)	現状部屋名	収容人数	備考
1	多目的スペース・ ギャラリー	107. 0	職員室	約 26 人	
2	給湯室	6.6	給湯室	_	
3	印刷室	8. 2	印刷室	_	
4	応接室	29. 0	校長室	4~6人	
5	トイレ	45. 5	トイレ/シャワー室	_	
6	多機能トイレ	51. 6→20	保健室	_	
7	物置	49. 4	倉庫、配膳室	_	
8	受付・管理室	40. 6	ホール・廊下	_	職員事務室
9	エントランスロビー	172. 4		_	
10	地域利用スペース	95. 4	家庭科室	約 25 人	
11	図書・情報発信コーナー	64. 8	理科室、	\$5.20 A	
12	書庫	52. 9	理科準備室	約30人	
13	物置	10. 7	家庭科準備室	_	
14	物置	12. 5	階段下トイレ		
15	物置	12.5	階段下トイレ		

表 3-20 2階諸室面積表

No.	導入機能	面積(㎡)	現状部屋名	収容人数	備考
1	創作室A	63. 6	クラス1	1~4人	
2	創作室B	63. 6	クラス2	1~4人	
3	物置	63. 6	クラス3	1~4人	
4	多目的スペース	142. 9	オープンスペース 1	約 35 人	
5	物置	15. 2	教育準備室	_	
6	トイレ	39. 0	トイレ	_	
7	物置	26. 1	放送室	_	
8	多目的スペース・廊下	116. 4	オープンスペース・廊下	約31人	
9	事務室兼物置	63. 6	クラス7	約15人	職員事務室/ 創作用具置き場
10	倉庫	13. 0	コンピューター準備室		
11	特別展示室	108. 2	コンピューター室	約 54 人	サイエンスハッカソン用 創作室兼ギャラリー

表 3-21 3階諸室面積表

No.	導入機能	面積(㎡)	現状部屋名	収容人数	備考
1	創作室C	63. 6	クラス4	1~4人	
2	創作室D	63.6	クラス5	1~4人	
3	物置	63.6	クラス6	1~4人	
4	多目的スペース	142.9	オープンスペース	約35人	
5	多目的トイレ	15. 2	教育準備室	_	
6	トイレ	39.0	トイレ		
7	物置	13.9	倉庫	_	
8	廊下	99.6	廊下	_	
9	ギャラリー	63. 5	図書室	約37人	
10	多目的スペース	86.6	図工室		
11	物置	19.0	楽器室	_	
12	スタジオ	108. 2	音楽室	約27人	

(3) 屋内運動場の諸室

表 3-22 屋内運動場面積表

導入機能	面積(㎡)	現状部屋名	備考
体育館	776. 2	屋内運動場	

3.7. 基本計画図

3.7.1. 土地利用計画平面図

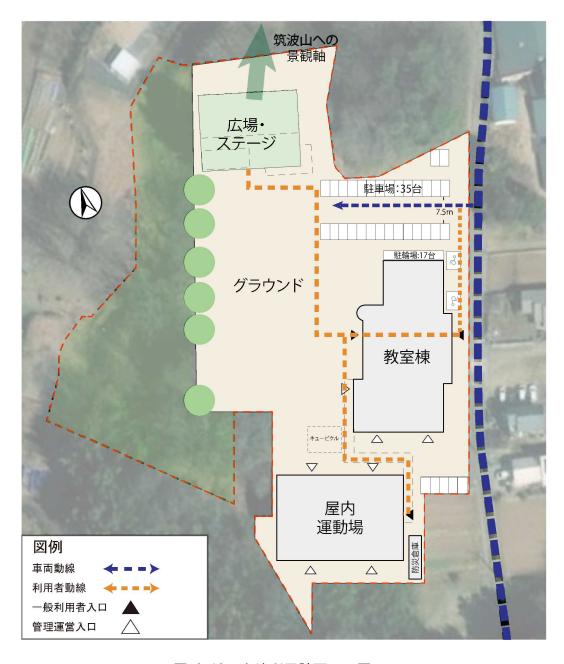
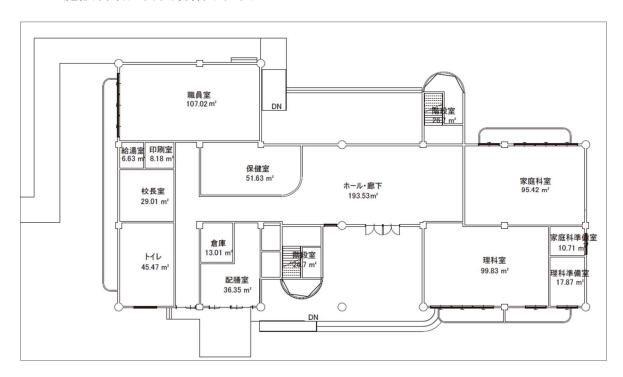


図 3-12 土地利用計画平面図

3.7.2. 施設利活用計画各階平面図



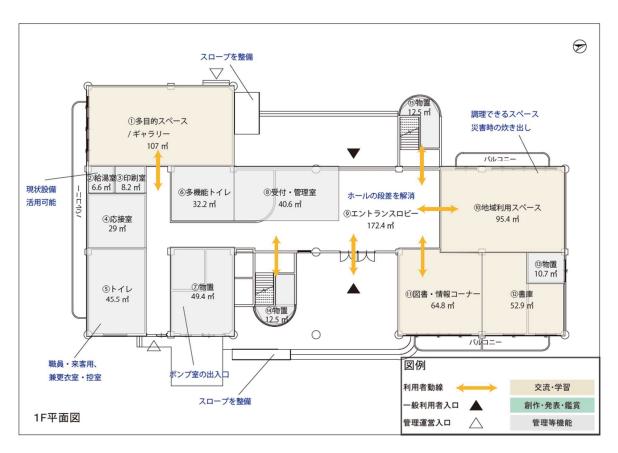
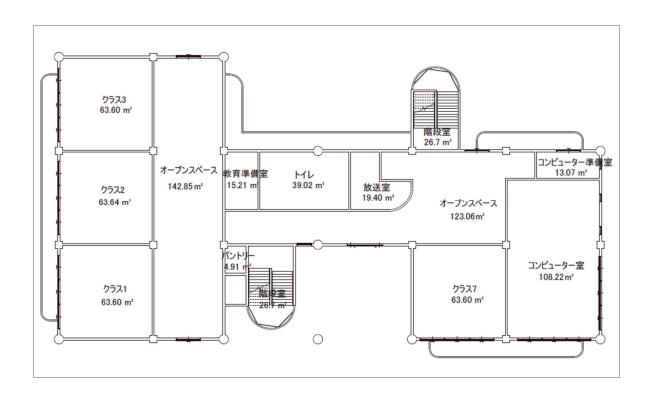


図 3-13 施設 1 階 現況図(上) 利活用計画計画案(下)



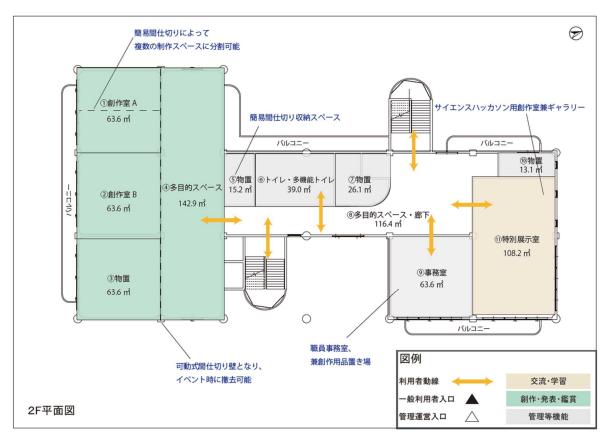
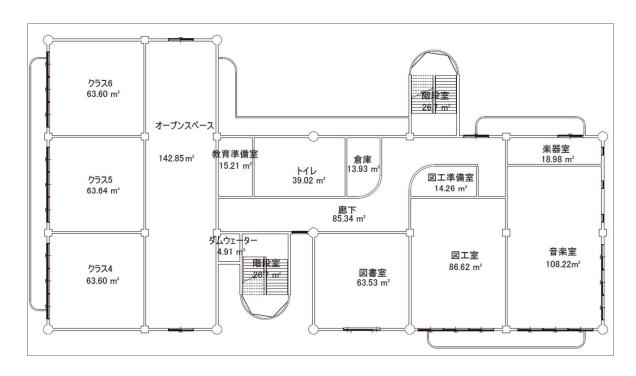


図 3-14 施設 2 階 現況図 (上) 利活用計画案 (下)



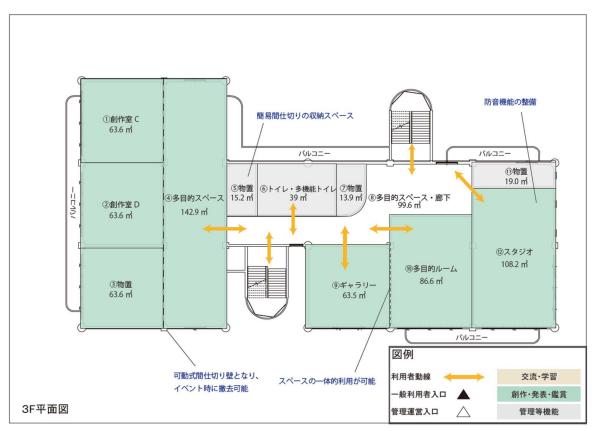


図 3-15 施設 3 階 現況図 (上) 利活用計画案 (下)

3.8. 概算事業費の算出

3.8.1. 概算事業費

改修に要する概算事業費の見込みは次の表 3-23 のとおりである。なお、備品購入費用は別途見込むものとする。

表 3-23 概算事業費

対 象	分類	項目	概算(円)	備考
		仮設工事	17, 000, 000	共通仮設・直接仮設
		外壁修繕	16, 300, 000	部分補修
	Z .	建具工事	8,000,000	排煙窓、室内建具
	建築工事費	内装工事	68, 000, 000	床土足仕様、壁塗装、木製什器 サイン、間仕切り壁
	費	エレベーター工事	24, 000, 000	本体 1,100 万円、杭 500 万円 鉄骨その他 800 万円
		防火戸改修	12, 400, 000	階段防火戸撤去新設
		電灯工事	16, 000, 000	照明 LED 化、非常照明・誘導灯設置、 コンセント増設
教室棟	電気工事費	動力工事	2, 500, 000	エアコン電源、屋内消火栓 電源、動力幹線の改修
111	上	受変電設備	20, 000, 000	屋外型キュービクル電灯・動力
	費	防災・防犯設備	16, 400, 000	誘導支援(トイレ呼出・ドアフォン)、 防犯、拡声(非常放送設備)、 配電線路、通信、TV
	1414	空調工事	20, 000, 000	ガスヒートポンプ式
	機械設備費	換気設備工事	5, 000, 000	天井扇による第3種換気
	設	給排水工事	7, 000, 000	トイレ改修に伴う給排水改修
	備書	衛生設備工事	10, 000, 000	洗浄便座付洋式便器へ変更
		消火・ガス工事	3, 700, 000	消火設備・ガス給湯器等
		合計	246, 300, 000	
		雨樋修繕	2,000,000	
休		仮設工事(足場等)	3, 300, 000	
体 育 館		床改修(部分)	3,000,000	
誀		ガラス飛散防止フィルム	3, 000, 000	
		合計	11, 300, 000	
屋外施設		外構工事	9, 700, 000	デッキ、スロープ、駐車場、 雨水排水処理、遊具撤去
設		合計	9, 700, 000	

全体 直接工事費	267, 300, 000 円	
----------	-----------------	--

諸経費等含む

441,045,000 円 直接工事費×1.5×1.1

3.9. 管理運営方法の検討

3.9.1. 管理運営方法の整理

(1) 市直営

つくば市職員を必要人数配置し、施設の利用管理や維持管理とともに、文 化芸術事業の企画・立案を行う。

(2) 業務委託

施設の利用管理、維持管理、文化芸術事業の企画・立案を含めて、市が業 務内容を決定し、民間事業者に発注する。

(3) 指定管理者制度

施設の利用管理、維持管理、文化芸術事業の企画・立案を含めて、指定管 理事業者を市が公募又は非公募により選定する。

(4) その他財源確保の方策 (ネーミングライツ等)

施設に名称(愛称)をつける権利で、施設の運営資金を調達するための方 法である。

3.9.2. 管理運営の考え方

(1) 各運営方式の比較

前項で整理した運営方式の違いを次にように表す。ネーミングライツは、 各運営方式と併用することが可能である。

表 3-24 各運営方式の特徴

	市直営	業務委託	指定管理	ネーミングライツ
運営~ 受託主体	市	限定なし	法人 その他の団体	
法的性格	_	公法上の 契約関係	管理代行	
施設設置	市	市	市	各運営方式と
施設管理	市	市	指定管理者	併用可能
施設の 使用許可	市	市	市又は 指定管理者	
基本的な利用 条件の設定	市	市 (受託者はできない)	市 (指定管理者はできない)	
メリット	事業の企画・立 案について市の 意向を臨機応変 に反映すること ができる	専門性のある事 業者が参入する ことにより、施 設の有効活用が 見込まれる	指定管理者の努力による維持管理費縮減・企画の立案など、民間活力の活用が期待される	企業からの収入 を得ることで、 運営管理費の拡 充に繋げること ができる
デメリット	専門性のある職 員を採用・配置 しなければ、施 設の有効活用は 難しい	企画内容につい て市の意向を臨 機応変に反映す ることは難しく なる	企画内容につい て市の意向を臨 機応変に反映す ることは難しく なる	施設維持管理や 事業そのものに 民間活力の参入 を望むのは難し い場合が多い

以上を踏まえ、各運営方式の特徴を整理し、比較検討を行った。

表 3-25 各運営方式の比較

評価視点	市直営	業務委託	指定管理	ネーミングライツ
維持管理費	経費負担がかさむ	経費圧縮が可能	指定管理者の努力による利用料金を収益源とする場合は維持管理費縮減が可能	企業からの収入 を得ることで、 運営管理費の拡 充に繋げること ができる
行政意向 の反映	直営のため行政 意向を随時反映 できる	委託期間内の意 向変更に対応しにくい	指定管理者独自 の判断により企 画・運営	確保した資金を 管理運営に回す ことが可能
人員確保	人員数を自前で 確保する必要が ある	外部委託により 人員削減が可能	指定管理者によ る運営のため人 員削減が可能	直接の人員確保には繋がらない
民間創意 工夫の発揮	直営のため困難	限定的だが可能	一定の裁量が与 えられるため最 大限発揮が可能	創意工夫は発揮 されづらい

(2) 管理運営の考え方

近年、文化芸術施設の管理運営には、民間ノウハウや民間資本の活用が不可欠であるが、文化芸術創造拠点は廃校を利活用する施設で地域との関連性が高いことから、地域との連携も求められる。

また、つくば市における文化芸術のプラットフォーム形成をしていくに当たり、つくば市の文化芸術資源と文化芸術をコーディネート・マネジメントしていく人材育成とともに、その手法を成熟させていくことが必要である。

以上を考慮し、民間活力を導入すること、施設管理にも地域住民が参画すること、また、施設の運営委員会を組織するなど、今後、実施設計を通じて文化芸術創造拠点の機能や性格が確立された時点で、管理運営手法を決定していくこととする。

3.9.3. 概算維持管理費

(1) 算出方法

維持管理の方針については、本計画策定の段階で施設全体の運営形態及び体制の確定には至ってはいないが、指定管理者制度による民間活力の導入及び市民活動団体との協力等を念頭に置き、持続可能な維持管理を目指すこととする。

これを前提として、本計画では、一般的な指定管理者制度をベースに維持管理費の検討を行った。本計画の内容に近似した市内外の施設を参考に維持管理費を算出した。

(2) 概算維持管理費

本施設の概算維持管理費は年間約47,690,000円となる。

3.10. 整備スケジュール

3年目 1年目 2年目 4年目 実施内容 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 2022 年 2023 年 2024 年 2025 年 基本計画 文化 発注 基本・実施設計 設計 芸術 創造 手続期間 請 拠点 1年想定 建設工事

表 3-29 整備スケジュール

つくば市文化芸術創造拠点 基本計画

令和5年(2023年)3月

編集発行 つくば市 市民部 文化芸術課 〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 TEL 029-883-1111(代表)



つ く ば 市文化芸術創造拠点基 本 計 画

令和5年(2023年)3月

概要版



T これからの やさしさの ものさし

計画の背景と目的

つくば市では「つくば市文化芸術推進基本計画」を平成31年(2019年)3月に策定し、同計画において、基本的方向5「文化芸術を実践するまち つくば」の基本施策9「プラットフォームの形成」における主要施策として「文化芸術創造拠点の形成」が掲げられた。

文化芸術創造拠点の目指すべき方向性の具体化を図ることを目的とし、令和3年(2021年)9月に市長から「文化芸術創造拠点の形成」について諮問をし、つくば市文化芸術審議会が開催され、審議の結論として、「文化芸術創造拠点の計画地は、旧田水山小学校とする」こと、「文化芸術創造拠点の整備に向け、文化芸術創造拠点基本計画の策定に着手する」ことの2点が、令和4年3月に市長に答申された。

本計画は、「つくば市文化芸術推進基本計画」に即して定め、本市の既存関連計画及び 国や茨城県等の法令、条例等や計画との整合性に配慮する。

玉

文化芸術基本法

文化芸術推進基本計画

障害者による文化芸術 活動の推進に関する法律

障害者による文化芸術活動の 推進に関する基本的な計画

茨城県

茨城県文化振興条例

茨城県文化振興計画

つくば市未来構想

第2期つくば市戦略プラン

つ

ば

市

つくば市 障害者プラン

つくば市 障害者計画

つくば市都市計画 マスタープラン

つくば市 立地適正化計画

つくば市 教育大綱

つくば市教育振興 基本計画

つくば市文化芸術基本条例

つくば市文化芸術推進基本計画



つくば市文化芸術創造拠点基本計画

敷地・建築物の分析

計画位置

所在地	つくば市水守 620 番	
敷地面積	11, 777 m²	
都市計画区域区分	市街化調整区域	
用途地域	なし	
法定建蔽率	60%	
法定容積率	200%	



教室棟

建物名称	田水山小学校		
建築主	つくば市		
竣工年月 平成7年(1995年)2月			
建築面積	1001. 76 m²		
延床面積	2, 510 m ²		
階数	地上3階		
建築の構造	鉄筋コンクリート造		
建築物の高さ	軒高 15m、 1 階: 3.95m、		
~~	2階:3.95m、3階:3.85m		
耐震性能	新耐震		



屋内運動場

建物名称	筑波勤労者体育センター	
建築主	つくば市	
竣工年月	昭和57年(1982年)2月	
建築面積 930.37 m ²		
延床面積	845. 72 m²	
階数	地上2階	
建築の構造	鉄筋コンクリート造	
建築物の高さ 軒高 7.85m、最高高 10.36		
耐震性能	新耐震	



基本計画

ビジョン・コンセプト

〇ビジョン (展望):アートで編む(つくば市文化芸術推進基本計画より)

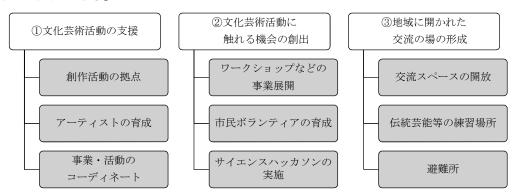
市の多面的な魅力を構成する1本1本の糸を、文化芸術によって連携させて いくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織る。

〇コンセプト(行動原理):出会う・つながる・創造する

人、モノ、情報が出会い、そこからつながりが生まれ、つながりから新たな 価値観やつくば独自の文化芸術を育む。

文化芸術創造拠点の活用方法

文化芸術創造拠点は、つくば市の文化芸術に関するプラットフォーム形成に係る取り 組みを集約し、体現した施設として、プラットフォーム形成におけるあらゆる機能の基 軸となる。文化芸術創造拠点の基本施策3点と、それぞれに紐づく具体的な取り組みは 次のとおりである。



中長期の事業展開

- ・施設の認知度
- 稼働率の向上
- ・創作、発表を行える場 としての開放
- ・地域利用スペースの開放
- アーティスト、芸術を 学ぶ学生等とつながる
- ・専門職の雇用
- ・企業、研究機関などと ネットワーク構築
- 文化芸術のコーディネート、 マネジメントができる 人材の育成、配置
- ・アーティストとつくばの 文化資源を結び付ける
- ・アーティストの経験の場 としてアートイベントを実施
- ・市内外の人々がつくば市の文化資源を 活用したアートに触れる機会の創出
- ・つくば市の文化資源を活用した 「つくば市独自のアートを発信」

市の文化芸術活性化を担う アートの発信拠点

次世代の芸術活動・芸術家発掘・育成の場

市内の芸術活動を支える交流の場の形成

供用開始

中期(2~5年) 長期(6年目)

サイエンスハッカソンの実施

施設の主要事業としてつくばの特性を活かした「サイエンスハッカソン_※」を実施する。

「サイエンスハッカソン」では、アーティストが研究機関等を視察・見学したり、研究者との対話を行ったりする中で着想し、創作を行う。この事業をとおして、文化芸術と市内機関のコラボレーションを目指し、コーディネートを実施していくとともに、ネットワークの構築を体現し、プラットフォーム形成の取り組みの一助とする。

事業を推進していくことにより、つくば市の様々な機関との連携が行われるため、 ネットワーク構築を推進することができる。また、文化芸術と、それに携わる人が地域 の文化資源と交わるコーディネートも併せて推進することができる。

※ハッカソン (hackathon) とは、ハック (hack) とマラソン (marathon) を掛け合わせて 造られた造語。

導入機能

施設の導入機能(ハード面)

事業年度	類型	導入機能	活動の想定
	創作発表	創作室	絵画・彫刻・書道・工芸 他
		スタジオ	楽器演奏・歌唱・演劇・ダンス・ バレエ・リハーサル他
	鑑賞	ギャラリー	作品展示・鑑賞・発表・交流
		控室・更衣室	_
		多目的スペース	ワークショップ・講演会・地域イベント 他
///-	交流 学習	特別展示室	サイエンスハッカソン・作品展示・ 鑑賞・発表・交流
供 用 開		地域利用スペース	集会、交流会
始 S		図書・情報 コーナー	芸術情報展示・パンフレット配布・イベント 告知・郷土史展示・デジタルサイネージ 他
中期		書庫	施設の企画や管理運営・文化芸術に関連する 書類の収蔵
		管理室・事務室	_
	管理 機能	駐車場・駐輪場	_
		多機能トイレ	_
	防災	避難所 防災倉庫 災害用井戸	災害時における避難
	屋外 施設	グラウンド広場、 ステージ	運動場、屋外ステージ

文化芸術創造拠点の導入機能 (ソフト面)

導入機能について、供用開始からの段階ごとに詳細を検討する。なお、前 段階で示した内容は継続していくものとする。

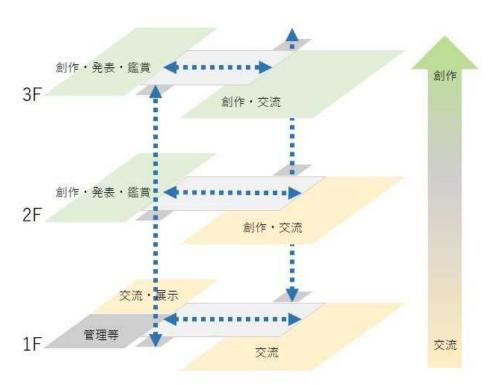
事業年度	導入機能	詳細
	交流スペース	・地域の交流スペースの開放
	創作・発表・鑑賞の 場の提供	・短期的・単発的な創作活動・発表の場として の教室貸出し ・ギャラリー等、鑑賞スペースとしての利用
	ワークショップ	・地域住民向けワークショップの開催
供用開始時点~	ネットワークの構築	・文化芸術団体の情報収集 ・市内文化芸術施設と連携した事業の実施 ・研究機関などとの連携の推進 ・サイエンスハッカソンの推進
\$	アーティストの発掘	・市内で活動するアーティストの把握 ・文化芸術を学ぶ学生などの把握
	人材育成	・人材育成を目的とした専門職の雇用
	文化芸術情報収集 · 提供	・市内の文化芸術に関する情報の収集・提供
	文化芸術アーカイヴ	・記録の蓄積・公開
	交流スペース	・アーティストなどの利用者も含めた地域住民 との交流
中##	ワークショップ	・アーティスト向けワークショップの開催
期(2~5年日	人材育成	・文化芸術資源をコーディネート・マネジメントできる人材育成・配置・市内アーティストの育成・市民ボランティアの育成
世	ネットワークの構築	・アーティスト間のネットワーク構築
	コーディネート機能	・アーティストが市内研究所などと協働した創 作活動やコラボレーションの推進
長期	交流スペース	・市内外の利用者も含めた様々な利用者の交流
(6年目~)	ワークショップ	・市外の人を対象としたワークショップの実施
<u>)</u>	コーディネート機能	・施設利用者などが求める文化芸術情報・活動 などとつなげるコーディネート

整備方針

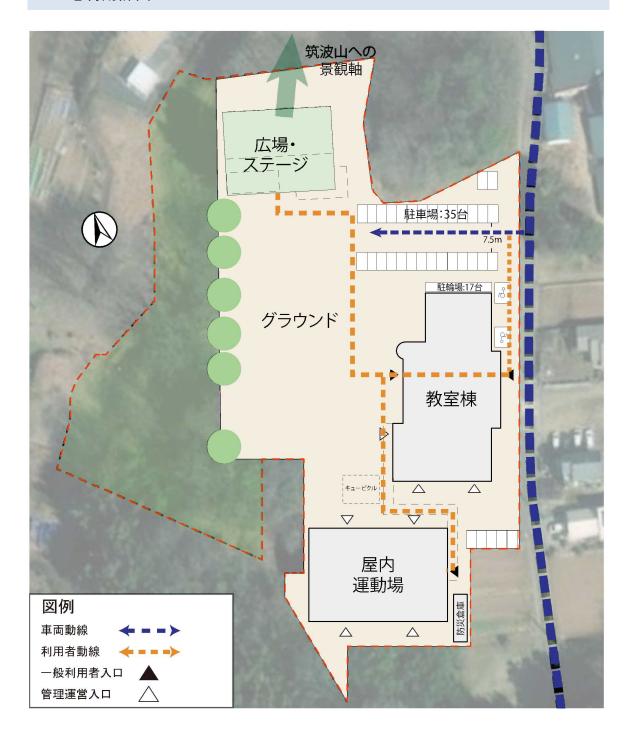
項目	整備方針
教室棟	・文化芸術創造拠点の役割を担う・災害時は避難所の役割を担う
屋内運動場	・団体スポーツ活動の場とする
屋外運動場	・グラウンドを整備、遊具は撤去する・交流・憩いスペースとする・災害時は応急活動の拠点として利用する
プール	・プールの付帯建築物は撤去する ・プールの老朽化している部分は改修し、ステージ・交流・憩 い・屋外活動の広場、筑波山の眺望施設として利用する
インフラ設備	・電気設備、空調設備、機械設備、給排水設備、ガス設備、イン ターネット環境等の各種インフラ供給の再整備

施設利活用計画

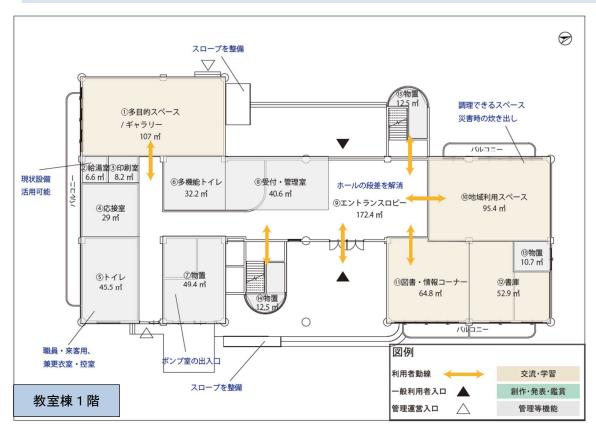
エントランスホールから近いほど、地域住民の利用が多く、利用者同士の交流を積極的に促し、にぎわいのある活動を行うことができる。上の階に行くほどアーティストの利用が多くなり、創作活動を行うことができる場を設けることを想定した。

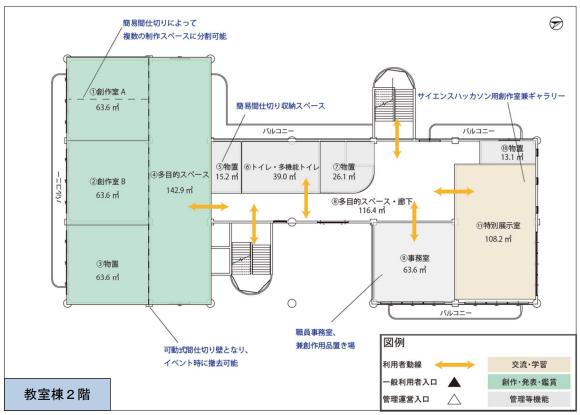


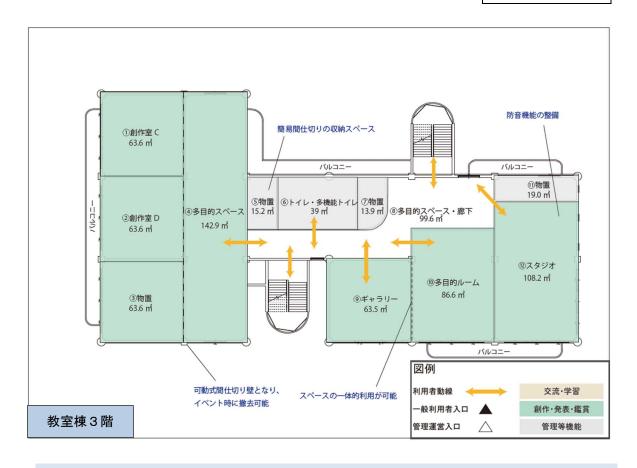
土地利用計画



各階利活用計画







概算事業費

対象	概算 (円)	備考		
	17, 000, 000	仮設工事		
数字博	128, 700, 000	建築工事(外壁修繕、建具修繕、内装工事 等)		
教室棟	54, 900, 000	電気工事費(電灯工事、動力工事 等)		
	45, 700, 000	機械設備費(空調工事、給排水工事 他)		
教室棟合計	246, 300, 000			
体育館	11, 300, 000	雨樋修繕、仮設工事、床改修 等		
屋外施設	9, 700, 000	デッキ、スロープ、駐車場、雨水排水処理 等		
	267, 300, 000 円	直接工事費		
全体	441, 045, 000 円	諸経費等含む(直接工事費×1.5×1.1)		

※備品購入費は別途見込むものとする。

想定される管理運営方法

市直営	つくば市職員を必要人数配置し、施設の利用管理や維持管理と ともに、文化芸術事業の企画・立案を行う。		
業務委託	施設の利用管理、維持管理、文化芸術事業の企画・立案を含めて、市が業務内容を決定し、民間事業者に発注する。		
指定管理者制度	施設の利用管理、維持管理、文化芸術事業の企画・立案を含めて、指定管理事業者を市が公募又は非公募により選定する。		
その他の財源確保 の方策	施設に名称(愛称)をつける権利で、施設の運営資金を調達するための方法。		

文化芸術施設の管理運営には、民間ノウハウや民間資本の活用が不可欠であるが、文 化芸術創造拠点は廃校を利活用する施設で地域との関連性が高いことから、地域との連 携も求められる。

民間活力を導入すること、施設管理にも地域住民が参画すること、また、施設の運営 委員会を組織するなど、今後、実施設計を通じて文化芸術創造拠点の機能や性格が確立 された時点で、管理運営手法を決定していくこととする。

概算維持管理費

本計画では、一般的な指定管理者制度をベースに維持管理費の検討を行った。本計画の内容に近似した市内外の施設を参考に維持管理費を算出した。

本施設の概算維持管理費は年間約47,690,000円となる。

整備スケジュール

		1 年目	2 年目	3 年目	4 年目
実	施内容	令和 4 年度 2022 年	令和5年度 2023年	令和6年度 2024 年	令和7年度 2025 年
	基本計画				
文化 設計 芸術			発基本・実施語	设計	
創造 拠点	手続期間			申請	
	建設工事			発注	1年想定 開館

つくば市文化芸術創造拠点 基本計画概要版

令和5年(2023年)3月

編集発行

つくば市 市民部 文化芸術課 〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL 029-883-1111(代表)

文化芸術創造拠点 意見交換会の開催及びアンケートの実施について

1 意見交換会の開催について

旧田水山小学校を文化芸術の拠点として活用していくにあたり、地域の方にも 活用いただける施設を目指すため、意見交換会を開催する。

(1) 日時

令和5年(2023年)6月24日(土)10時~12時

(2) 場所

旧田水山小学校 1階 理科室

2 アンケートの実施について

市内全域を対象として、文化芸術創造拠点の利活用に関する意見を募集するアンケートを実施する。

(1) 実施期間

令和5年(2023年)6月上旬から7月下旬

(2) 対象

市内全域

(3) 周知方法

区会回覧、ホームページ、市内地域交流センター等への掲示

公募型プロポーザルの実施について

1 公募型プロポーザルの実施について

旧田水山小学校のリノベーションにおいて、導入する公共施設に必要な機能の検討や配置計画、設備改修計画等を検討するに当たり、価格のみでなく、建築設計に関する高い専門性や技術力、企画力、業務実績等、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザルにより業務の受託者を選定する。

2 プロポーザル概要

(1) 選定方式

公募型プロポーザル

(2) 審査方法

候補者選定委員会を組織し、委員の審査結果により最優秀提案者を選定する。

(3) 提案を求める内容(案)

- ・ 設計コンセプト
- ・ つくば市の資源を生かした文化芸術施設としての活用
- ・ 計画地の持つ課題への分析と解決方法
- ・ 多様な利用者への配慮方法・交流施設・文化芸術施設としての活用
- ・コスト縮減方策
- · 独自提案